

総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
25	B	地方に対する規制緩和	その他	「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に基づく執行経費認定の弾力的運用	システム改修の原因が明らか(法改正、OSサポート期間終了など)であって、やむを得ない事情がある場合(システム改修に期間を要す)には、監督官庁(総務省)と協議した上で、事業の事前着手を認めることとする。(次期選挙執行時に、必要経費として計上可とする。)	【制度の概要】 国会議員の選挙等の事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)等に基づき都道府県及び市町村の選挙管理委員会が行い、これに要する経費(以下「執行経費」という。)は、国が負担することとされている。執行経費については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」(昭和25年法律第179号)において、投票所経費等の経費の種類ごとに基本額が定められている。なお、執行経費の実績報告等は、選挙ごとに発出される国(総務省自治行政局選挙部管理課)からの通知に基づき実施している。  【支障事例】 本県では、民間企業が開発した「選挙速報システム」を導入し、投票開始時に市町選管から報告される投票票データの集計に活用している。このたび、サーバーOS等のサポート期間満了や元号改正等に伴い、システムの改修が必要である。(履行期間約数ヶ月)当業務は、選挙執行前に業務発注せざるを得ないが、国の通知より、備品の事前発注等は認められておらず、対応に苦慮している。	【制度改正の必要性】 迅速かつ正確な投票票データの集計のために、システムは必要不可欠である。なお、システムのレンタル費用等は執行経費として認められており、改修費用についても、短期間で済めば、認められるものと思われる。  【懸念の解消策】 本件のように、改修の要因が法改正等により明らかであり、かつ履行期間等により通常のルールでは、準備に合わない執行経費は、監督官庁(総務省)との協議を前提とした上で事前着手を認め、次期衆議院選挙執行時に実績報告を行い、2重にチェックすることで、適切な執行経費の計上が可能となると考えている。	総務省自治行政局選挙部管理課長通知(平成29年10月6日付付総行管第333号)	総務省	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会		北海道、盛岡市、川崎市、大阪市、兵庫県、世帯市、山陽小野田市、高松市、福岡県、熊本県、中津市、沖縄県	○選挙権年齢の引下げ及び選挙人名簿の表示登録に係る法改正時には、特例的にシステム改修に係る経費について、国の予備費による補助制度が講じられたが、本市においては、システム改修が業者委託となるため、年度末までご間に合わず、結果的に表示登録部分の改修費が自治体の全額負担となった。 ○衆議院の区割り改定が行われた場合、投票速報システムの改修が必要となる。改修には一定の期間が必要である一方、改修着手は選挙執行年度と同一年度でないと執行経費の対象とならないことから、衆議院の解散後でないと改修に着手できず、対応に苦慮している。 ○民間企業が開発した名簿調製システム、期日前投票管理システム、当日投票システム及び開票システムを導入しているが、元号改正に伴う改修や公職選挙法の投票の無効事由の改正に伴う開票システムの改修に多額の経費を要している。公職選挙法の改正でシステムの改修が必要となる場合には多額の経費が必要となる。	国政選挙の執行のために行うシステム改修については、国政選挙ごとに国から地方公共団体に交付する地方公共団体委託費の対象となり得る。地方公共団体委託費は、国政選挙が執行される年度の予算に計上されること、当該年度以外に生じた経費については当該予算で措置することは、財政法(昭和22年法律第34号)に基づく会計年度独立の観点から、原則として認められないものである。
26	B	地方に対する規制緩和	その他	審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議会の諮問手続の廃止	地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項及び第244条の4第2項の各規定に、改正行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問が省略できる旨の規定が省略された。また、審査請求を認容し、原処分を取り消すという内容の審理員意見書が提出された。改正行政不服審査法では、処分に関する審査請求を全部認容する場合は、行政不服審査等への諮問を省略できる旨の規定となっているが、地方自治法に基づき議会の諮問を要する審査請求については、行政不服審査法の当該規定が適用されない。したがって、本市では、議会において、諮問の日から20日以内に委員会での審査及び本会議での意見の表決を行い、さらにその議決結果を受けて、審査庁で裁決を行っているところだが、本件のように審査請求を全部認容する場合は、審査請求人の権利利益の救済が完全に図られるため、議会手続に要する時間、経費、労力等に比べ、議会への諮問を行う意義が乏しい。また、審査請求人は、早期に裁決を得たくても、議会手続の終了を待たなければならない。加えて、保育料に限って言えば、子ども・子育て支援法の施行により公立と私立の保育料の法的性質が異なる仕組みとなることから、本件が仮に私立保育所の保育料の審査請求であった場合は、行政不服審査法の規定に基づき行政不服審査等への諮問を省略でき、救済手続に相違が生じることは、保育所の利用者にとって理解しづらく、また、制度上不均衡が生じている。	審査請求人は早期に裁決を得ることができ、早期の権利利益の救済が図られる。また、保育料決定処分に係る審査請求に際しては、公立・私立の保育所の違いによって審査請求人が裁決を得る時期の不均衡が解消される。	地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項、第244条の4第2項・行政不服審査法第43条	内閣府、総務省	下関市		新潟市、神戸市、高松市、宮崎市	○本市においては、地方自治法の規定により議会への諮問が要求される審査請求については、先般の改正により却下案件のみ議会への事後報告で足りたとされたところではあるが、これに該当しない場合は、裁決の結論(認容裁決)や、審査請求人の希望の有無を問わず、全て議会に諮問することとなる。議会においては、原則公開の場で審査され、近年はインターネットによる中継が行われるなど公にされる機会が増えている中、たとえ個人情報情報は伏せた形であったとしても、事案の概要については知られることとなるため、審査請求をしようとする者が萎縮してしまうこととなる。	地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項及び第244条の4第2項においては、審査請求があった場合、原則として議会への諮問手続を経ることとされている。これは、給与に関する事務又は財務に関する事務(以下「給与等に関する事務」という。)に係る審査請求に対する裁決は、被給与者や住民等の財産上の権利・義務に関する重大な事柄を対象とすることから、当該裁決については、執行機関単独で行うのではなく、議会への諮問手続を経ることにより、手続保障を充実し、手続面も含めた判断の正確性、公平性、客観性を担保することを目的としているものである。すなわち、本来、審査請求に係る裁決については能率的見地に立って処理することが求められているところであるが、給与等に関する事務に係る審査請求に対する裁決については、可能な限り慎重に判断される必要があることから、地方自治法独自の制度として、本来的に執行機関に対する監視機能を有する議会への諮問手続が設けられているものである。なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)(第7次地方分権一括法)において、給与等に関する事務に係る審査請求が不適法であり却下する場合には、地方公共団体の財政に影響を与える結果となり得るところ、本業務に関する事項については、諮問手続を簡素化することは適当ではないという整理がされている。	
27	B	地方に対する規制緩和	その他	自転車等の撤去・保管に係る費用の徴収・収納事務の私人委託	市町村が「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として行う自転車の撤去及び保管に係る費用の徴収・収納事務について、私人に委託することができることを明確化すること、又は、私人に同事務を委託することができるよう同法に規定を設けること。	自転車の撤去及び保管に係る費用の徴収・収納事務を私人に委託することができることにより、自転車の保管・返還業務とともに徴収・収納業務も私人が実施可能となり、効率的な業務委託を実現できる。	「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」 ・地方自治法第243条 ・地方自治法施行令第158条	内閣府、総務省	京都市	新潟市、熊本市	○当市でも自転車の保管・返還業務を私人に委託しているにも関わらず、徴収・収納事務は市職員が実施している。そのため、今の体制は非効率であると考えられる。 ○当市では撤去・保管に係る費用の徴収・収納事務は直営で行っている。提案のように徴収・収納業務も私人が実施可能となれば、当市でも効率的な業務委託を実現できると考える。	【内閣府】 ○自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第77号)以下、「自転車法」という。)第6条は、同条第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用の徴収・収納について、私人への委託を禁止する規定ではないものと承知。 ○地方公共団体の収入の確保及び住民の便宜の増進に寄与すると認められる場合、自転車法第6条第5項の費用の徴収・収納事務について、私人に委託することは、公金取り扱いに關し適性を欠く恐れはないものと思料。 【総務省】 本件については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づく自転車の撤去及び保管に係る費用が地方自治法施行令第158条第1項各号に規定する歳入に該当するか否かについて、自転車の撤去及び保管に係る制度の所管省庁において判断されるものである。		



管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
25	地方公共団体委託費として、予算計上年度のシステム改修費用が対象となることは、総務省から第1次回答で示されたところ。 については、予算計上年度において、システム改修に係る業務を選挙告示前に発注した場合であっても、対象経費として認定していただきたい。 また、国政選挙における選挙結果の正確かつ迅速な集計、公表等は全国的な課題であり、国においては、統一したシステム開発の検討、ICTを利用した先進(優良)団体の事例紹介や事例集作成、専門家(アドバイザー)の派遣など、地方自治体の選挙事務の円滑な実施に向けた技術的支援を一層進めていただきたい。		【川崎市】 選挙等の経費については公職選挙法等の趣旨に則り、必要な経費の負担をしていただきたい。		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		一次回答で回答したとおり、地方公共団体委託費は、国政選挙が執行される年度の予算に計上されること、当該年度以外に生じた経費について当該予算で措置することは、財政法(昭和22年法律第34号)に基づき会計年度独立の観点から、原則として認められない。	
26	今回の提案は、地方自治法における不服申立てについても、審査請求人の簡易迅速な住民の権利利益の救済の実現を図れるようにするものであり、行政不服審査制度の趣旨に沿ったものであると考えている。 各府省の回答にあるとおり、執行機関に対する監視機能を有する議会への諮問が設けられていることの意味については十分理解しているところである。 ただ、不服申立ての対応現場である地方公共団体においては、保育所の公立・私立の違いをもって、保育料決定処分に対する救済手続に相違があることを住民に説明しにくいことを考慮して提案するものである。 今回の提案は、全国の地方公共団体の執行機関や議会に影響を与えることとなることも理解しており、これらの関係者の意見も汲み取りながら、住民やその対応現場である地方公共団体のために必要な対応を御検討いただきたい。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、検討を求める。	公立保育所の保育料は使用料、私立保育所の保育料は負担金とされているが、両者が異なる理由及び、不服申立ての根拠規定が異なる中地方自治法では負担金が議会諮問の対象とならない理由を、それぞれお示しいただきたい。	子ども・子育て支援新制度においては、幼稚園・保育所・認定こども園を通じて、利用者と施設との間の契約を基本とした共通の給付・利用者負担のスキームとなっており、各施設が公立の場合には、その利用者負担は公の施設の使用料に該当することから、一次回答にも記載の理由により、審査請求に当たっては地方自治法の規定が適用されることになる。 なお、児童福祉法において市町村に保育の実施義務があることから、私立保育所については、子ども・子育て支援法附則第6条により、市町村が施設に対し委託費を支払うとともに、利用者から保育費用を徴収することとされており、この際の利用者負担額は「負担金」と整理されているが、過去の行政実例においても、地方自治法ではなく、各法において「負担金」制度が規定されている場合、その賦課処分に対する不服申立ては、地方自治法によらず原則として行政不服審査法によるものと解している。つまり、各法における負担金は、当該各法において負担を課したものであり、地方自治法上の負担金の規定を準用あるいは適用する旨の規定が置かれていない限り、当該各法あるいは行政不服審査法の規定によるものである。	
27	京都市で行われている放置自転車等の撤去及び保管等については、京都市の条例を根拠としているが、その条例の基となるのは「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(以下、「自転車法」という。)である。 このため、京都市の放置自転車等の撤去及び保管等に係る費用の性質及び当該費用の徴収・収納事務を私人に委託することの可否については、自転車法における解釈によるものと考えており、対外的な説明が求められた際には、自転車法に基づき説明をする必要があるところであるが、関係府省からの1次回答だけでは当該事務の私人委託の可否が不明確であるため、次の3点をお願いしたい。 1 自転車法第6条第5項に規定する放置自転車等の撤去及び保管等に要する費用が地方自治法施行令第158条第1項に規定するとの趣意に該当するかを明確にしてください。 2 上記費用の性質の明記が難しい場合には、当該費用の徴収・収納事務を私人への委託が可能であることを明確にしてください。 3 上記について明記した通知の発出をお願いしたい。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第6条第5項に規定する費用の徴収・収納事務について、私人に委託することが可能であることを、その根拠を整理した上で、地方公共団体に通知していただきたい。	【内閣府】 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第5項に規定する費用について、地方自治法施行令第158条第1項に規定するとの趣意に該当するか、また、当該費用の徴収・収納事務の私人への委託に関する法令上の整理等について、関係省庁と早急に検討してまいりたい。 【総務省】 総務省としては、1次回答のとおりであるが、地方公共団体へ通知するにあたり必要な整理について内閣府からご相談いただければ、協力してまいりたい。	5【総務省】 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第5項に規定する費用について、地方自治法施行令第158条第1項に規定するとの趣意に該当するか、また、当該費用の徴収・収納事務の私人への委託に関する法令上の整理等について、関係省庁と早急に検討してまいりたい。 【総務省・内閣府】 [措置済み(令和元年12月6日付内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)事務連絡)]



総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
28	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	<p>公営住宅の明渡し請求後、明渡し期限が経過した不正入居等に生じる損害賠償金の回収事務を私人に委託できるような制度改正</p>	<p>県営住宅の明渡し請求により生じる損害賠償金について、本県の条例では「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭を徴収することができる」(奈良県営住宅条例第30条2項第3号第3項及び第4項)と定めており、更に規則において「近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額」(奈良県営住宅条例施行規則第19条)と決定している。この条例・規則は、公営住宅法第29条及び第32条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)」について(平成8年10月14日住総発第153号)を参考に定めている。</p> <p>「近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭」については、知事が指定する期日をもって明渡しを請求(賃貸借契約を解除)することで入居決定を取り消し、それにより生じた明渡し義務を退去者が履行しないことによる債務不履行に係る損害賠償金であり、規則で定め、入居時に説明を行うことで、民法第420条における損害賠償額の予約としている。</p> <p>当県においては、県営住宅の退去者の滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために弁護士に委託する一方、当該損害賠償金については、私人に委託できないことから、現在職員で徴収にあたっている。</p> <p>退去者のうち、家賃と損害賠償金の両方を滞納している者も一定程度いるが、滞納家賃は弁護士、損害賠償金は職員と、支払い先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。</p>	<p>専門家のノウハウが活用できること、滞納家賃と損害賠償金を一体的に委託することで債権回収業務を効率化することができる。</p>	<p>・公営住宅法第29条、第32条 ・地方自治法第243条 ・地方自治法施行令第158条</p>	<p>総務省、国土交通省</p>	<p>奈良県</p>		<p>宮城県、仙台市、福島県、須賀川市、埼玉県、川崎市、名古屋、八尾市、愛媛県</p> <p>○本市においては、条例及び施行規則に基づき、市長が期日を指定して住宅の明渡しを請求している。その請求に応じない入居者に対しては、明渡し請求訴訟を提起して契約解除の意思表示をし、その訴状の送達日の翌日から当該住宅の明渡しの日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額(以下、損害賠償金という)を徴収することとしている。明渡し請求訴訟にて、滞納している家賃等の支払いの判決を得た退去滞納者に対しては、回収業務を弁護士に委託しているが、損害賠償金は私人の方で回収できないため、本市で直接対応している。貴県と同様、滞納者等は弁護士、損害賠償金は職員と、支払先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。</p> <p>○本市においても、家賃滞納者に対し、本市市営住宅条例第34条第4項において「請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる」と規定し、本市市営住宅条例施行細則第26条第2項において「当該請求をした日の属する月の家賃に相当する額」と規定する。そして同様に、滞納家賃については弁護士に委託する一方、損害賠償金については職員で対応しており、非効率となっている。併せて、市営住宅退去時の建物修繕費(関しても、私人委託ができないため)の問題が生じている。通常、家賃を滞納したまま退去した者は、敷金が滞納家賃に充てられるため、ほぼ建物補修費も未納となるが、滞納家賃は弁護士に委託し催告を行う一方、建物補修費は職員から催告を行う形となり、非効率が生じている。</p> <p>○当県においても、県営住宅退去者の滞納家賃と損害賠償金の回収業務では、滞納家賃は民間会社に委託し、損害賠償金については職員で行っており、非効率であると感じている。制度改革により、滞納家賃と損害賠償金の回収業務を一体的に委託することが可能になれば、回収方法の選択肢が増えることにより、効率化を図ることが期待できる。</p> <p>○当県では、県営住宅における高額滞納者への住宅明け渡し請求(県営住宅条例29条3項)を実施しているが、明け渡し期限後、退去しない者に対し、近傍同種家賃額の2倍の額を損害金として徴収している。(県営住宅条例第30条2項)当該損害金は、地方自治法施行令第158条に規定されないため、県で調定及び徴収しているが、性質的には家賃に近く、家賃徴収を委託している先で家賃と同様の徴収業務を実施した方が効率的と考える。</p> <p>○当県では、県営住宅の家賃に関しては、住宅供給公社に収納事務を委託している。一方、損害賠償金に関しては、委託が行えないため、県が直接、請求を行っている。また、損害賠償金の未納者に対しては、県が督促、催告しているが、効果的な滞納整理が困難な状況にある。損害賠償金の滞納者のほとんどの者は、家賃も滞納しており、住宅供給公社に徴収事務を委託し、一体的な債権回収を行うことが効率的である。</p>	<p>【総務省】 本件については、公営住宅法を所管する国土交通省において判断されるものである。なお、地方自治法第49条は、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収もしくは収納又は支出の権限を私人に委託し又は私人をして行わせてはならない」と規定しており、法令に基づく私人への公金取扱いの制限の緩和を認めているところ、法令に基づく公金の徴収又は収納事務の私人への委託については、各公金の徴収又は収納事務の効率化の要請と当該公金の性格を踏まえ、各法令において委託の範囲を決めることが適当であると考えられる。</p> <p>【国土交通省】 平成30年地方分権改革に関する提案募集における「損害賠償金徴収事務の委託のための地方自治法施行令の改正」に対する総務省の回答によると、地方公共団体の歳入の私人への徴収委託については、地方自治法施行令第158条に規定があるところ、同条第1項に掲げられる徴収委託を可能とする歳入の性質は、その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らかであり、その徴収を私人に委託しても、公金取扱いに關し適正を欠くおそれもなく、地方公共団体自らが徴収するよりも能率的に円滑に徴収することができるものがあるとあり、個別法において徴収委託を可能とする規定をおこなう検討するとしても、上記回答を参考として、個別法に徴収委託の規定をおいている介護保険法等の例を限り、委託先を特に限定せず単に「私人」とする場合には、同様の性質が求められると思われることから、ご提案の公営住宅法第29条第7項及び第32条第3項後段に定められる損害賠償金についても同様の性質が認められなければ徴収委託を可能とすることは困難であると考えられる。</p> <p>ここで、公営住宅法第29条第7項及び第32条第3項後段に定められる損害賠償金は、「近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる」と規定されており、当該損害賠償金に対する考え方や額の決定については、事象主体である各地域公共団体に委ねられており、上記徴収委託を可能とする歳入の性質のうち、「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」について、法令上担保されているとはいえないと考えられる。</p> <p>また、仮に本提案が実現したとしても、明渡し請求に係る損害賠償金は公営住宅法第29条第7項及び第32条第3項後段に定められる損害賠償金に限られるものではなく、例えば住居等を毀損した場合の損害賠償金については、結局のところ徴収委託できないのであれば、本提案実現による効果に疑問を抱くものがある。(なお、住居等を毀損した場合の損害賠償金については、その程度に応じた額がその都度設定されることが容易に想定しうることから、「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」と言えないことは同じである。)</p> <p>なお、不正等に係る金銭の徴収事務について、一般私人に委託していない例が他にもあるのであれば、そうした事務を委託することの是非について包括的に議論されるべきであり、公営住宅だけを取り上げて議論すべき内容ではないと考えられる。</p>	
31	B	地方に対する規制緩和	その他	<p>住民基本台帳事務関係様式からの「性別」欄削除</p>	<p>【例：住民基本台帳カード関係様式】 「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付総行住第47号)で示された住民基本台帳事務関係様式には、性別欄が設けられている。 ・当該通知は技術的助言であるものの、様式へ「※住民票コードがわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。」といった記載が付けられていることを踏まえ、通知を受けた地方自治体側としては当該様式は性別欄があることを前提としたものと解するのが一般的だと考えられる。 ・様式に性別欄があると、「住民基本台帳上の性別」と性別同一性(性自認)とが異なる場合などに申請者へ心理的負担を強いることが懸念される。</p> <p>当区を含む複数の地方自治体においては、申請書等の様式を点検し、性別欄を削除する等の取組を進めているところであるが、地方自治体へ統一的に示された各通知等によって、様式に性別欄への記載が規定されているため、取組の支障となっている。</p>	<p>住民基本台帳事務関係様式から性別欄を削除することができれば、申請者の心理的負担を緩和することができ、申請者一人ひとりの人権に配慮した窓口対応が可能となる。</p>	<p>「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付総行住第47号)</p>	<p>総務省</p>	<p>特別区長会</p>	<p>石岡市、柏市、川崎市、福井市、高山市、豊明市、京都市、岩国市、徳島市</p>	<p>○申請者から性別を記載させることに対し、「性的虐待を受ける」と苦情を受けた事例がある。制度改革により、当事者の心理的不安が軽減される。 ○不必要な個人情報の収集を最小限にとどめるという個人情報保護の観点からも不要な性別欄は廃止するのが適当ではないかと考える。</p>	<p>公的個人認証の電子証明書が記録される高度な本人確認書類である住民基本台帳カード(以下「住基カード」という。)に関する一時停止や暗証番号変更等の各種手続については、厳格な本人確認を行う必要がある。 この点、住民票コードは、全住民に重複しない数字として住民票に記載され、申請者を一意に特定することが可能であることから、これらの手続に係る申請書には住民票コードを記載させることとしている。 しかしながら、住民票コードが不明な場合もあることから、その際には住民票コードに代えて基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)を記載させることとしている。これは、基本4情報がマイナンバーカードの記載事項や署名用電子証明書の記録事項とされているように、ある住民を特定する場合に最低限必要な情報であるからである。したがって、「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付総行住第47号)において示している住基カードに関する各種手続に係る様式から性別欄を削除することはできない。</p>	



管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
28	<p>公営住宅に係る明渡し請求後の損害賠償金については、対象者の住戸の占有に係るものは、入居者とその賃貸借契約において、奈良県営住宅条例第29条・第30条(高租所得者)、第30条(不正入居者・家賃滞納者等)の規定により明渡しを請求したこと、契約が終了後に明渡し業務を履行しないことに対して、当該住戸を新たな住宅困難者に提供できるよう、その明渡しの履行を担保するため、公営住宅法第29条第7項、第32条第3項及び第4項と前述の条例及び規則に所定の金額である近傍同種家賃額の2倍を入居時に契約として明示するものであり、この入居時の説明により損害賠償額の予約とするものが、本提案で私人委託を求める損害賠償金の内容である。</p> <p>なお、住戸の占有に係る損害賠償金について、「機械的に算出されるなど客観的に明らか」という点で法令上担保されているとは言い難いとの指摘だが、その金額の決定については、家賃の決定と同様に、明渡し請求後において、一般に公示されている条例及び規則に基づいて毎月県で調定し対象者に通知しており、客観性は担保されている。</p> <p>また、住宅を毀損した場合の損害については、敷金等でも担保されるもので、損害賠償金の徴収事務は必ず発生するものではなく、仮に住宅の占有に係る損害賠償金のみを徴収委託する形であっても、一定の効果はあると考える。</p> <p>このことを踏まえ、現在弁護士に委託している滞納家賃の徴収と同程度の事務をこの損害賠償金において同時に行うことができれば、その徴収業務において効率化が期待できる。</p>		<p>【福島県】 回答では、損害賠償金に対する考え方や金額の決定については各地方公共団体に委ねられており、「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」とは言いがたいため、徴収委託を可能とする趣旨の性質を踏まえていない、とされている。一方、当県を含む各事業主体の主な業務上の支障は、損害賠償金の回収業務を指定管理者、弁護士、民間会社等に委託できず、家賃と一体的な回収ができないことである。</p> <p>損害賠償金の金額の決定(調定)を理由に委託は困難としているが、各事業主体において支障となっているのは、調定した損害賠償金をどのように回収するかということである。</p> <p>損害賠償金の調定については、委託できないとしても、調定以外の回収に関する部分について委託することができるよう制度改正を求める。</p> <p>【愛媛県】 総務省の回答では、地方自治法の改正ではなく、公営住宅法(個別法)の改正で対応するものと考えており、一方、国土交通省の回答では、過去の総務省の回答で、「公営住宅の損害賠償金」は地方自治法で想定する、「私人に委託可能なもの(機械的に算出されるもの)」とは性質が異なるものとされていることから、下位にある公営住宅法(個別法)での対応は困難なため、上位にある地方自治法のレベルで包括的に議論されるべきものと考えている。</p> <p>総務省と国土交通省の回答において「公営住宅の損害賠償金」の認識に齟齬があるため、共通認識の上で必要とする制度改正の可否についての回答をお願いしたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○当該損害賠償金の私人委託が可能となれば、専門家のノウハウを活用した徴収・収納が可能となることで回収率の向上や回収業務の効率化に繋がるとともに、当該損害賠償金と同時に発生すること多い滞納家賃の徴収・収納事務との一体的・効率的実施も可能となることを踏まえ、必要な措置を講じるべきではないか。</p> <p>○地方自治法第243条の制限規定の趣旨に照らして考えれば、法令で金額が機械的に算出されない趣旨の徴収・収納事務について、一般法である地方自治法施行令で画一的に制限緩和することは困難としても、地方公営企業法においては特に趣旨の性質を限定せず制限緩和が認められているように、個別法において、個別の取次ごと制限を緩和することも可能ではないか。</p> <p>○国土交通省の第1次回答においては、個別法で規定を置くとしても「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」とある必要があるとの考え方が示されているが、当該金額の算出根拠等が法令に明記されていないことも、当該金額の上限が条例で定められた上で、当該金額の算出根拠等が事業主体によって告示等で広く公に周知されれば客観性を担保することが可能であり、個別法で徴収・収納事務の私人委託を可能とする規定を置くことが可能ではないか。</p> <p>○1次ヒアリングにおいて、国土交通省から、現行法上も、損害賠償金の請求書が地方公共団体名義であれば、それ以降の催告や交渉は事実行為として私人委託が可能であるという見解が示されたが、提案団体が実現したい委託内容を速やかに確認し、現行法下では提案団体の支障が十分に解消されないことが確認された場合には、提案団体の支障を解消するための法制上の措置を講じることに付いて、2次ヒアリングまでに検討いただきたい。</p>	<p>【総務省】 1次回答のとおり、法令に基づく公金の徴収又は収納事務の私人への委託については、各公金の徴収又は収納事務の効率化の要請と当該公金の性格を踏まえ、各法府省において委託の範囲を決めることが適当であり、本件については、公営住宅法を所管する国土交通省において判断されるものである。</p> <p>なお、公金は、その性格からして、取扱いの責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されることから、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁じている地方自治法第243条の規定の趣旨に留意する必要がある。</p> <p>【国土交通省】 本件損害賠償金の徴収について、その額の決定までを含め、包括的に委託を可能とすることが困難であることは1次回答及び提案募集検討専門部会提出資料で述べたとおりである。</p> <p>但し、当該徴収業務のうち、補助行為や事実行為にあたるものとして委託可能な業務については、その範囲を明らかとし、事業主体の業務効率化につなげることをしたい。</p>	<p>5【総務省】 (7)公営住宅法(昭26法193) 公営住宅の明渡し請求後に明渡し義務を履行しないこと等に基づく損害賠償金については、当該損害賠償金の徴収事務の内訳かつ効率的な実施に資するよう、当該事務のうち、私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲を明確にした上で、その運用について留意事項とともに、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 (関係府省:国土交通省)</p>
31	<p>基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)が住民特定に最低限必要な情報であるとのことだが、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平成27年9月29日総行住第137号総務省通知)」では、本人確認書類に必要な記載事項として「個人識別事項(「氏名・生年月日」または「氏名・住所」)が定義されており、性別は含まれていない。この点を考慮すると、性別が住民特定にあたり不可欠な情報だとは断定できない。また、本人確認情報として3情報に性別を加えるか否かは、本人確認の正確性には影響しないものと考ええる。加えて、申請者に対する心理的負担を及ぼす可能性を考えると、性別欄は削除することが適当である。</p> <p>また、本提案において、住民基本台帳カード関係様式はあくまでも例示であるため、他の住民基本台帳事務関係様式のうち、総務省として性別欄削除が可能な様式についても、ご検討願いたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」において個人を一意に特定する情報の例として示されている個人識別事項(氏名及び生年月日又は氏名及び住所)については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第12条第1項第2号において、番号利用時の本人確認書類に記載されるべき情報として定められているものであり、本人確認の場面において、個人識別事項と共に本人確認書類に表示された顔写真等により本人であることを確認することとしているものである。</p> <p>これに対し、「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付け総行住第47号)において示している申請書等の様式の記載事項については、申請者を一意に特定するためのものであることから、住民票コードを記載させることとし、住民票コードが不明な場合には、個人を特定する場合に最低限必要となる基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)を記載させることとしていることから、住基カードに関する各種手続に係る様式から性別欄を削除することはできない。</p>	



総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
32	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカード及びマイナンバーカード搭載の電子証明書 マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間の相違によるトラブルの回避策	マイナンバーカードの有効期間は、20歳以上の場合、発行の日から10回目の誕生日であるのに対し、マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間は、一律、発行の日から5回目の誕生日となっているため、電子証明書の有効期間到来による更新に際し、有効期間の相違によるトラブルが生じないよう対策を講じること。	20歳以上の場合、マイナンバーカードとマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間が一致しないため、電子証明書のみ更新申請を行う必要がある。しかし、所有者が有効期間の不一致を認識していない場合、更新申請が行われず、電子証明書が有効期間切れにより失効するおそれがある。この場合、マイナンバーカード本体が有効であるにもかかわらず、e-TAXや証明書のコンビニ交付サービス等を利用できない状況となり、利便性の点で問題がある。また、利用できないことに対する問い合わせが多数寄せられることが予想される。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第26条、第27条 ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条	総務省	特別区長会		苦小牧市、中津市、大船渡市、いわき市、吾国市、ひたちなか市、桐生市、朝霞市、柏市、川崎市、福井市、高山市、豊橋市、半田市、豊明市、野洲市、京都市、大阪市、八尾市、島本町、兵庫県、神戸市、西宮市、岩国市、徳島市、松山市、久留米市、糸島市、大村市	○有効期限の相違によるトラブルについては、おそらく全市町村が懸念している。 ○マイナンバーカードとマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間が一致しないことは、交付時に説明しているが住民には認識がしづらい。 ○今後マイナンバーカードによる行政手続を推進していくならば、高齢者にもわかりやすく、利便性のあるものにしていくべき。複数の暗証番号の設定や期限到来日の覚えは高齢者には複雑すぎて馴染めない。 ○今秋から来年度にかけて、電子証明書の有効期限が切れる市民からの問い合わせや更新の手続きで混乱されることが予想される。 ○マイナンバーカード制度が住民の利便性向上を目的の一つとしているにも関わらず、更新手続きのために住民が市町(役所等)に行く必要があり、更新されないまま放置されることも懸念される。有効期間満了に伴う更新の際は、住民が市町の窓口へ行くことなく更新を可能とするなど簡易な方策を検討するよう要望する。 ○当市では、マイナンバーカード交付時に券面に電子証明書の有効期限を記載し、カードの有効期限と相違があることを説明しているが、更新手続きが面倒として一致していないことに対する苦情を受け取ることもある。個々への更新案内があった方が良いとは思っているが、現行の住基ネットシステム機能では、該当者の抽出機能がなく、案内送付には費用や作業時間を要し、市町村の負担となる。 ○当市にも同様の問い合わせは数件あり、今後はトラブルも予想される。マイナンバーカードと電子証明書の有効期限が同じであれば良いとは思っているが、暗号化技術の衰退等危険性があるのであれば、必ずしも同時である必要はないと考える。ただし、当市で有効なマイナンバーカードの電子証明書の有効期限を一括で把握できる機能があれば、市町村ごとに対応策も出てくると想定する。 ○交付時の有効期間の説明時に、「分かりにくい」と苦情をもらうことが多い。 ○マイナンバーカードの普及促進に取組んでおり、今後益々カード交付に伴う事務手続きが増える中、電子証明書の更新申請手続きのための事務手続きが増えることにより、自治体側としては事務負担となることは明らかである。また、電子証明書が失効したことでカード利用ができないことの問題や、カード所持者が更新申請のため来庁が必要となることから負担を強いることになる。 ○住基ネット端末の設置数等の物理的な制約により、マイナンバーカードを扱うことができる窓口ブース数は限られる。そのため、更新手続き者が多いほど滞留することとなり、待ち時間の増加に繋がる。 ○交付の窓口で、日常的に来庁者から電子証明書の有効期間について懸念や要望が多数聞かれる。具体的には「免許証のように通知が来ると思っていた」「5年後に必要な事項を覚えていた自信がない」「いざ必要になった時に期限が切れていて、更新のために結局役所に来るなら、利便性を感じない」といった内容が多い。カードとの有効期間の統一や更新通知の送付等、住民の利便性に寄与する具体的な対策を要望する。また、電子証明書の更新時期までに各自治体が十分準備できるよう、更新対象者の人数の情報を提供を要望する。 ○令和2年から電子証明書の失効が始まる。秋の申告時には実際申告ができないという問い合わせが多数予想され、多数の電子証明書の更新希望者が窓口に来庁すると想定される。 ○マイナンバーカード交付の際の質問に多く挙げられるのが、カード本体と電子証明書の有効期間不一致である。実際に説明を行ってもご理解いただけないに苦慮する事項である。	マイナンバーカードの有効期間については、旅券等の他の顔写真付きの身分証明書についても更新に要する住民の負担軽減のため有効期間が最長10年とされていることを踏まえ、原則として発行の日から10回目の誕生日までとしている。しかしながら、電子証明書の有効期間については、有効期間を長期化すれば、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、暗号アルゴリズムの安全性が低下することから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日までとしている。このため、マイナンバーカードの有効期間と電子証明書の有効期間が異なっているものである。 その上で、有効期間の認識誤りによる失効を防ぐために、令和2年1月から順次、公的個人認証の電子証明書の有効期限が到来することを踏まえ、令和元年10月以降、地方公共団体情報システム機構から有効期限の到来が違っている住民に対し、お知らせの通知を発生するほか、コンビニ交付時の操作画面で有効期限切れのお知らせを行う等、多様な手段による更新時期のお知らせを実施し、マイナンバーカード及び電子証明書の更新の円滑化を図ることとしている。
38	B	地方に対する規制緩和	その他	語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)との連携強化による円滑化	JETプログラムの導入について、総務省等関係省庁及びクレアが十分に連携を図る。地方公共団体の意見も踏まえ、事業の概要や通知スケジュール等を定めた要綱等を作成し、通知すること。	JETプログラムの導入にあたっては、連絡事項等について、関係省庁とクレアが連携を強化し、事業の概要やスケジュール等が明示された事業要綱が定められることで、国としての政策的な意図を、的確な時期に県や市町村へ正しく伝えることができる。これにより、活用を検討する団体の増加が期待できる。	①平成30年8月20日付付出国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ②平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ③総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ④平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ⑤総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ⑥平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ⑦総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ⑧平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ⑨総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ⑩平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ⑪総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ⑫平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ⑬総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ⑭平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ⑮総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ⑯平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ⑰総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ⑱平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ⑲総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ⑳平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ㉑総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ㉒平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ㉓総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ㉔平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ㉕総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ㉖平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ㉗総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ㉘平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ㉙総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ㉚平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ㉛総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ㉜平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ㉝総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ㉞平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ㉟総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ㊱平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ㊲総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ㊳平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ㊴総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ㊵平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ㊶総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ㊷平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ㊸総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ㊹平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ㊺総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ㊻平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ㊼総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ㊽平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」 ㊾総務省自治体国際化協会JETプログラム事業部長 ㊿平成30年8月29日付付国調整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」	総務省、外務省、文部科学省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	大阪府、宮崎県	○平成31年度JETプログラム人員費割の引き上げについて、交付税額の引き上げに関する総務省の通知がないままに、CLAIRから交付税額の引き上げを前提とした会費引き上げの第一報がメール本文であり、混乱が生じた。	JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県財政課長等会議で、5月に都道府県の各JETプログラム担当者が出席するJETプログラム担当者会議、6月～6月にかけて全ブロックで開催している地域国際化連絡会議などの場を活用して、地方自治体に周知しています。ご提案の趣旨や支障事例も踏まえ、引き続き(一財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めてまいります。	



管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
32	電子証明書の安全性・信頼性の維持のために電子証明書の有効期間を発行日から5回目の誕生日までとしていることだが、電子証明書の更新はICチップの内部情報の書き換えにより行うことを踏まえ、住民が既に所持しているICチップ自体は更新後も継続して使用することになる以上、有効期間を発行日から10回目の誕生日としたとしても、安全性・信頼性に変わりはないのか、安全性・信頼性については、管理システムの更改によって行われれば確保できるものとする。また、地方公共団体情報システム機構からの更新お知らせ通知発送は必要対応だと考える。しかし、有効期限到来を控えた住民に対して早く正確な内容が伝わらないと、住民の利便性に影響を及ぼすだけでなく、住民と直接対応する自治体としても正確な案内ができなくなる。このため、通知の内容や発送開始時期、コンビニ交付操作画面でのお知らせの具体的な内容について、早急に公表していただきたい。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		【各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解】においてマイナンバーカードのICチップの安全性について記載されているが、1次回答のとおり、電子証明書の有効期間については、有効期間を長期化するれば、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、暗号アルゴリズム自体の安全性が低下することから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日までとしている。コンビニ交付時の操作画面での有効期限切れのお知らせの内容については、「証明書交付サービスに係る新サービスリリースについて(通知)」(平成29年12月14日付け地方公共団体情報システム機構研究開発部事務連絡)で示している。また、地方公共団体情報システム機構からの有効期限の到来お知らせ通知の発出は、令和元年11月以降を予定している。	5【総務省】 (12)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行うことができるようにするため、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年11月5日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)]
38	関係三省と(一財)自治体国際化協会との連携について、具体的な回答をいただきたい。 回答にある5月～6月に開催される会議等において関係三省が制度周知を図っていることは承知しているが、同会議での情報提供は、昨年度までの状況をとりまとめた内容にとどまっており、当該年度のスケジュール等が示されていないほか、具体の活用に向けた検討を促す内容でないことから不十分である。 現在、事業の全体像が示されないまま、関係機関から順が前後して五月雨式に通知や事務連絡が発出されているため、現場で混乱しているものである。 このため、JETプログラム導入に向けたスケジュールを関係機関が連携して定め、地方自治体に提示していただきたい。 できれば、関係三省からの通知と(一財)自治体国際化協会からの通知を同時に発出していただく等、各自治体で事務が進めやすくなるようお願いしたい。 このような改善ができないとすればその理由は何かについて、回答をお願いしたい。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		今年度は、御意見を踏まえ、関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和元年8月19日付事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出することとしたところ。また、本年1月～6月に開催された各種会議では、活用促進に係る資料を配付するとともに積極的な活用の検討をお願いしたところであるが、今後、地方自治体における検討時間の確保に資するため、配置スケジュール等についてもお示しすることとした。	5【総務省】 (22)語学指導等を行う外国青年招致事業 (22)語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。 (関係府省:外務省及び文部科学省)

総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
39	B	地方に対する規制緩和	その他	JETプログラムの導入に係る事務の運用改善	JETプログラムの導入について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、遅くとも6月(新年度体制が整い、早期に検討を始められる時期)までには通知等の文書を発出すること。 発出に当たっては、関係省庁が発出する制度概略や制度導入のメリット等を示した活用促進に関する文書と、クレアが発出する新規配置要望の調査に係る文書等双方の連動した早期化が望ましいが、特に、関係省庁からの活用促進に関する文書については、導入検討の基点となるため、可能な限り早期に発出していただきたい。	県内では、平成31年度からの新規導入を検討していた2団体が、いずれも予算の調整や議会への報告等の関係で断念している。 平成31年度の導入に向けては、新規配置要望に係る調査が平成30年8月20日付け(①)及び9月12日付け(③)で発出され、回答期限は参加国などにより異なっており、関係省庁からの活用促進に係る通知は8月29日付け(②)で発出されているところだが、5月頃までに発出されていれば、各団体において、新たに活用するための調査や手続き等を進める期間を確保することができ、断念することなく要望できた可能性があった。 なお、現在のところJETプログラム活用している市町村の多くは教育委員会(ALT)のみであるが、近年では、首長部局によるCIRの活用検討に係る問い合わせが増えつつあり、導入実績のない部署で新規に活用する場合、検討はゼロからのスタートになるため、今後はさらに予算や議会との調整期間が必要となる場面が増えるものと想定される。	①平成30年8月20日付け自国整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長) ②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について(通知)」(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長) ③平成30年9月12日付け自国整第375号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る新規招致者・再任用者数及び配置希望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長)	総務省、外務省、文部科学省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村		大阪府、大阪市、大村市、宮崎市	○2019年度以降の外国青年招致事業にかかる会費額の見直しがあり、今年度は一人当たり1万円増額されたが、既に当初予算が決定した後の周知であった。予算に関わるものであり、早期の周知が必要であると考え。 ○当県内で新規導入を検討していた自治体から、新規配置要望の照会がきてから内部で調整をしたが間に合わず、来年度改めて検討するという意見が複数あった。早期に検討を始めていれば要望をできた可能性がある。	JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県財政課長等会議や、5月に都道府県の各JETプログラム担当者が出席するJETプログラム担当者会議、5月～6月にかけて全県ブロックで開催している地域国際化連絡会議などの場を活用して、地方自治体に周知しています。ご提案の趣旨や支障事例も踏まえ、引き続き(一財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めてまいります。



管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
39	<p>関係三省と(一財)自治体国際化協会との連携について、具体的な回答をいただきたい。</p> <p>回答にある会議での情報提供は、昨年度までの状況をとりまとめた内容にとどまっております。当該年度のスケジュール等は示されておらず、具体の活用に向けた検討を促す内容でないことから不十分である。</p> <p>地方自治体において、予算の確保や新規事業の提案等、具体的な活用に向けた検討にあたっては、事業概要等の詳細が明記された正式な通知文書が必要である。文書の発出時期については、回答の5～6月に開催される会議と同時期とするなど、現在の8～9月よりも早期に発出していただき、各自自治体が検討する時間を確保できるようお願いしたい。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>今年度は、御意見を踏まえ、関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和元年8月19日付事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出することとしたところ。また、本年1月～6月に開催された各種会議では、活用促進に係る資料を配付するとともに積極的な活用の検討をお願いしたところであるが、今後、地方自治体における検討時間の確保に資するため、配置スケジュール等についてもお示しすることとした。</p> <p>なお、JETプログラムの配置要望調査については、その年度における7～8月末日のJETプログラム参加者の配置状況や参加者の来年度の再任用の状況を踏まえ、一定の照会期間を設けて実施しているものであり、現状においては、照会の早期発出は想定していない。</p>	<p>5【総務省】</p> <p>(22) 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。</p> <p>(関係府省: 外務省及び文部科学省)</p>



総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
49	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	森林法に基づき、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報を活用できること。	【現行制度】行政機関内部で森林所有者等に関する情報を利用する場合、森林法第10条の7の2に規定する森林の土地の所有者に関する情報のうち、税務部局が調査した結果知り得た情報については、同条が施行される平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登録簿と異なる課税台帳記載情報(以下「登録簿と異なる課税台帳記載情報」と称する)に該当しないこととされている。【支障事例】森林法第10条の8第1項の伐採届について、伐採業者等が立木を買って伐採する場合には伐採業者等と所有者が共同で届出書を提出することとされている。当該届出書の記載内容と森林部局で把握している情報と不一致があった場合、固定資産課税台帳により確認を行うおとして上記のような制限がかかるため、受理等の作業の遅延や、受理自体ができない事態が発生している。また森林経営管理法において、経営管理意向調査を行う際に調査が円滑に進まないことが懸念されるなど、当該法律に基づく制度の適切かつ円滑な運用にも今後支障が出る可能性がある。	平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登録簿と異なる台帳記載情報も活用が可能になることで、地方自治体の事務の効率化・迅速化に資するだけでなく、森林法や森林経営管理法の目的である森林の適切な管理や経営にも資する。	森林法第10条の7の2、第191条の2第1項、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付け23林整計第26号)、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について(平成24年3月26日付け23林整計第342号)	総務省、農林水産省	福井市		<p>苦小牧市、盛岡市、宮城県、山形市、山形市、須賀川市、川崎市、岐阜県、高山市、豊橋市、新城市、出雲市、徳島市、香川県、八幡平市、熊本市、宮崎県、鹿児島市</p> <p>○各種補助事業で行う森林整備にあたり、所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がかかるため、その探索に大きな労力を費やし、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。</p> <p>○森林整備の集約化事業を進めるにあたり、土地の所有者情報を調査していく必要があるが、その際、情報として読めるのは土地登記簿のみである。そのため、現住所が変更になっていた、世帯主の異なる場合、当該情報が読み取れない場合、戸籍や住民情報の照会のみでは、現住所者の特定が難しく、かつ税務部局の納税義務者情報も有効な手がかりとなるのだが、平成24年4月1日以降に新たに森林の所有者となった者に関する登録簿と異なる課税台帳記載情報も活用できる範囲を拡大し、林小班周辺の森林環境課と税を財源とすることができる「新たな森林管理システム」も始まり、森林整備に円滑につながって行くために税情報の活用範囲の拡大の必要性が益々高まっている状況がある。</p> <p>○平成31年度から施行された森林経営管理法では、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向調査を実施することとなっている。都道府県が直接実施する事務ではないが、管内の市町村が事務を行う際に、登記情報だけで森林所有者を特定することが困難なケースが想定され、固定資産課税台帳の利用が有効である。</p> <p>○平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登録簿と異なる固定資産台帳情報は現行制度では活用できないので、今後森林経営管理法における森林所有者の意向調査を行うことや林地台帳の精度向上のための調査に支障が出る恐れがある。</p> <p>○森林法第191条の4に定める林地台帳において、台帳の所有情報(現に所有する者の情報)の更新し精度を向上させることができず、結果的に森林法施行令第10条に定める林地台帳の情報提供にあたって、依頼者に正確な情報を提供することができず、森林施業の適切な実施や集約化の推進の支障となっている。その他、森林所有者の正確な情報が不足していることにより、森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の受理事務や、森林経営管理法第5条の所有者意向調査等の事務の遂行に支障となっている。</p> <p>○森林法第191条の5第2項に、「市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する、地図を作成し、これを公表するものと規定されているが、林小班が存在しない土地情報は固定資産課税台帳から取得することができず、林小班周辺の土地状況を把握できないため、林小班が存在しない土地の地番および用地境界の情報も取得できるような規制を緩和してほしい。」</p> <p>○当市では伐採届、森林の土地の所有者届の受理等、森林所有者の特定をする際に森林簿や登記簿謄本で確認を行っているが、相続等による登記が行われていない土地もあることから、必ずしも現所有者と一致するものではなく、所有者の特定に時間を要している現状である。</p> <p>○提案市が挙げている支障事例に加え、当市においては次の事例について支障がある。森林法の規定において、令和元年度より公表することとされている「林地台帳」の整備において、森林所有者情報の精度向上に支障がある。また、市町村森林整備計画の作成にあたり、森林所有者等の意見を徴取する場合において、森林所有者情報が必要となるが、その精度向上は効率的な事務の実行に向けて必須事項と見える。</p> <p>○森林経営管理制度を推進するためにも必要な、市町村で整備する林地台帳の森林所有者情報等の精度向上のためにも固定資産課税台帳情報の活用が必要であり、また、森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまう、当制度を適切に運用していく上で支障になりかねない。</p> <p>○平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登録簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされているが、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地所有者になった者の情報(土地の所有者となった旨の届出義務がない)所有者情報を移転せず変更された住所が判別できないことから、税務部局からの提供を受けることができない。そのため、経営管理意向調査を行う際の森林所有者の調査が円滑に進まないなどが懸念される。</p> <p>○森林法第191条の4により、各市町村は1筆の森林の土地ごとにその森林の土地に関する事項を記載した林地台帳を作成することとされている。その記載事項の一つとして「現に所有している者・所有者とみなされる者」があり、当市においては税務部局と検討を進めたが、法的に認められているのは平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者の課税情報のみとされているため、情報提供を受けられなかった。そのため、市で独自に調査票を森林所有者へ送付し、調査を行った。送付先の特定のためには法務局の登記簿情報を使用するか方法がなく、情報が正しいため発送に至らないが、発送しても宛先不明で返送されてくるものが多くあった。調査が所有者へ届き、市へ提出があったとしても、指定した記入方法を無視した記述が多いため、回答内容にバラつきがあり、取りまとめる作業が膨大である。平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登録簿と異なる固定資産課税台帳記載情報も活用が可能になることで、データによる情報の整理が可能で、作業の軽減や誤った情報整理も避けることができる。林業専用調査票においては、所有者不在の場合には、説明会などで情報収集し、所有者と関わりのある者などの情報を得ているが、上記情報の活用が可能であれば、円滑な事業遂行が可能である。</p> <p>○県内においても、税務部局から林地台帳担当部局に対して、平成24年3月31日以前の情報が提供されない市町村があるところである。森林経営管理法において、市町村が行う経営管理意向調査に支障となることが懸念されることから、制度の改正を促す。</p> <p>○当市では、今後実施予定の森林経営管理法に基づく経営管理意向調査において、郵送物の送付があった際に、調査が円滑に進まないなど支障が出る可能性があり、森林経営管理法の運用に伴う事項について固定資産課税台帳の情報の行政内部での活用を求める規定が必要。</p>	【総務省】私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づき守秘義務が課されている。平成24年4月1日以降に森林の土地の所有者となった者に関する情報については、同日以後に新たに森林の所有者となった者は市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、情報の内部利用が可能と整理されている。平成24年3月31日以前に所有者となった者に関する税情報について情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、森林法・森林経営管理法を所管する林野庁で検討いただき、それを踏まえて協議の上、対応を検討してまいります。【農林水産省】現行制度では、固定資産課税台帳の情報については、個人情報保護等の観点から地方税法第22条による守秘義務が課されており、その例外として位置づけられた場合のみ利用ができること。固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であると考えながら、利用を可能とするためには、その利用が守秘義務の例外として位置づけられるなど、一定の整理が必要であることに加え、固定資産課税台帳の情報の取扱は地務省の所管事項であるため、今後、提案内容の詳細を確認しつつ、総務省とも協議の上、対応を検討してまいります。	
54	B 地方に対する規制緩和	その他	交通安全対策特別交付金の交付決定日の前倒し	交通安全対策特別交付金の交付を、現行の3月下旬から3月上旬に前倒しすることを求める。	交通安全対策特別交付金については、国から、年2回(9月、3月)都道府県に交付される。このうち、3月の交付については、例年3月20日前後に交付されるが、年度末の繁忙期とも重なり、当該交付金の3月における受け入れ及び市町村への支払い業務に支障をきたしており、事務処理ミスも誘発しやすい状況である。平成30年度においては、国の交付決定から市町村への支出まで中3開庁日しかなく、その間に歳入歳出処理と市町村への交付額確定通知を作成・決裁を行う必要があり、特に各市町村への交付額決定通知の起案と、「支出負担行為即支出決定決議書」に時間を要している。	年度末であっても、3月上旬は3月下旬に比較して多少の余裕があることから、国からの交付決定を3月上旬に前倒しすることで、交付金受け入れや支払い事務に係るミスの防止や事務処理の円滑化が期待できる。	道路交通法附則第16条	警察庁、総務省	山梨県		<p>「官庁会計システム(ADAMS II)」による平成30年度3月期交通安全対策特別交付金の支払いについて(平成31年3月20日総務省大臣官房会計課自治財政局交付税課事務連絡)</p>	<p>毎年度3月に交付する交通安全対策特別交付金の交付額は、道路交通法(昭和35年法律第105号)附則第18条第1項及び交通安全対策特別交付金等に関する政令(昭和58年政令第104号)第5条第2項の規定により、当該年度の8月から1月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る通告書送付費支出金及び返還金を控除した額とされている。</p> <p>警察庁は交付金の交付総額を算出して総務省に通知する事務を担っているところ、算定の基礎となる数値については、反則金収入相当額等については予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第36条の徴収滞り報告書の収入額を、各都道府県警察が行った通告書の送付件数にあっては各都道府県警察に対する調査結果を根拠としている。</p> <p>このうち反則金収入相当額等については予算決算及び会計令第36条により2月15日には額が確定するが、通告書の送付件数にあっては、現状として2月下旬までの回答期限で調査を行っていることから、警察庁としては、この回答期限を2月下旬から2月中旬に前倒しすることで、総務省に対する交付総額の通知時期を現状の3月上旬から2月下旬に1週間程度前倒ししたいと考えている。</p> <p>また、総務省は道路交通法附則第20条第1項に基づき交通安全対策特別交付金に関する事務を担っているところ、当該警察庁からの通知時期の前倒しを踏まえ、現状の3月下旬の交付金の交付を1週間程度前倒しする。</p>	



管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
49	<p>平成24年3月31日以前分に係る所有者把握等に膨大な事務量が発生しているため、森林の集約化等林業経営の効率化に支障が生じているという現状がある。</p> <p>また、森林経営管理制度における所有者不明森林に係る公告に関して、税務部局で所有者を把握しているにも関わらず、林務部局で「所有者不明森林」として公告することが起こり得、同一市町村長が異なった対応をとることに對しての懸念もある。</p> <p>以上のことから、是非とも前向きに検討いただきたい。</p>		<p>【須賀川市】</p> <p>林野庁の検討した意見等を基に農林水産省と総務省が協議し、総務省が主体となり、本事項に係る規制緩和を早急に推進していただきたい。</p> <p>【熊本市】</p> <p>平成24年3月31日以前に森林の所有者となった者に関する固定資産課税台帳の情報利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であることから、今後、利用を可能とするため、総務省と農林水産省が連携して、守秘義務の例外として位置づけるなど個別法において一定の整理を行っていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○市町村が中心となって適切な経営管理を行う森林経営管理法の制度の活用を促進するためにも、森林法に基づき固定資産税情報の内部利用を可能とする範囲について、平成24年以前・以降で区別するべきではないのではないかと。</p> <p>○平成28年森林法改正による林地台帳制度の創設や、平成30年の森林経営管理法の成立など、近年、市町村において森林所有者を把握し、経営管理する意義が高まっている状況変化を勘案し、守秘義務によって保護される法益との比較衡量を改めて行い、情報提供できる範囲を見直すべきではないか。</p> <p>○空家等対策の推進に関する特別措置法や所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、届出等の義務の有無にかかわらず固定資産税情報の内部利用が可能となっており、森林法においても同様の扱いとすることが可能ではないか。</p>	<p>平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る税情報については、市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用することが可能と整理されてきた。</p> <p>一方で、同年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者については、上述の届出義務がないことから、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用できないこととされているところ。</p> <p>しかし、近年は、市町村が所有者情報を把握する必要性が高まっており、特に、所有者不明である場合には、探索に代わる手段に乏しいため、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局も利用できるようにすることへのニーズが高い。</p> <p>また、平成26年に成立した空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の所有者等の探索等のため、土地・家屋等の所有者を把握する必要性が高いとされた一方で、現況が空家であるため所有者の把握が困難であり、情報把握のための代替手段に乏しいことから、保護法益との比較考量において、所有者等情報を提供することに合理性が認められるものとして、届出義務の有無にかかわらず、税情報を市町村空家対策担当部局が利用することを可能とする考え方が整理された。</p> <p>こうしたことから、市町村林務部局が森林所有者の情報収集をより円滑にできるよう、このような考え方を参考に森林法等の改正を検討するとともに、これを踏まえた保護法益間の比較考量を改めて行い、平成23年度以前からの森林所有者に係る固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とすることについて検討してまいりたい。</p>	<p>5【総務省】</p> <p>(8)森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35)</p> <p>森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。</p> <p>(関係府省:農林水産省)</p>
54	<p>市町村口座への振込日が現行通りの3月下旬(平成30年度は3月28日)ということであれば、交付決定を1週間程度前倒しすることにより事務処理に余裕ができるため、概ね本県の提案に沿った内容となっていると考えている。</p>		<p>【岐阜県】</p> <p>交付決定から各市町村への支払いに係る事務に要する期間が短いことが支障であり、この改善を提案するものである。そのため、市町村への支払日については、従前どおり年度末としていただきたい。(交付決定から支払いまでの事務処理期間を十分に確保していただきたい。)</p> <p>「交付金の交付を1週間程度前倒しする。」という回答は、その趣旨が反映されているか、確認したい。</p>			<p>交付決定日及び現金交付日について、一週間程度前倒しすることを検討している。以下、理由を記載する。</p> <p>交通安全対策特別交付金は、地方財源であり、額が確定した以上、可能な限り早期に、地方団体に交付することが適切。</p> <p>これは、早期に現金交付されれば、資金繰りに余裕ができ、地方公共団体の財政運営上メリットとなるからである。(同じく地方財源である普通交付税は法定の交付月の額、特別交付税は交付決定日の翌日に交付している。)</p> <p>一方で、3月末に業務が集中する。会計事務担当者の負担を軽減するため、交通安全対策特別交付金の交付決定日及び現金交付日を、共に一週間程度前倒しすることで、事務の分散を図ることとする。</p>	<p>5【総務省】</p> <p>(9)道路交通法(昭35法105)</p> <p>交通安全対策特別交付金(附則16条)の交付決定(3月交付分)については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。</p> <p>(関係府省:警察庁)</p>	



総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
55	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	公害審査委員候補者の委員候補者の案所委任	公害審査委員候補者の委員候補者の任期期間について、現在は公害紛争処理法により毎年とされているが、地域の実情に応じて条例により、1年よりも長い期間委嘱することができるようになる。	公害紛争処理法第18条第1項により毎年と定められている。しかし、実際には、1年を超えて再任される候補者が多く、直近では13名中12名が再任されている状況である。一方で、職員の人材不足で他業務に圧迫されるなか、短期的に改選手続きが発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた運営が可能となるよう見直しを求めている。	公害紛争処理法第18条1項	総務省	山梨県		長野県、鳥取県	○当県においても、1年を超えて再任される候補者が非常に多い。	都道府県は、都道府県公害審査会(以下「審査会」という。)を置くことができるとされ、審査会を置かない都道府県は、毎年、公害審査委員候補者(以下「候補者」という。)を委嘱し、候補者名簿を作成しておかなければならないとされている。提案団体等からの提議については、審査会委員の任命形態(任期3年・議会同意人事)を踏まえつつ、公害紛争処理制度を効率的・効果的に運用できるよう、一定期間の範囲内で都道府県が条例で定める場合にあっては、当該条例で定める期間ごとに候補者を委嘱することを可能となるよう必要な検討を進めるとしたい。(なお、制度改正の効果として、候補者への委嘱の依頼のしやすさ、係属事件処理の継続性の確保、事件処理のノウハウの蓄積・伝承なども考えられるところ。検討に際しては、関係自治体に対し、公害紛争処理の実情や制度改正した場合の効果把握するため、アンケートを実施することも検討したい。)
64	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	<p>【現行制度】</p> <p>固定資産課税台帳記載情報の内部利用については、平成24年4月1日以降に森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に係る登記簿と異なる情報に限って、税務部局から提供を受けることができることとされている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用していくうえで支障になりかねない。</p> <p>また、森林法第193条の規定に基づき、補助事業(森林環境保全整備事業等)で行う林道の整備にあたり、その際に必要な用地(林道用地、残土処理場等)は、森林所有者から無償で使用するための「土地使用承諾書」を提出してもらい開設している。所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がかかるため、その探索に大きな労力を費やし、結果としてやむを得ず一部ルートを変更する事例もあるなど、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。</p>	平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の固定資産課税台帳記載情報が利用可能になることで、地方自治体の事務が効率化し、森林法や森林経営管理法を円滑に運用することができる。	森林法第10条の7の2、第191条の2、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付け23林整計第26号)、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について(平成24年3月26日付け23林整計第342号)	総務省、農林水産省	高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、横原町		苫小牧市、盛岡市、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、川崎市、福井市、岐阜県、高山市、豊橋市、京都市、出雲市、徳島市、香川県、いの市、長崎県、五島市、熊本県、宮崎県、宮崎市	<p>○固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できる範囲を広げ、林地台帳にも登記簿と異なる課税台帳記載情報を記載できるようにしていただきたい。同じ令和元年度から市町村への課税とが重なった森林環境課税を財源とすることができる「新たな森林管理システム」も始まり、森林整備に円滑につなげて行くために税情報の活用範囲の拡大の必要性が益々高まっている状況がある。</p> <p>○平成21年度から施行された森林経営管理法では、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向調査を実施することとなっている。都道府県が直接実施する事務ではないが、管内の市町村が事務を行う際に、登記情報だけで森林所有者を特定することが困難なケースが想定され、固定資産課税台帳の利用が有効である。</p> <p>○平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産台帳情報は現行制度では活用できないので、今後森林経営管理法における森林所有者への意向調査を行うことや林地台帳の精度向上のための調査に支障が出ると考えられる。</p> <p>○平成24年度以降、新たに森林の所有者となった者の届出面積は、民有林全体の0.7パーセント(平成28年度末)に過ぎず、また平成28年度に地籍調査を実施した結果では、登記簿で所有者が分からない森林は、筆数で全体の約4割に及ぶ。現在、新たな森林管理システムにおいて、所有者不明森林に対する特例等が設けられているが、本制度の採となる市町村の推進体制が課題される中、より円滑に林地の集約化を進めるため、固定資産課税台帳に関するすべての情報を市町村税務部局へ提供可能とする制度が必要である。</p> <p>○森林法第191条の4に定める林地台帳において、台帳の所有者情報(現に所有する者の情報)の更新にあたっては、固定資産課税台帳の情報が重要な情報源となるが、林務部局で得られるその情報に制限があるため、台帳を更新し精度を向上させることができない。結果的に森林法施行令第10条に定める林地台帳の情報提供にあたって、依頼者に正確な情報を提供することができず、森林施策の適切な実施や集約化の推進の支障となっている。その他、森林所有者の正確な情報が不足していることにより、森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の受理事務や、森林経営管理法第5条の所有者意向調査等の事務の遂行に支障となっている。</p> <p>○森林法第191条の5第2項に、「市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する、地図を作成し、これを公表するものとする」と規定されているが、林小班が存在しない土地情報は固定資産課税台帳から取得することができます。林小班周辺の用地状況が把握できないため、林小班が存在しない土地の地番および用地境界の情報も取得できるよう規制を緩和してほしい。</p> <p>○提案市が挙げている支障事例に加え、本市においては次の事例について支障がある。森林法において、令和元年度より公表することとされている「林地台帳」の整備において、森林所有者情報の精度向上に支障がある。また、市町村森林整備計画の作成にあたり、森林所有者等の意見を徴取する場合において、森林所有者情報が必要となるが、その精度向上は効率的な事務の実行に向けて必須事項と言える。</p> <p>○森林経営管理法を推進するためにも必要な、市町村で整備する林地台帳の森林所有者情報等の精度向上のためにも固定資産課税台帳情報の活用が必要であり、また、森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用していく上で支障になりかねない。</p> <p>○「森林簿」の森林所有者情報の精度が低いことに加え、自動努力のみでは森林所有者の把握に限界があることから、森林経営計画の森林所有者と森林簿の森林所有者が異なる場合がある。森林法第17条の2(死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力等)の中で、同項の包括承継人は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書提出しなければならないとなっている。しかし、平成24年4月1日以前に包括承継された場合は、施行日前に所有権を取得していることから、土地の所有者の届出の義務が生じないため、森林法第191条の2に該当しない。そのため、包括承継人の届出の届付資料として登記事項証明その他の原因を証明する書面の提出が必須でないことから包括承継人の確認が申請書のみを確認と。その結果、森林経営計画と森林簿が異なった状況で包括承継人の届出のみで森林施策の集約化や路線の整備を進めることとなり、包括承継が確実に実行されていない場合、森林施策により農業同意や収益の分配などで支障が生じている。本市としても、森林経営管理法第5条の経営管理意向調査を行う上で、相続がなされていない森林が多い中で、現状の法律では調査に支障をきたす可能性がある。そこで、経営管理意向調査を円滑に進めるため、平成24年3月31日以前の税務部局から当該登記簿と異なる台帳記載情報の提供を受けることができるように規制緩和を求める。</p> <p>○平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった者の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課せられることとされているが、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地所有者となった者の情報か、(土地の所有者となった旨の届出義務がない)所有者権を移転せず変更された住所が判別できないことから、税務部局からの提供を受けることができず、そのため、経営管理意向調査を行う際の森林所有者の調査が円滑に進まないなどが懸念される。</p> <p>○以下の支障が生じている。</p> <p>①森林経営管理法の円滑な実施に支障を来す恐れがある。</p> <p>②伐採届出制度における、森林所有者の確認に多大な時間を要するため、事務処理の適切な実施に支障が生じている。</p> <p>③地域林道の乗入れのための基礎データとして、従来の「林地台帳」「森林簿」に代わって「森林簿」については、必要不可欠なものと認識。</p> <p>④町有林の管理・整備に当たって、関係所有者探索に多大な時間・労力を要している。</p> <p>○森林法第191条の4により、各市町村は1筆の森林の土地ごとにその森林の土地に関する事項を記載した林地台帳を作成することとされている。その記載事項の一つとして「現に所有している者・所有者とみなされる者」があり、本市においては税務部局と検討を進めたが、法的に認められているのは平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者の課税情報のみとされているため、情報提供を受けられなかった。そのため、市で独自に調査票を森林所有者へ送付し、調査を行った。送付先の特定のためには法務局の登記簿情報を使用するしか方法がなく、情報が古いため発送に至らないか、発送しても宛先不明で返送されて来るものが多かった。調査票が所有者へ届き、市へ届出があったとしても、指定した記入方法を無視した記入が多いため、回答内容にバラつきがあり、取り違えとめる作業が膨大である。平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報が活用可能になることで、データによる情報の整理が可能で、作業の軽減や誤った情報整理も避けることができる。林業専用整備事業においては、所有者不在の場合には、説明会などで情報収集し、所有者と関わりのある者などの情報を得ているが、上記情報の活用が可能であれば、円滑な事業遂行が可能である。</p> <p>○大規模集約型林業のモデル実施を進めるにあたり、事業同意の取得に向けた森林所有者調査を行っているが、登記簿に記載されている所有者(平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者)が死亡等しており、記載住所が本籍地でない場合、固定資産課税台帳が利用できれば追跡が困難となっている。</p> <p>○県内においても、税務部局から林地台帳担当部局に対して、平成24年3月31日以前の情報が提供されない市町村があるところである。森林経営管理法において、市町村が行う経営管理意向調査等が円滑な推進に支障となることも懸念されることから、制度の改正を望む。</p> <p>○本市でも、今後実施予定の森林経営管理法に基づく経営管理意向調査において、郵送物の返戻があった際に、調査が円滑に進まないなど支障が出る可能性があり、森林経営管理法の運用に伴う事項について固定資産課税台帳の情報の行政内部での活用を求める規定が必要。</p>	【総務省】 私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課せられている。 平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る情報については、同日以後に新たに森林の所有者となった者は市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されており、情報の内部利用が可能と整理されてきたところ。 平成24年3月31日以前に所有者となった者に関する税情報について情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、森林・森林経営管理法を所管する林野庁で検討いただき、それを踏まえて協議の上、対応を検討してまいります。 【農林水産省】 現行制度では、固定資産課税台帳の情報については、個人情報保護等の観点から地方税法第22条による守秘義務が課されており、その例外として位置づけられた場合のみ利用ができること。 固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であると考え、利用を可能とするためには、その利用が守秘義務の例外として位置づけられるなど、一定の整理が必要であることに加え、固定資産課税台帳の情報の取扱は総務省の所管事項であるため、今後、提案内容の詳細を確認しつつ、総務省とも協議の上、対応を検討してまいります。



管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
55	回答のとおり進めていただきたい。		【長野県】 各都道府県の実情に応じて効果的に運用できる余地を残していただけると有り難い。関係自治体へのアンケート調査等も含めてぜひご検討願いたい。		【全国知事会】 地方分権推進計画の趣旨を踏まえ、必置規制については必要最小限のものにとどめるとともに、公審査委員候補者の委嘱期間については条例に委任すべきである。		アンケートの実施により各都道府県の実情や実態を把握しつつ、提案団体からの提案・見解に沿った運用が可能となるよう引き続き検討を進める。	5【総務省】 (10)公審紛争処理法(昭45法108) 公審査委員候補者(18条1項)の委嘱期間については、1年を超え3年を上限として都道府県が条例で定める期間とすることを可能とする。
64	これまで森林法に規定する事務等を円滑に遂行するため、林地台帳の整備等を行い森林所有者の把握に努めてきたところだが、相続登記がなされていないことや住居移転等の理由により、森林所有者を正確に把握できていないところがある。そのような中、これまでの森林法に基づく伐採・造林届など各種手続に加え、本年4月からは森林経営管理法が施行され、市町村は、森林所有者への経営に関する意向調査等の事務が始まっており、森林所有者情報の的確な把握がますます重要となっている。また、空家においては所有者の範囲を限定せずに所有者に関する固定資産税情報の内部利用を可能としているところ、平成28年度地籍調査における土地所有者等に関する調査によれば、登記簿のみでは所在が分からない所有者等の割合は宅地よりも林地においてより高くなっており、森林についても空家と同等の仕組みを整備することが必要であると考え。共同提案している市町村をはじめ、多くの市町村から、森林法及び森林経営管理法の事務等の遂行のための固定資産課税台帳に記載されている情報の内部利用について要望を受けているところであり、前向きにご検討いただくようお願いしたい。		【須賀川市】 林野庁の検討した意見等を基に農林水産省と総務省が協議し、総務省が主体となり、本事項に係る規制緩和を早急に推進していただきたい。 【福井市】 税務部局において所有者の所在等を把握しているにも関わらず、林務部局においては、調査の結果次第で「所有者不明森林」として公告を行うことも想定され、場合によっては、同一市町村長が異なる対応をとることとなる。その結果、行政機関に対する不信感や土地所有者からの苦情等につながる懸念が懸念される。以上のことから、是非とも前向きに検討いただきたい。 【五島市】 本年度から森林経営管理法に基づく森林経営管理制度がスタートし、意向調査を郵送等により実施していきますが、大部分が所在不明等の理由により返送されることが予想されます。所有者を確定させ森林整備に繋げるためにも固定資産税情報の活用が必要になるので、今後とも継続してご検討下さいませようお願いします。 【熊本市】 平成24年3月31日以前に森林の所有者となった者に関する固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であることから、今後、利用を可能とするため、総務省と農林水産省が連携して、守秘義務の例外として位置づけるなど個別法において一定の整理を行っていただきたい。		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○市町村が中心となって適切な経営管理を行う森林経営管理法の制度の活用を促進するためにも、森林法に基づき固定資産税情報の内部利用を可能とする範囲について、平成24年以前・以降で区別するべきではないのか。 ○平成28年森林法改正による林地台帳制度の創設や、平成30年の森林経営管理法の成立など、近年、市町村において森林所有者を把握し、経営管理する意義が高まっている状況変化を動機とし、守秘義務によって保護される法益との比較衡量を改めて行い、情報提供できる範囲を見直すべきではないか。 ○空家等対策の推進に関する特別措置法や所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、届出等の義務の有無にかかわらず固定資産税情報の内部利用が可能となっており、森林法においても同様の扱いとすることが可能ではないか。	平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る税情報については、市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用することが可能と整理されてきた。一方で、同年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者については、上述の届出義務がないことから、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用できないこととされているところ。しかし、近年は、市町村が所有者情報を把握する必要性が高まっており、特に、所有者不明である場合には、探索に代わる手段に乏しいため、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局も利用できるようにすることへのニーズが高い。また、平成26年に成立した空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の所有者等の探索等のため、土地・家屋等の所有者を把握する必要性が高いとされた一方で、現況が空家であるため所有者の把握が困難であり、情報把握のための代替手段に乏しいことから、保護法益との比較衡量において、所有者等情報を提供することに合理性が認められるものとして、届出義務の有無にかかわらず、税情報を市町村空家対策担当部局が利用することを可能とする考え方が整理された。こうしたことから、市町村林務部局が森林所有者の情報収集をより円滑にできるよう、このような考え方を参考に森林法等の改正を検討するとともに、これを踏まえた保護法益間の比較衡量を改めて行い、平成23年度以前からの森林所有者に係る固定資産課税台帳情報の内部利用を可能とすることについて検討してまいりたい。	5【総務省】 (8)森林法(昭26法249)及び森林経営管理法(平30法35) 森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報(森林法191条の2第1項)については、森林法及び森林経営管理法に基づく事務等の円滑な実施に資するよう、森林法に林地台帳(同法191条の4第1項)における正確な記載を確保するための規定を整備する。また、地方公共団体が森林所有者等に関する地方税関係情報を内部利用することを可能とする。 (関係府省:農林水産省)



総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
72	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合、最新内容の表面記載のカードが必要な場合は、現行では再交付手続きが必要だが、交付までに約1ヶ月以上の期間がかかり、即時対応ができない。 ・再交付手続きを行わずに、表面記載が旧内容のままであるため、現行カードでは本人確認書類として認められない。 ・転入者の場合、表面記載のみならず、継続した利用の手続きもできないことから、継続利用を行わず、カード機能が廃止となってしまう所持者も多い。 ・再交付手続きは、再度の写真の準備が必要であり、再交付までの期間が長い等の理由により、写真の用意が不要で、比較的短時間の手続きで自宅での受取りが可能な通知カードに切り替える所持者も多い。 ・旧情報のままのカード所持者は、マイナンバーカードを利用したサービスが受けられない。	・マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合、最新内容の表面記載のカードが必要な場合は、現行では再交付手続きが必要だが、交付までに約1ヶ月以上の期間がかかり、即時対応ができない。 ・再交付手続きを行わずに、表面記載が旧内容のままであるため、現行カードでは本人確認書類として認められない。 ・転入者の場合、表面記載のみならず、継続した利用の手続きもできないことから、継続利用を行わず、カード機能が廃止となってしまう所持者も多い。 ・再交付手続きは、再度の写真の準備が必要であり、再交付までの期間が長い等の理由により、写真の用意が不要で、比較的短時間の手続きで自宅での受取りが可能な通知カードに切り替える所持者も多い。 ・旧情報のままのカード所持者は、マイナンバーカードを利用したサービスが受けられない。	・追記欄へのシール添付対応により、即時に表面記載の変更が可能となるため、再交付が不要となり、マイナンバーカードの未所持期間を生じさせることがなくなる。	「個人番号カードの運用上の留意事項」及び「デジタルPMOの過去の問い合わせ20180829 案件ID11054」	総務省	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	住民基本台帳カードはシール貼付が認められていた。また、異動の多い春に集中するため、窓口対応が困難な時期がある。再交付申請中に転出する可能性もあり、その際には、カードが廃止になってしまう。再交付し新しいカードが届くあいだだけでもシール添付対応ができるカード所有者及び自治体にとって事務の軽減が図られる。 ○転入者の場合、表面記載のみならず、継続した利用の手続きもできないことから、継続利用を行わず、カード機能が廃止となってしまう所持者も多い。再交付申請中や、旧情報のままのカード所持者は、マイナンバーカードを利用したサービスが受けられない。 ○マイナンバーカードの券面事項変更欄が狭く、場合によっては2回ほど転入入をするなど高欄になってしまう。転入入が多い市民ほどマイナンバーカードの再交付に時間がかかる。次の異動がいつかかかるといえる可能性としては、マイナンバーカードを持つことのメリットを感じられにくくなる。再交付申請中や、旧情報のままのカード所持者は、マイナンバーカードを利用したサービスが受けられない。 ○再交付には、写真が必要となり、また申請に再来庁を要するなど負担が生じている。 ○今後マイナンバーカードの健康保険証利用が本格的に実施される中、再交付申請中や、旧情報のままのカード所持者に対し不都合が生じるため、追記欄へのシール添付対応により、即時に表面記載の変更を可能とし、マイナンバーカードの未所持期間を生じさせることのないようにすべきである。 ○当市ではタブレットによる無料写真撮影や申請時来庁方式の導入予定により、再交付申請による住民の負担は軽減されるものの、交付までに1ヶ月以上の期間がかかり、マイナンバーカードを唯一の顔写真身分証としている場合は、交付までの間、本人確認となる書類が手元から無くなってしまふ。 ○券面記載欄が小さく、文字の大きさに統一性がなく、1度引越しただけで高欄になってしまう市町村もあり、カード保有者に迷惑をかけている状況である。 ○在留区分が中長期である外国籍のかたは、在留期間更新の都度券面に有効期間変更の旨を記載することから、すぐに追記欄の余白がなくなり、再度個人番号カードの交付申請の手続きをお願いしなくてはならない。このことが、外国籍の方へのマイナンバーカードの普及促進にも妨げになっている。また、追記欄に余白がなくなった場合に再度交付申請の手続きをすることは、写真の用意、受取りのための来庁等、申請者の負担になっている。 ○追記欄の余白が無い状態で転入してきた者については、現状、その場で継続利用処理が行えず、再交付申請が必要となる。しかし、再交付申請が完了した時点で、写真が必要であることから、転入手続きの際には申請がなされず、転入後90日以上が経過し、カード機能が廃止となる転入者が多くなっている。 ○高欄となった市民に再交付手続きを案内し、場合によっては失効する旨を伝えると、苦情をもらうことが多い。	マイナンバーカードの有効期間は通常10年とされているところ、追記欄への追記用のシール貼付を認めるためには、長期間利用ができる耐久性を有し、偽造防止のための加工等が施されたシールが必要であるが、一般的なシール資材は、利用状況によって1～2年程度で印刷の濃れ等が生じシール上の文字の識別が難しくなる可能性があること、保管状況によっては温度変化などの影響を受け接着剤が劣化してシールが割れやすくなること、スロットイン型カード読取機器でカードを読み取る際にシールが機器内部で割れた場合、機器に詰まるなど機器が故障する可能性があることから、マイナンバーカードにシールを貼付し追記を行うことは技術的な課題が大きいと考えている。 今後、マイナンバーカードの拡大を含め、可能な対応を検討してまいりたい。			
81	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加	過去の大規模災害発生時に、庁舎が被災し、財務システムが使用不可となり、通常の会計処理が不可能となった。また、地域も被災し、行政活動に必要なガソリン等の購入について納入可能業者から緊急時に現金での購入の必要に迫られた。しかし、購入するための現金が無い状況であり、資金前渡をしようにも金融機関も被災しているため、災害応急対策活動に支障が生じている。 南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、これらの地震による被害が想定されている当市においても具体的な災害応急対策を検討する上で、同様の事例への対応が検討の支障となっている。 なお、常時資金前渡のような方法では、いつ、どこで発生するか分からない災害時に備えて職員が公金を常時携帯しておくことはできず、またインフラの寸断等により連絡が十分に取れない中で公金を配分することも、現実的でない。 【具体的な支障事例】 ・平成25年台風18号豪雨災害の対応において、床下浸水等の被害による衛生面を考慮した消毒薬の手配に苦慮した。 ・東日本大震災に係る災害対応において、津波に伴う公用車流出によるタクシー使用料や高速道路通行料、パンク修理等の手配に苦慮した。 【制度改正の検討経緯】 総務省にて、平成26年3月に「地方公共団体の財政制度の見直しに関する中間的な論点整理」がまとめられ、その中で、立替払いによる支出について、対象経費・限度額・要件等について検討する必要があるとされた。しかし、平成27年12月に報告された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」では、立替払いについての項目については記載がない。	過去の大規模災害発生時に、庁舎が被災し、財務システムが使用不可となり、通常の会計処理が不可能となった。また、地域も被災し、行政活動に必要なガソリン等の購入について納入可能業者から緊急時に現金での購入の必要に迫られた。しかし、購入するための現金が無い状況であり、資金前渡をしようにも金融機関も被災しているため、災害応急対策活動に支障が生じている。 南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、これらの地震による被害が想定されている当市においても具体的な災害応急対策を検討する上で、同様の事例への対応が検討の支障となっている。 なお、常時資金前渡のような方法では、いつ、どこで発生するか分からない災害時に備えて職員が公金を常時携帯しておくことはできず、またインフラの寸断等により連絡が十分に取れない中で公金を配分することも、現実的でない。 【具体的な支障事例】 ・平成25年台風18号豪雨災害の対応において、床下浸水等の被害による衛生面を考慮した消毒薬の手配に苦慮した。 ・東日本大震災に係る災害対応において、津波に伴う公用車流出によるタクシー使用料や高速道路通行料、パンク修理等の手配に苦慮した。 【制度改正の検討経緯】 総務省にて、平成26年3月に「地方公共団体の財政制度の見直しに関する中間的な論点整理」がまとめられ、その中で、立替払いによる支出について、対象経費・限度額・要件等について検討する必要があるとされた。しかし、平成27年12月に報告された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」では、立替払いについての項目については記載がない。	迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施により、住民サービスの向上が図られる。	地方自治法第232条の5	内閣府、総務省	茅ヶ崎市	別紙あり	宮城県、川崎市、多治見市、大牟田市	○平成30年7月豪雨で、緊急に物資調達をしなければならなくなった際に支障をきたした。災害時の緊急を要する場合や、やむを得ない場合は認めたい。 ○当市においては、過去に災害等でシステムダウン等の支障をきたした事例はないが、昨今近隣市で発生した熊本地震や福岡県の朝倉豪雨をみると、同様の大規模な災害等が起きてもおかしくない状況が予想される。 ○大規模災害を想定した場合、同様の課題を抱えたと想定されるが、現時点での支障事例はない。 ○平成30年7月豪雨において、被災地へ派遣している職員へレンタカーの燃料費代を渡していたが、想定より不足したことから、急遽派遣職員に一時的に経費を負担してもらったケースがある。本来認められていない事務手続きのため、請求書などの記入が必要となった。災害発生時において、派遣先での経費の不足及び急急の支払の対応については、立替払いしか対応できないため、やむを得ず今回の対応となっていました。 ○当市では、地震災害時に停電で指定金融機関から口座振込、及び資金前渡による現金の払い出しも受けられなくなった。このためゴミ収集車の支払いについて、職員による立替払いを検討した経緯がある。 ○東日本大震災発生時には、公用車の流出等によるタクシーの借上げの増加、ガソリン等の納入可能業者(平時は単価契約による実績払い)から現金購入を要求される等の状況となった。しかし、沿岸部の出先機関が発災し会計事務が執行不能となったほか、金融機関も被災したことから、資金前渡や常時資金の準備に関わらなかつた。やむを得ず職員による立替(実績104件)を行うことで、震災対応業務を継続せざるを得なかった。そこで、今後の災害対応等を見据えて常時資金と限額(現行30万円)を引き上げる検討を進めているが、常時資金では対応できないケースが想定されることから、立替払いについても制度的に位置づける必要がある。 常時資金では対応不可能な事例 ・常時資金をしている出先機関自体が被災した場合 ・常時資金を超える支出が必要な場合(多額の現金を保有することは、公金管理上のリスクに繋がる) ・常時資金を保管している金庫等を管理している職員が発行できない場合 ・職員が公用車出張中に被災し、道路が寸断し大きく迂回することを余儀なくされ、ガソリンが不足した場合	公金の立替払いは、支出負担行為に基づかない歳出予算外の支出をすることであり、予算がなくて、また予算配当がなくてもそれを超えて支出するおそれがあるなど、予算執行の秩序を乱すことになることから制度として認められていない。また、国においても立替払いは制度化されていない。 したがって、提案にあるような災害時におけるケースの整理は必要と考えることから、立替払いと同様の効果となる運用が可能かについて検討をすすめる。
84	B	地方に対する規制緩和	その他	行政不服審査裁決・答申検索データベースの改善について	【現行制度】 不服申立をしようとする者の予見可能性を高めるために、不服申立につき裁決等を行う権限を有する行政庁は、裁決等の内容を公表する努力義務があり(行政不服審査法)。総務省は、地方公共団体に対して、総務省が構築した「行政不服審査裁決・答申検索データベース」を活用した公表を促している(総務省通知)。 【支障事例】 データベースの検索方法は、「処分根拠法令」や「裁決等の内容」に関するキーワードを入力するもので、「裁決等の内容」の検索対象は文字入力された概要のみで、裁決書本体(PDFファイル)は検索対象外となっている。事例の絞り込みが困難となっている。 具体的には、不服申立してなされた際の審理員としての意見書作成にあたって、データベースを活用し、過去の同様の行政処分に対する審査請求に係る裁決事例を参考にしているが、データベースのキーワード検索の対象は、「裁決情報詳細」の「裁決内容」欄に記載されている場合のみであり、「裁決内容」欄に記載されていない場合は、「処分根拠法令」欄等により検索することになるが、該当数が多くなることから、求める事例にたどり着くまで添付ファイルを一つ一つ開く必要があり、時間を要する。	【現行制度】 不服申立をしようとする者の予見可能性を高めるために、不服申立につき裁決等を行う権限を有する行政庁は、裁決等の内容を公表する努力義務があり(行政不服審査法)。総務省は、地方公共団体に対して、総務省が構築した「行政不服審査裁決・答申検索データベース」を活用した公表を促している(総務省通知)。 【支障事例】 データベースの検索方法は、「処分根拠法令」や「裁決等の内容」に関するキーワードを入力するもので、「裁決等の内容」の検索対象は文字入力された概要のみで、裁決書本体(PDFファイル)は検索対象外となっている。事例の絞り込みが困難となっている。 具体的には、不服申立してなされた際の審理員としての意見書作成にあたって、データベースを活用し、過去の同様の行政処分に対する審査請求に係る裁決事例を参考にしているが、データベースのキーワード検索の対象は、「裁決情報詳細」の「裁決内容」欄に記載されている場合のみであり、「裁決内容」欄に記載されていない場合は、「処分根拠法令」欄等により検索することになるが、該当数が多くなることから、求める事例にたどり着くまで添付ファイルを一つ一つ開く必要があり、時間を要する。	「裁決等の内容」だけでなく、添付の裁決書本体(PDFファイル)も検索対象とすることで、事例の絞り込みが容易となり、効率的な事務の執行が図られる。	行政不服審査法第85条	総務省	石川県		岩手県、群馬県、青森県、新潟市、浜松市、京都府、鳥取県、岡山県、高松市、熊本市	○裁決に当たって重要なのは、認容等の結果よりもその理由付けである。現状多くの自治体では、「裁決の内容」に裁決本文のみを掲載しているため、フリーワード検索によっても裁決理由について調べることができず、あまり検索の意義がない。当市において行政不服審査金の審査書の作成に当たり類似事例の検索を行った際も、提案団体の事例のように一つ一つ添付ファイルを開くこととなり、事務に多大な時間を要した。 ○生活保護に係る審査請求については、全国的に類似する内容の請求が多いものと推察されるが、「行政不服審査裁決・答申検索データベース」において、裁決書本体(PDFファイル)が検索対象外となっており、事例の絞り込みができず、検索に苦慮している状況である。 ○データベースの検索方法としてフリーワードを入力する欄もあるが、検索対象が裁決書本文の内容ではなく、各行政庁が任意に力入れた「裁決内容」欄に記載されている文言に限定されている。したがって、処分根拠法令による検索が主要となり、事例の絞り込みが十分でなく、実際に検索したい内容よりも広い範囲を設定して検索する必要が生じている。 ○裁決・答申の案を作成する際、データベースを活用して、類似の先例も参考としているが、データベースの裁決内容・答申内容の欄の記載が簡潔なもので多く、同様の記載のみが検索対象である現状では、探している先例を発見できないことが多い。	当省としても、「行政不服審査裁決・答申検索データベース」のより一層の利活用を図る観点から、その利便性の向上は重要であると認識している。 今回の提案については、新たなソフトウェアの導入と併用での課題があり現時点においてただに対応することは困難であるが、「裁決情報詳細」の記載の充実を審査庁等に求めるなどにより、引き続き同データベースの利便性の向上に努めてまいりたい。
103	B	地方に対する規制緩和	その他	財政事情等ヒアリングの意義の明確化	1月にヒアリングの資料準備は、予算編成業務のピークである12月に行う必要があり、担当者の長時間労働につながっている。 【作業期間】12月初旬～下旬 【必要人員】1名(財政課職員) ※さらに全局に調査を依頼している。 【起動増加】40時間程度 【時間外勤務の状況等】 当初予算編成作業は11月末～1月初旬がピークであり、12月の退庁時間は23時を超える日が続いている。また、ヒアリング当日に1日上京するため、さらに業務が圧迫されている。 1月ヒアリングの主な報告事項は、12月補正予算額及び9月ヒア時点から1月ヒアリング時点へ更新した今後補正見込額である。 1月ヒアリングの実施時期は、総務省において特別交付税ヒアリングと同日とするよう配慮いただいているところだが、上記をふまえると、業務内容の改善が不可欠であり、調査票の項目削減、簡略化や、4月、9月調査を含めたヒアリング回数の統合について検討していただきたい。 ○現在のヒアリング時期は、当初予算編成作業のピーク時であり、上記での説明業務は負担となっており、全体業務にもしわ寄せが生じている。なお、資料作成は4月、9月時と比べ簡略化されており、現行の内容で問題ないが、ヒアリングについては、災害等の特別な事情が生じている場合に限られる。	1月にヒアリングの資料準備は、予算編成業務のピークである12月に行う必要があり、担当者の長時間労働につながっている。 【作業期間】12月初旬～下旬 【必要人員】1名(財政課職員) ※さらに全局に調査を依頼している。 【起動増加】40時間程度 【時間外勤務の状況等】 当初予算編成作業は11月末～1月初旬がピークであり、12月の退庁時間は23時を超える日が続くが、ヒアリング資料の作成によりさらに業務が圧迫されている。 1月ヒアリングの実施時期は、総務省において特別交付税ヒアリングと同日とするよう配慮いただいているところだが、上記をふまえると、業務内容の改善が不可欠であり、調査票の項目削減、簡略化や、4月、9月調査を含めたヒアリング回数の統合について検討していただきたい。 ○現在のヒアリング時期は、当初予算編成作業のピーク時であり、上記での説明業務は負担となっており、全体業務にもしわ寄せが生じている。なお、資料作成は4月、9月時と比べ簡略化されており、現行の内容で問題ないが、ヒアリングについては、災害等の特別な事情が生じている場合に限られる。	担当者の働き方改革につながる。	平成30年12月25日 総務省第265号「財政事情等及び特別交付税ヒアリングについて(照会)」	総務省	岡山県	年度後半の予算については、全都道府県で概ね同様の動きであり、鳥取県、島根県、広島市	川崎市、上越市、奈良県、新潟市、浜松市、京都府、鳥取県、岡山県、高松市、熊本市	○都道府県の内容の一部含まれているため、市町村ではヒアリングが実施されていないため、すべての項目が該当するわけではないが、12月は予算編成時期で繁忙期のため、極力減らせる調査は、効率化を図る方が負担が減少する。 ○1月ヒアリングの資料準備は、次年度当初予算編成中の作業となり、担当者の負担が大きく、超過勤務時間の増加につながっている。 例えば、1月ヒアリングにおいては、9月ヒアリングまでの各団体の状況に応じてヒアリング対象団体を限定したり、団体個別の事情に応じてヒアリング内容(作成調書)を厳選するなどの対応が可能と思われる。 ○1月ヒアリングの資料作成は、予算編成業務のピークである12月に行う必要があり、担当者の長時間労働につながっている。また、4月、9月ヒアリングの資料作成についても、同程度の作業負担を要している。 【作業期間】12月中旬～1月上旬 【必要人員】2名(財政課職員) ※さらに各局に調査を依頼している。 【資料作成に係る時間外勤務】50時間程度 【時間外勤務の状況等】 当初予算編成作業は11月末～1月中旬がピークであり、12月の退庁時間は23時を超える日が続くが、ヒアリング資料の作成によりさらに業務が圧迫されている。 1月ヒアリングの実施時期は、総務省において特別交付税ヒアリングと同日とするよう配慮いただいているところだが、上記をふまえると、業務内容の改善が不可欠であり、調査票の項目削減、簡略化や、4月、9月調査を含めたヒアリング回数の統合について検討していただきたい。 ○現在のヒアリング時期は、当初予算編成作業のピーク時であり、上記での説明業務は負担となっており、全体業務にもしわ寄せが生じている。なお、資料作成は4月、9月時と比べ簡略化されており、現行の内容で問題ないが、ヒアリングについては、災害等の特別な事情が生じている場合に限られる。	1月に実施する財政事情等ヒアリングでは、9月ヒアリング時点では見込むことができない12月補正の状況や最終補正の見込み、収支見直しとそれに伴う財源対策を聴取するものであり、年度末に向け、当該団体の財政運営に支障が生じないよう助言等を行う貴重な機会である。 併せて、新年度の地方財政対策や国の予算に関する情報提供等も行っているところである。 提案票の意見では、「特別な動きはないことが通常」1年度後半の予算については、全都道府県で概ね同様の動きとされているが、9月ヒアリング以降、地方団体においては補正予算の編成、収支の動向等の事情変更があるとともに、国においても、景気動向や補正予算の編成等の事情変更があり、1月時点の状況を踏まえた助言、情報提供を行うことは、不可欠である。 ヒアリングに伴う事務負担の軽減については、今後検討したい。



管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
72	「今後、追記欄の拡大を含め、可能な対応を検討してまいりたい。」とあるため、全国的なシールを国が作成し、市町へ配布するために、検証して技術的な課題を解決していただきたい。 また、追記欄の拡大については、既に平成30年10月の「第7回全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会」で他の自治体から議題として挙がったものの、様式変更については、コストや時間がかかることから、現実問題としてすぐには難しいとの内容で総務省から回答されているものと把握している。 しかし、今回検討対象との内容でご回答いただいていることから、再度、具体的に検討していただきたい。 既に支障事例にも挙げられているところであるが、現時点で更新に際し住民の理解を得ることに考慮する場面があること、また、健康保険証としての利用も始まるなど、今後住民のカードの利用機会が増え、住民のほとんどがカードを所持するとの計画の中で、このような再交付が頻繁にあることは、住民にとって負担であり、地方自治体にとっても、必要な事務手続きのみならず、窓口で住民に更新への理解を求めると併せて、業務上の負担に直結すると考えられる。 今回可能な対応をご検討いただけることであるが、上記のことから、早急な対応を講じていただきたい。		【白河市】 追記欄のシール貼付対応が技術的に難しいのであれば、追記欄の素材を電子的に何度も書き込みと消去が出来る素材(テレフォンカードの素材等)にするなど、他の対応方法も検討していただきたい。 【品川区】 シールには固執しないが、回答にもあるように追記欄の拡大を含め、複数異動に対応できる形態を実現いただきたい。		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		一次回答のとおり、追記欄の拡大を含め、引き続き可能な対応を検討してまいりたい。	5【総務省】 (16)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (17)個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付申請(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平26総務省令85)29条1項)については、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(令和元年6月4日デジタル・ガバメント関係会議)において検討することとされている券面表記の見直し等の状況を踏まえ、追記欄の拡大を含めた申請者及び市町村(特別区を含む。)の負担軽減を図るための方策について検討し、令和4年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
81	例えば災害時であっても無条件、無制限に立替払いを可能にすることは適切ではないと考えます。法裁権者への電話等での確認や立替払い可能なものを事前に例示しておくこと、支払金額の上限設定、事後の領収書の添付など運用にあたっては詳細なルール化が必要であると考えます。 国においても制度化されていないとのことですが、災害対応の一義的責任を負い、発災初期において被災者や被災現場に直接対峙し、緊急的な対応を求められる場面が多い市町村だからこそ、より緊急対応としての立替払いの必要性があると考えます。住民の福祉の増進を図るにあたり、災害から住民の身体、生命及び財産を保護するため、迅速かつ円滑に災害応急対策を進めることは、市町村の根源的な役割のひとつであると考えます。災害時における立替払いは近年の大規模災害時の被災自治体においてもその必要性は明らかとなっているため、法改正、または法改正に代わる運用の実現に向け、時期的目標を立てた前向きな検討をお願いします。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○地方公共団体は、災害対応の一義的責任を負い、発災初期において被災現場で直接対応に当たる場面が多いため、災害現場の地方公共団体職員が対応に当たり、躊躇なく必要な支払いが可能となるよう検討していただきたい。 ○2次ヒアリングまでに、対応案及びその導入に向けた検討スケジュールをお示しいただきたい。	公金の立替払いは、支出負担行為に基づかない繰出予算外の支出をすることであり、予算がなくても、また予算配当があってもそれを越えて支出するおそれがあるなど、予算執行の秩序を乱すことになることから制度として認められていない。また、国においても立替払いは制度化されていない。 しかしながら、提案にあるような災害時におけるケースの整理は必要と考えることから、現行の支出の特例制度(資金前渡)における運用上の取扱いを中心に、提案団体が求める災害時における支出が可能か検討をすすめる。	5【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) 普通地方公共団体の支出の方法(232条の5第2項)については、災害時のやむを得ない場合に、地方公共団体の職員が、必要な経費を簡易な手続で迅速に支出できる運用方法を、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 (関係府省:内閣府)
84	今回の提案(PDFファイルの記載内容についても検索の対象とする)については、費用面の課題から直ちに対応することは困難とのことであるが、この点については次回のリフトウェア導入やシステム改修の際に、検討課題として挙げていただきたい。併せて、今後の具体的な進め方、スケジュールを示していただきたい。 他方、「裁決情報詳細」の記載の充実を審査庁等に求めるなどによりデータベースの利便性の向上に努めてまいりたいとの回答をいただいたが、記載の充実を図るため、地方公共団体等に「裁決情報詳細」に掲載するための裁決・答申の概要版を作成する」等の新たな事務負担が発生しないよう求めるとともに、それが困難であれば、当面的に「裁決・答申の本文をそのまま「裁決情報詳細」に掲載し、検索精度の向上を図ることも検討していただきたい。併せて、既にデータベースに掲載されている裁決・答申についても記載の充実を図ることも含め、今後の具体的な進め方、スケジュールを示していただきたい。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		行政不服審査法は、審査会等に答申の公表を義務付けるとともに(同法第79条)、審査庁等に裁決の内容等の公表について努力義務を課している(同法第85条)。「行政不服審査裁決・答申検索データベース」は、これらの裁決等の内容についての国民への一元的な情報提供及び国の行政機関や地方公共団体の利便性の向上を図るため整備・運用しているもの。 同法附則6条においては、施行後5年を経過(令和3年4月)した場合にその施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとされており、同条に基づく検討を行う中で、国の行政機関や地方公共団体ごとの実情を把握しながら、同データベースの運用の改善についても検討してまいりたい。 当面可能な対応として、「裁決情報詳細」の「裁決内容」欄の記載の充実ム上においても可能であるが、過去の裁決・答申の記載の充実に伴う事務負担なども考慮する必要があることから、国の行政機関や地方公共団体へのヒアリングを行った上で、本年度中を目標に同欄の記載の充実策を講ずるなどにより、引き続き同データベースの利便性の向上に努めてまいりたい。	5【総務省】 (17)行政不服審査法(平26法68) 行政不服審査裁決・答申検索データベースについては、事例の検索を容易にするため、地方公共団体等の事務負担に配慮しつつ、「裁決内容」欄の記載内容を充実する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、同データベースの検索機能の向上などの運用の改善については、地方公共団体等の利用実態や支障等を踏まえ検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
103	1月実施の財政事情等ヒアリングの意義として、年度末に向けての財政運営に支障が生じないよう助言する貴重な機会とのことであるが、本提案にも記述したように、1月ヒアリングに向けての準備は当初予算編成の繁忙期ピーク中での作業であり、全庁的に大きな事務負担が生じている。 ヒアリングに伴う事務負担の軽減については、「今後検討」とあるが、これを契機に速やかに調査項目の絞り込みや様式の簡略化など積極的な検討をお願いしたい。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		令和2年1月実施予定の財政事情等ヒアリングから、調査項目を絞り込むとともに、調査様式を簡略化することとする。	5【総務省】 (19)財政事情等ヒアリング 財政事情等ヒアリング(1月実施分)については、都道府県及び指定都市の事務負担の軽減を図るため、令和元年度中に調査項目を削減するとともに、調査様式を簡素化する。



総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
113	B	地方に対する規制緩和	その他	国税連携システムに係るデータ連携の拡大	<p>地方税の賦課徴収業務に要する所得税の申告情報については、国税連携システムにより、国税庁から地方公共団体にデータ提供いただいているところ。現在はe-Taxで申告された所得税申告書(第1表から第5表)と添付書類(所得税青色申告決算書等)で納税者が入力したすべての項目、及び書面で申告された所得税申告書(第1表から第5表)のうち、国税総合管理(KSK)システムに入力された項目について、データの提供を受けている。(所得税申告書については、書面申告でKSKシステムに入力されない帳票であっても、画像イメージでデータ提供いただいている。)</p> <p>一方、書面で申告された場合、添付書類(所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書など)は、国税連携システムでデータが提供されていない。たとえば、個人事業税の賦課徴収業務等においては、所得税青色申告決算書等の添付書類が必要となるが、国税連携システムからのデータ連携の対象外のため、データによる提供がないので、職員が税務署でコピーする作業を行っている。</p> <p>確定申告時期の2月～7月までの期間に、各県税務所の作業は、多いところで職員2名が60日程度を要して行っている。</p>	データ連携が拡大されることにより、当該業務に係る職員の負担軽減が見込まれる。	所得税申告書等の地方団体への電子的送付に係る留意事項等について(平成22年6月29日付総統企第72号 総務省自治税務局企画課長通知)	総務省、財務省	岐阜県		<p>岩手県、福島県、白河市、栃木県、埼玉県、蓮田市、千葉県、船橋市、練馬区、八王子市、新潟市、三条市、富山県、石川県、都留市、豊橋市、春日井市、西尾市、小牧市、京都市、大阪市、寝屋川市、兵庫県、南あわじ市、奈良県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、熊本県、大分県、宮崎県</p> <p>〇市町村においても、書面で申告された場合、添付書類(所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書等)は、国税連携システムでデータが提供されていない。たとえば、個人住民税の賦課業務等において、所得税と住民税の課税計算時に特定株式等の配当等や課税所得等の申告の選択ができるようになったところではあるが、国税連携システムからのデータ連携の対象外のため、データによる提供がないので、職員が税務署でコピーする作業を行っている。同様に、寄附金控除においても寄附先などが分からず職員が税務署でコピーする作業を行っている。令和元年度の5月度の実績は、延べ16人、120時間を要している。</p> <p>〇当都道府県においても、書面で申告された場合の添付書類については、賦課徴収業務等において、本年のために、職員が税務署で転写作業を行っている。当都道府県内13税務署において、3月～4月の間に集中的に転写作業を行い、本年については、総転写枚数は約5万枚、従事日数は79日(全事務所計)、従事職員は211人(延べ)であった。転写のためのコピー機も税務署へ設置させていただいており、費用負担も大きい。</p> <p>〇支障事例のほかに、株や記名の種類が不明なものや、申告書内容について不備があるものについては、毎月1名、4、5月は8名の職員が交代で数日、税務署で添付書類等の確認コピーする作業を行っている。</p> <p>〇固定資産税分野では償却資産の賦課及び確認のため、対象部分のデータ提供が必要だが、現在の所データによる提供がないので、職員が税務署でコピーする作業を行っている(3名×4日程度)。提案のとおり、データ連携が拡大及び提供電子データの範囲拡大がされることにより、当該業務に係る職員の負担軽減が見込まれる。住民税賦課及び確認についても、収支内訳書等、添付書類が必要であるが、書面で提出された場合、国税連携システムでデータ提供がされており、職員が税務署でコピーする作業をおこなっている。提案のとおり、データ連携が拡大及び提供電子データの範囲拡大がされることにより、当該業務に係る職員の負担軽減が見込まれる。</p> <p>〇当都道府県においても、個人事業税の賦課徴収業務等においては、所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書等の添付書類が必要不可欠である。しかしながら、これらのデータは国税連携システムからのデータ連携の対象外のため、データによる提供がなく、職員が税務署にて必要な資料の閲覧・複写作業を行っている。これらがデータ連携されることで、職員による複写作業の大半が不要になると見込まれることから、当都道府県における個人事業税の賦課徴収業務等においても、事務の効率化が期待できる。また、償却資産部門においても当システムを利用しており、上記と同様の理由から、同様の効果が見込まれる。</p> <p>〇当市の市民税の賦課業務においても、書面で提出された場合は、収支内訳書と所得の内訳等の添付資料が連携されないため、職員が税務署に添付資料のコピーする作業をおこなっている。具体的には、確定申告書2表にて所得、専従者、扶養の内訳が不明又は別紙参照になっており確認がとれないものについて調査を行っている。確定申告書2表にて内訳が分かるよう記載又はデータ連携が可能になれば、職員の負担軽減が見込まれる。</p> <p>〇提案案と同様、当県税務所の職員が税務署へ向けてコピーを行う手間が発生している。当県の状況は、多いところで、1～2台のコピー機を税務署に設置させておき、2～4人が向かい1週間程度をかけ集中的にコピーを行っており、提案いただいたようにデータ連携がなされれば負担の軽減につながると思われる。</p> <p>〇国税連携システムにより提供された申告書情報を基に個人事業税の賦課業務を行っているが、書面で申告された添付書類(所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書など)は、国税連携システムでデータが提供されないため、事前にリストアップしたうえで職員が税務署に出向きコピーする作業を行っている。この作業は、税務署において申告関係書類の編成作業がある程度終わる5月末から6月上旬ごろまで行うことができないが、個人事業税の賦課入力期限が7月上旬であるため、それまでに税務署での作業を終え、賦課内容を決定している。個人事業税の賦課決定までにかかれる期間は限られており、書面で提出された添付書類を国税連携システムにより画像イメージデータにより提供されその内容を確認することができれば、より効率的な賦課業務が可能となる。例年、6月中の税務署におけるコピー作業は、多いところで職員4名程度が延べ10日程度(延べ約40人)を要して行っている。</p> <p>〇提案団体記載のとおり、書面で申告された所得税申告書の一部をデータで受信しており、確定申告書A及びBのデータとして、第1表及び第2表のTIFFデータと、第1表のXMLデータを受信している。第2表のTIFFデータは、そのままでは本市の税システムへ取込できないため、パッチにより取込データを作成している。一方、データ提供されていない確定申告書の添付資料(収支内訳書、住宅借入金等特別控除額の計算明細書など)については、当市職員が税務署を訪問し、コピーする作業を行っている(※税務署訪問月:4・5月、訪問人数:9人、訪問回数:10日程度、調査件数:1,300件程度)。第2表のXMLデータ及び添付資料の電子データを送信いただくことで、限られた期間内で実施している個人住民税の当初課税業務を円滑かつ効率的に進めることができる。</p> <p>〇当市も同様に国税連携システムでデータが提供されていない紙ベースの所得税青色申告決算書、収支内訳書を税務署で約2週間かけてコピーする作業を行っている。当市は肉用牛育成農家が多く、「肉用牛の売却による所得の税額計算書」や外国税額控除の計算に必要な「外国税額控除に関する明細書」など住民課税における基礎資料を必要としており、その都度、税務署に取りに来るよう言われている。税務署から市役所までの距離が遠く、書類を取りに行く際の時間のロスが大きい。</p>	【総務省】 国税庁から聞き取ったところによれば、本提案の実現にあたっては確定申告書と併せて新たに添付書類をデータ入力する必要が生じることから、特に確定申告期間中において、国税当局も多大な事務負担が生じる可能性があると考えている。国税当局も多大な事務負担が生じる可能性があると考えている。現時点では提案事項の実現は難しいものと考えられるが、地方団体のご意見を踏まえ引き続き国税当局と検討を進めてまいりたいと考える。 なお、e-Taxで受け付けた確定申告書は、青色申告決算書等を含めて国税側で受信した全てのデータが地方団体へ連携されることから、地方団体におかれては、納税者に対しe-Taxの積極的な利用を周知・広げたいと考えている。 また、市区町村から国税への確定申告書のデータ連携施策を活用することも、e-Taxによるデータ連携がされることとなるため、市区町村におかれては本施策を積極的に活用いただくとともに、都道府県におかれては市区町村に対し導入に際しての助言等を行っていただきたい。 【財務省】 書面で提出された確定申告書については、国税側のシステムに入力された課税続データに、読み取りを行った確定申告書のイメージデータを併せて地方団体へデータ連携しているところ。本提案の実現に当たっては、確定申告期において、確定申告書と併せて、全ての添付書類をデータ入力する必要が生じることとなる。 現状において、所得税確定申告書データの早期回付のため、確定申告書の入力を優先的に行っているが、確定申告期には膨大な数の確定申告書が提出されるため、各税務署においては確定申告書の入力だけでなく手一杯のスケジュールで行っているところである。 また、税務署では、申告書の入力のほか、後続の処理として、申告内容の審査、是正処理、還付や納付処理を遅滞なく適切に行う必要があるところ。本提案の実現に当たっては、現状の申告書の入力事務も含めた税務署の事務に影響が生じないよう検討する必要があるなど、地方団体における効率化される事務量と税務署における増加する事務量の比較のほか、必要なシステム改修費、人件費、作業スペース確保のための資料等も踏まえ、行政全体としての費用対効果を十分に検証する必要はある。 なお、青色申告決算書や収支内訳書は、確定申告期間後に順次システムに入力しているが、必要とする3月～4月に確定申告書データと併せて青色申告決算書等のデータを地方団体へ連携する場合は、入力事務を確定申告期間中に前倒ししなければならず、入力担当部門における事務負担が過剰となり、確定申告書データの回付が遅れることとなる。 これに加えて、約1,200万件の青色申告決算書以外のその他の書面提出データの添付書類を全件データ入力することは、入力するためのシステム改修が必要となるほか、現状の確定申告書の入力事務に、更に同等以上の入力事務量が上乗せされるため、入力担当部門における事務量が大幅に増加することとなる。 従って、新たな入力データを地方団体へ連携するためのシステム改修等に相当程度の費用がかかるのみならず、各税務署におけるシステムへの入力事務量が現状よりも大幅に増加することとなり、確定申告書等の入力事務が遅れが生じることで、地方団体への早期回付ができなくなることから、提案事項の実現は難しいものとする。なお、e-Taxで送信された確定申告書については、青色申告決算書等を含めて国税側で受信した全てのデータが地方団体へ連携されるため、納税者利便のみならず国・地方双方の事務の効率化に繋がることから、国税庁としては引き続きe-Taxによる確定申告を積極的に推進していくこととして、地方団体におかれても、国税当局への確定申告書のデータ連携施策等のe-Taxによる申告の推進に引き続き、積極的な御協力をいただきたい。	
114	B	地方に対する規制緩和	その他	交通安全対策特別交付金の交付決定日の前倒し	<p>交通安全対策特別交付金は、国(交付税及び譲与税配布金特別会計)から、県・市町村に年2回(9月、3月)直接交付され、各市町村分については国の交付決定後に県において各市町村(全42団体)への交付手続きを行っている。各市町村へは当該年度内に支払うこととされているが、3月の国の交付決定日は、例年3月下旬(平成30年度は3月22日)であり、国の交付決定日から各市町村への支払日(平成30年度は3月28日)までは、開庁日中で3日しかなく、その間に国費会計システム(ADAMS II)を利用して歳入歳出処理を行うとともに、各市町村への当該交付金の額の決定通知の作成、決裁及び発出を行わなければならない。</p>	交付決定日の前倒しにより、県や各市町村の事務手続きに係る負担の軽減に資する。	道路交通法附則第16条 平成31年3月20日付け総務大臣官房会計課、自治財政局交付税課事務連絡(官庁会計システム(ADAMS II)による平成30年度3月期交通安全対策特別交付金の支払について)	警察庁、総務省	岐阜県		<p>平成31年3月20日付け総務大臣官房会計課、自治財政局交付税課事務連絡(官庁会計システム(ADAMS II)による平成30年度3月期交通安全対策特別交付金の支払について)</p> <p>川崎市、山口県</p> <p>〇交通安全対策特別交付金において、県内各市町分(全19団体)について交付手続きを行っており、3月の国の交付決定日から各市町への支払日までの期間が短いため、国費会計システム「ADAMS II」を利用して歳入歳出処理や、各市町への当該交付金の額の決定通知の作成及び発出等事務処理を行う際に支障を生じている。</p>	<p>毎年度3月に交付する交通安全対策特別交付金の交付額は、道路交通法(昭和35年法律第105号)附則第18条第1項及び交通安全対策特別交付金等に関する政令(昭和58年政令第104号)第5条第2項の規定により、当該年度の8月から1月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る通告書送付費支出金及び返還金を控除した額とされている。 警察庁は交付金の交付総額を算出して総務省に通知する事務を担っているところ。算定の基礎となる数値については、反則金収入相当額等については予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第36条の徴収済額報告書の収入額を、各都道府県警察が行った通告書の送付件数にあっては各都道府県警察に対する調査結果を根拠としている。 このうち反則金収入相当額等については予算決算及び会計令第36条により2月15日には額が確定するが、通告書の送付件数にあっては、現状として2月下旬までの回答期限で調査を行っていることから、警察庁としては、この回答期限を2月下旬から2月中旬に前倒すことで、総務省に対する交付総額の通知時期を現状の3月上旬から2月下旬に1週間程度前倒ししたいと考えている。 また、総務省は道路交通法附則第20条第1項に基づき交通安全対策特別交付金に関する事務を担っているところ。当該警察庁からの通知時期の前倒しを踏まえ、現状の3月下旬の交付金の交付を1週間程度前倒している。</p>	



管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
113	<p>支障事例に示したとおり地方自治体では、コピー作業に毎年多くの人員と時間を割かれており、多大な負担となっている。</p> <p>提案が実現すれば国の負担が増加することになるが、国・地方自治体を通じて事務の効率化が図られると思われるため、行政全体としての費用対効果をしっかりと検証の上、ご検討いただきたい。</p> <p>また、e-Taxの利用率向上についても、積極的な対策を推進していただきたい。</p>		<p>【速田市】</p> <p>デジタル手続法により、政府はオンライン実施を原則としている。民間事業者を含めてコネクテッド・ワンストップを実現するために国は地方自治体にも情報の提供その他の必要な措置を講ずる必要があるとされる。</p> <p>財務省の回答では「青色申告決算書や収支内訳書」を確定申告期間後に順次システムに入力しているとの事だが、コネクテッド・ワンストップを実現するためにシステムに入力された「青色申告決算書や収支内訳書」の提供を毎年4月～5月に国税連携システムで回付する措置を講じていただきたい。</p> <p>【船橋市】</p> <p>回答に地方団体における効率化される事務量と税務署における増加する事務量の比較が必要との記載があった。このことについて、提案団体及び追加提案団体等から示された支障事例の中では個別に具体的な事務量(日数や人工等)の提示があったが、税務署として増加するであろう事務量の増加の見込みをご提示いただきたい。その上で、比較内容や長期的に見た際の費用対効果をデータとしてお示しいただきたい。</p> <p>また、両省庁とも提案事項の実現は、難しいとの回答であったが、添付書類の中でもデータ入力が必要ない書類の画像データのみ提供等一部の対応だけでも可能かどうかについてご回答いただきたい。</p> <p>最後にe-taxの普及について、国税庁及び地方団体双方にメリットがあることから、当市としても周知・広報の協力を行いたいと考えているが、今後のe-taxの普及促進の施策で各省庁で予定しているものがあればご提示いただきたい。</p> <p>【春日井市】</p> <p>求める措置の具体的な内容として、国税連携システムを通して連携されるデータのうち、tifデータ(画像データ)の内容の拡充を求める。回答があったように連携されるXMLデータの入力項目の拡充がポイントとなっているわけではなく、各自治体が税務署へ調査に行き、現地で資料をコピーする作業に膨大な時間と人が割かれていることが課題である。画像データの拡充であれば、データ入力の伴わない事務であると推察されるため、検討されている程の多大な事務量や経費の増加は想定されたい。申告書の資料編綴については、各自治体から税務署へ職員を派遣し作業を行っているが、連携される画像が拡充されるのであれば、後の調査事務に係る時間を編綴作業に回すこともでき、税務署での資料整理のスピードを上げることができる。コストとして懸念される事項は、イメージデータ作成におけるスキヤニング機械の性能と資料編綴作業や資料保管を行うためのスペース確保及びデータ量が拡大することのサーバ容量の拡充等が想定される。しかし、これらのためのコストについては、管内自治体からの人員応援による税務署の人員費の削減や、e-Taxによる申告へのシフトチェンジに伴う業務量の削減から相殺されると考えられる。また、回答された内容に係る増加コストと比較しても、極めて小さいコストで各自治体の業務削減を図ることができるため、三税協力の信頼関係の強化を推進するためにも連携データの拡大を求める。</p> <p>【南あわじ市】</p> <p>添付書類の入力されたデータが届かなくても、イメージデータさえあれば、住民税課税に必要な情報を確認できる。添付書類のイメージデータを送信できないものが、検討していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>【総務省】</p> <p>国税庁から聞き取ったところによれば、本提案の実現にあたっては、各税務署において、確定申告書と併せて新たに添付書類をデータ入力する必要が生じることから、特に確定申告期において、国税庁に多大な事務負担が生じることが想定される。仮に添付書類のイメージデータ(tifデータ)の提供を行う場合、イメージデータを作成するための各種添付書類の入力事務が発生することとなる。それらの事務を確定申告書の処理と同時に行うことは、申告受付の繁忙期においては非常に困難であり、地方団体の賦課決定業務に間に合うように当該データを提供することは難しいと考えられる。</p> <p>申告書の受付業務等を担う国税当局の負担やイメージデータの提供を受けるための地方団体側のシステム改修等を考慮すると、現時点では提案事項の実現は難しいものと考えられるが、地方団体のご意見を踏まえ引き続き国税当局と検討を進めてまいりたいと考えている。</p> <p>なお、e-Taxで受け付けた確定申告書は、青色申告決算書等を含めて国税側で受信した全てのデータが地方団体へ連携されることから、地方団体におかれては、納税者に対しe-Taxの積極的な利用を周知・広報いただきたい。</p> <p>また、市区町村から国税当局への確定申告書のデータ引継ぎ策を活用することでも、e-Taxによるデータ連携がされることとなるため、市区町村におかれては本施策を積極的に活用いただくとともに、都道府県におかれては市区町村に対し導入に際しての助言等を行っていただきたい。</p> <p>【財務省】</p> <p>(概要)</p> <p>提案の実現に当たっては、国税全体の増加事務量、システム改修・機器等整備費用、人件費、また、地方団体の事務量減少や地方団体のシステム改修・機器等整備費用にも多大な影響があると考えられる。</p> <p>また、添付書類をデータ入力する際にはスキヤン等の事務が発生するが、当該入力事務量の増加に伴い、申告書の回付自体が大幅に後ろ倒しになることで、地方団体の賦課決定等にも遅延等の影響が発生すると想定され、加えて、納税者からの苦情等の増加が予想されることから、ご要望いただいている対応は非常に困難である。e-Taxであれば、受信データは全て地方団体へ回付されるため、上記のような課題は発生せず、国税庁としてはe-Taxを利用した申告の推進に積極的に取り組んでいるところである。地方団体におかれても、地方団体からのデータ引継ぎを実施していただくなど、更なるe-Taxの利用拡大にご協力いただきたい。</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>書面の確定申告書に添付される青色申告決算書・収支内訳書、所得の内訳書及び各種控除の関係書類など(以下「各種添付書類」という。)のデータ連携を実現するためには、現状において入力を行っていない各種添付書類についても入力が必要となる。</p> <p>地方団体からの閲覧事務など、行政全体としての費用対効果を詳細に把握することは困難だが、地方団体からの提案を実現するに当たっては、国税当局において各種添付書類のデータ入力するためのシステム改修・機器整備費用が膨大なものになると予想される(青色申告決算書や収支内訳書を除き、書面で提出された添付書類については現状入力を行っていないため、それらを入力するためのシステム開発が必要)。</p> <p>また、各税務署においては、1月～4月頃までの間は、申告相談、確定申告書の入力、申告誤りの是正等を行っており、大量の確定申告書処理のために職員が超過勤務を行い、各種事務に対応しているのが現状である。このため、これらの事務に加えて、各種添付書類を入力し、入力した内容をデータ連携する場合、マンパワーが不足し、職員事務の負担(超過勤務)が増加するとともに、非常勤職員の追加雇用が必要となる(人件費の増加)。</p> <p>さらに、現状においては、確定申告書の内容を地方団体へ回付することを優先して申告書入力や内容審査等の作業を行っているが、各種添付書類の入力を確定申告書の入力と並行して行った場合、確定申告書の地方団体への回付時期が遅れる可能性があるほか、申告誤りがある納税者に対する是正連絡が遅れることにより、納税者からの苦情の増加も生じることがある。</p> <p>国税庁においては、スマホを利用した申告など、納税者が自宅等からe-Taxを利用した申告を行うことができるよう、環境整備を行うとともに、各種広報媒体を通じて周知・広報を行い、e-Taxを利用した申告の推進に取り組んでいるところである。また、令和2年分の確定申告からは、青色申告特別控除(65万円)を適用する場合はe-Taxを利用した申告が要件となるなど、制度面からもe-Taxの利用に向けた法改正がなされている。</p> <p>国税庁としては、納税者による自宅等からのe-Taxを利用した申告や地方団体からの申告書等のデータ引継ぎを推進・拡大することにより、地方団体からの提案内容が解決すると考えているため、引き続き、地方団体におかれてもこれらの取組、特に地方団体からのデータ引継ぎに、より一層のご協力をいただきたい。</p>		
114	<p>交付決定から各市町村への支払いに係る事務に要する期間が短いことが支障であり、この改善を提案するものである。そのため、各市町村への支払日については、従前どおり年度末としていただきたい。(交付決定から支払いまでの事務処理期間を十分に確保していただきたい。)</p> <p>「交付金の交付を1週間程度前倒しする。」という回答は、その趣旨が反映されているか、確認したい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>交付決定日及び現金交付日について、一週間程度前倒しすることを検討している。以下、理由を記載する。</p> <p>交通安全対策特別交付金は、地方財源であり、額が確定した以上、可能な限り早期に、地方団体へ交付することが適切。</p> <p>これは、早期に現金交付されれば、資金繰りに余裕ができ、地方公共団体の財政運営上メリットとなるからである。(同じく地方財源である普通交付税は法定の交付月の額、特別交付税は交付決定日の翌日に交付している。)</p> <p>一方で、3月末に業務が集中する。会計事務担当者の負担を軽減するため、交通安全対策特別交付金の交付決定日及び現金交付日、共に一週間程度前倒しすることで、事務の分散を図ることとする。</p>	<p>5【総務省】</p> <p>(9)道路交法(昭35法105)</p> <p>交通安全対策特別交付金(附則16条)の交付決定(3月交付分)については、地方公共団体の円滑な事務の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。(関係府省:警察庁)</p>		



総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
118	B	地方に対する規制緩和	その他	不動産取得税の課税資料の提供を紙ベースから電子データ提供可能にする	【現行制度】 不動産取得税の課税資料収集にあたっては、地方税法第20条の11の規定に基づき、職員が登記所を訪問し、登記申請書を閲覧して不動産の取得について調査し、収集漏れ等がない不動産の固定資産評価額等を含めて必要事項を手書きで写している。 【支障事例】 手書きで写すため多大な業務量となっている。これに加え、転記ミス、収集漏れなどの可能性があり、転記内容について改めて別の職員が確認を行っている。管内に複数の登記所がある場合は、それぞれ訪問する必要がある。このように、人的労力が多大となっている。※平成29年度収集実績：約11万5,000件(1件当たり1枚)の提出書類(約1,000回)を全国の地方税法協会の協賛で平成30年8月に都道府県を対象に行ったアンケートでは、不動産取得税課税資料について、過去に法務局に電子データによる提供を求めたが、法的根拠がないため断られたと複数の県が回答した。また、令和2年1月に登記情報システムが更改され、登記所から市町村への地方税法第382条第1項の通知についてはオンラインにより提供可能となる。これについて、本県税務課が総務省に照会し、都道府県にも提供されるか確認したところ、こうしたことは想定していない旨回答があった。 【制度改正の必要性】 上記の状況から、地方税法を改正し、固定資産税に関する同法第382条第1項と同様の規定を設け、不動産取得税に係る業務の効率化や適切な課税をより強力に担保すべきである。	収集業務に係る労力の削減、収集情報の正確性が担保されるなど資料収集業務の効率化が見込まれる。不動産の取得から課税までの期間の短縮も見込まれ、適切な課税徴収が可能となる。	地方税法第20条の11、第382条第1項	総務省、法務省	埼玉県	全国地方税法協会「平成30年度不動産取得税課税業務効率化検討ワーキンググループ」全国アンケート(平成30年8月実施)※一部抜粋 平成31年4月26日発出総務省第31号「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化等について」	青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、富山県、東京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県	○当県においては、登記所に向くことなく、市町村より紙ベースでの登記済情報の提供を受け課税資料としているが、資料が紙ベースであることから、転写入力資料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を要している。 ○課税資料収集については、当県においても、県税事務所職員が毎月法務局に向向き、登記申請書を閲覧し、必要事項を手書きで写している。転記ミス、収集漏れ等に加え、事務所によっては複数の法務局での資料収集が必要であることから、数日にわたり、複数人が出陣し、事務所での窓口/電話対応が手薄になるといった問題もある。 ○昨年末に、共同住宅の敷地が地上権であったものを所有権と誤認し、資料収集したことによる課税誤りが判明し、追加調査を行ったところ、県全体で127件、約958万円の課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し課税資料とすること、②登記情報を書き写す様式を見直すこと、③地上権等が設定された共同住宅の敷地の課税入力の有無を毎月確認すること、④初任者に対する研修内容を見直すこと、等の再発防止策を講じたが、手書きの資料収集方法を継続する限り、課税資料の収集漏れや収集誤り等のヒューマンエラーを払拭することはできないと判断している。	【総務省】 現行制度では、不動産取得税に係る課税資料は固定資産税と密接に関連するため、都道府県は市町村が決定する当該不動産の価格とともに市町村経由で収集することとされているところであり、都道府県が課税資料を市町村経由で収集できない理由や連携上の課題等についてよく伺いながら、法務省と必要な対応を検討してまいりたい。 【法務省】 要旨内容の実現に当たっては、登記所から都道府県に情報を提供するための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、その必要性、費用対効果及び具体的な実現方法等について、総務省と検討を進めてまいりたい。
122	B	地方に対する規制緩和	その他	公営競技の施行団体の指定に関する都道府県経由の廃止	【支障事例】 市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受ける必要がある。ちなみに都道府県は指定が不要である。県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣へ提出している。意見書は市町村の財政状況等を勘案した指定の必要性を訴える内容となる。当該指定を受けている団体の中に、政令市であるさいたま市(浦和競馬組合等の構成員)が含まれている場合であっても例外なく、県経由で国へ提出している。しかし、政令市の決算統計(地方財政状況調査)や借債協議等の業務については県を経由せずに国に書類を提出してあり、財政状況のヒアリング、事務調整等も総務省が行っていることから、県はさいたま市の財政状況等について直接関与していない。 【制度改正の必要性】 したがって、公営競技の指定とそれ以外(財政状況の把握等)の事務について、整合性が取れないことから、政令市の当該指定においては、県の意見書を付すことなく、県を経由せずに直接国に書類を提出すべきものとする。政令市は大都市に見合う財政上の特例が認められているので、このような事務でも配慮が必要と考える。	二重のヒアリング、書類提出後の調整業務等による負担が軽減され、スマートな事務執行が図られる。なお、制度改正によるデメリット、特に収益の均てん化における助言等がでなくなるのではないという指摘があるが、均てん化については、公営競技施行団体が周辺団体等と協議し決定するものであって、県が施行団体に助言等を行うものではないと考える。	競馬法第1条の2第2項、モーターボート競走法第2条	総務省、農林水産省、国土交通省	埼玉県、神奈川県	川崎市	—	【総務省】 今回の御要望については、関連する他の制度における取扱い等も勘案しつつ、検討する。 【農林水産省】 市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受けることを規定している。一方、この指定に当たり県の意見書を総務大臣あて提出する規定については、総務省通知に基づきものであると承知している。 【国土交通省】 モーターボート競走法は国土交通省及び総務省が所管しているが、法第2条に基づく施行者の指定手続きに関する本提案(「県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出することの廃止」)に関しては、その内容が法令上に規定されているわけではなく、地方自治の財政に係る観点から総務省において手続きを定めたものであると想定されるため、本提案の是非については、国土交通省としては判断できない。	
126	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカード等の手続における留意点の提示	マイナンバー制度が導入され、最初のマイナンバーカード及び電子証明書の更新時期(発行の日から5日目の誕生日)が本年12月に到来する。更新手続きは事務処理要領に基づいて行いが、マイナンバーカード等の暗証番号を失念している場合やマイナンバーカードを紛失している場合など様々な場合が予想され、確認に時間を要する他、更新時期が住民異動の時期及び人事異動の時期と重なるため、窓口の混雑は避けられないと予想している。また、利用者が電子証明書の暗証番号を失念した場合、暗証番号を初期化し、再設定が必要がある。本市では初期化にあたって、マイナンバーカード以外の本人確認書類の提示を求めていたが、市によって運用が違っていたため、申請者からの問い合わせ等に苦慮している。更に、更新時期が近づくと、更新対象者から問い合わせが増えることが予想されるが、更新手続きに関する情報がマイナンバー関係のサイトに掲載されていないため、説明が困難である。マイナンバーカード等は全国統一の事務を行うことが求められるため、共通の事項に関してはホームページ等に掲載することを求める。  ・2019年12月～2020年3月の電子証明書更新対象者：2,000人以上	市民側としては、ホームページ等でマイナンバーカード更新手続き等の留意点が周知されることで、自治体に個別に問い合わせるための番号の利用等に関する法律・電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律・通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領・公的個人認証サービス事務処理要領		総務省	大府市	大船渡市、秋田市、石岡市、ひたちなか市、福生市、朝霞市、桶川市、柏市、川崎市、福井市、高山市、豊橋市、小牧市、聖明市、田原市、野洲市、京都市、大塚市、八尾市、島本町、神戸市、串本町、倉敷市、岩国市、松山市、糸島市、大村市、宮崎市	○今後の更新手続きについて不明なため、住民への説明が困難になっている。 ○電子証明書の更新時期が集中することにより、窓口の混雑が想定される。市民への周知も要することから、早めの情報提供と手続の簡素化を望む。 ○当市としても20才以下のマイナンバーカードの更新や電子証明書の更新対応について、検討課題として大きな課題としている。 ○電子証明書の更新及びマイナンバーカードの更新と異動時期が重なり、全自治体において窓口が大混雑することは容易に予想される。できるだけ早く詳細を決定し、市民に周知する期間を一定期間設ける必要があると危機感を持っている。新たにマイナンバーカードを申請することをPRすると同時に、更新についてもPRに力を入れたいと、結局市民のマイナンバーカードに対する不信、不満が避けられないと考える。 ○マイナンバーカードの更新には、有効期間内の申請が必要で有効期間満了の3ヶ月前から申請できるとあるが、どの時点までどのような状態となれば有効期間内の更新が完了となるのかなど不明な点があり、窓口トラブルのもととなる。 ○早急に国がホームページ等で留意点を示すとともに、各市町村にも更新時の手数料等を含めきちんとした方針を示していただかないと、市民への説明に苦慮することとなる。 ○更新手続きに関しての情報がマイナンバー関係のサイトに掲載されていないため、提案団体と同様に問い合わせ対応に苦慮している。 ○電子証明書の最初の更新時期が税申告時期や住民異動の時期と重なり、窓口が混雑することは必要である。また、更新にあたり、暗証番号の失念や代理人申請等により手続きが増え、更に混雑することも予想される。 ○当市では暗証番号失念による初期化にあたって、事前に問い合わせがあれば必要書類等を案内しているが、窓口へ直接来庁する場合や高齢者が増加する中、代理人による申出も増えている。代理人の手続きでは1回の来庁では提示できないものもあり、再来庁を余儀なくお願いしている状態である。初の更新時期を迎えるにあたり、想定されるQ&Aや手続きに必要な書類について国のマイナンバー関係のサイトに掲載されることを求める。 ○マイナンバーカードや電子証明書に関する住民の認識はまだ低く、今後、自治体の窓口等で更新手続きの説明などに要する時間が増えていくことが予想される。自治体の事務負担の軽減が図られるよう、住民の認識を高めるための統一した情報発信を行っていただきたい。 ○マイナンバーカード及び電子証明書の更新手続きに関して、手数料の徴収の有無など未決定となっている部分がある。また、それぞれの案内を速急に示していただきたい。 ○マイナンバーカード及び電子証明書の更新に関しては、更新時期の周知主体、周知方法、手数料の有無等の必要な情報が現時点においても明確にはなっていない。 ○当自治体でも、電子証明書に限らず、カードに関する手続の際に暗証番号再設定が必要になる事例が少なくない。しかし、マイナンバー総合サイトには、手続ごとに必要な書類や流れの明示(継続利用時に暗証番号がわからなければ再設定が必要、等)がないため、来庁時に手続を完了できず、住民が国に直接問合せる事例も発生している。		



管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
118	<p>地方税法の規定では、市町村は県に不動産の取得事実及び不動産価格を県に通知することになっているが、この業務は、経費及び業務量の面で市町村に過大な負担となることから、本県では、登記所で登記申請書簿冊を閲覧、調査し必要事項を手書きで入力票に書き写している。</p> <p>また、市町村から紙で情報を入力しても電子データ化のためには県の費用負担が必要となる。仮に、電子データで入手できても、各市町村では県に送するためのデータ化の費用を要するほか、システムが異なることから、県が活用するためには改めてフォーマットを修正するなど費用や時間を要する。</p> <p>さらに、登記情報システム更改後も、当該システムに対応する予定がない市町村もあり、全市町村から電子データを入力することは困難である。</p> <p>これに対し、登記所からLGWANを通じて直接電子データを入力することで、次のメリットがある。</p> <p>① 県・市町村ともデータ化の費用や通知に要する業務が大幅に軽減される。</p> <p>② 統一のフォーマットで全市町村のデータが入手可能となる。</p> <p>③ 登記情報システムに対応を予定していない市町村も含め、全市町村のデータが入手可能となる。</p> <p>以上のことから、法改正の上、固定資産税と同様の方法でLGWANを通じて電子データの入手を可能としたい。</p> <p>なお、最終的な提案実現を前提に、法改正や国側のシステム対応がなされるまでの間は、登記所から県への全市町村分のデータ提供の仕組みの実効性を担保した上で、LGWAN以外の方法での電子データの受け渡しも考えられる。</p> <p>国・地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという視点で御検討いただき、是非とも本提案の採用をお願いしたい。</p>		<p>【鳥取県】</p> <p>登記データを用いた課税処理は、手書きによる転記ミスを防ぎ、業務の効率化に大きく貢献することが期待されるが、現行法では入手先は市町村のみに限られている。そして市町村のほとんどが登記データを用いた固定資産課税台帳の変更処理を行っておらず、法務省のシステム更新がなされる令和2年度以降においてもシステム改修費用のメドがつかないことや、台帳と登記とのずれが解消されていないなど、早期のデータ導入の意思はなく、県が市町村からデータ形式で不動産取得の情報を収集するのが遠い将来のことになってしまう。電子政府を推進するならば、市町村のシステム普及を待つのではなく、法務局から直接データ提供を受けられる仕組みが必要である。</p> <p>【山口県】</p> <p>本県では、登記所から電子データで通知を受けている市町が少ないことから、県には紙ベースでの情報提供となるため、本県の事務効率化に繋がりにくい。</p> <p>それに加え、課税漏れの懸念や補足情報収集が必要であることから、当初から登記所で登記申請資料を閲覧し、情報収集しているが、手書きでの調査となるため、多大な時間や人的労力を費やし、大きな負担となっている上、転記ミスによる課税誤りの恐れもある。</p> <p>事務の効率化及び正確な課税の確保のために、登記所から都道府県への電子データによる通知の早期の実現をお願いしたい。</p>			<p>令和2年から、登記情報電子データがオンラインで登記所から市町村に提供される予定であり、市町村がこのオンラインで提供された登記情報電子データを都道府県に提供する方法をまずは検討すべきであるが、その場合において、現行規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにした上で、あい路となっている課題を洗い出し、必要な対応や方策を検討いただきたい。</p> <p>また、併せて都道府県が登記所から登記情報電子データの提供を受ける方策についても検討すべきであり、現行の協力要請規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにしていただきたい。</p>	<p>現行制度では、不動産の取得の事実について、地方税法第73条の18を根拠に市町村は都道府県へ通知することになっており、登記済通知に係るデータについても令和2年1月の法務省の登記情報システムの更新によりオンラインで市町村が提供を受けられるようになれば同様に基つき市町村から都道府県にこれを提供して通知することが可能となる。</p> <p>市町村がオンラインで登記済通知に係るデータの提供を受けるには、LGWANに接続することができる環境が整っていればよく、市町村側でシステム改修の必要はない。また、提供を受けた登記済通知に係るデータについても、LGWANを通じてそのまま都道府県に転送すれば、市町村の負担は少ないものであり、多くの市町村で対応可能と認識している。</p> <p>市町村がオンラインで登記済通知に係るデータの提供を受けるに当たっては、登記所と市町村の間で合意しているところ、その合意の内容上、市町村から都道府県への登記済通知に係るデータの提供が許容されるかが明確でないとの指摘があるため、今後については、市町村から都道府県に登記済通知に係るデータを提供することが許容される旨を明確にし、登記所及び市町村に対して周知してまいりたい。</p> <p>これらの対応によってもなお、市町村が登記済通知に係るデータを入力することが出来ないやむを得ない事情がある場合には、その事情に応じて個別に、地方税法第20条の11を根拠に直接登記所から登記済通知に係るデータを入力することを可能にする方策について、検討してまいりたい。</p>	<p>5【総務省】</p> <p>(6) 地方税法(昭25法226)</p> <p>302条に基づき(登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。))の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が令和2年1月の登記情報システムの更新によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入力することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入力する方策について個別に法務局等と協議することができることを、当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知する。</p> <p>(関係府省：法務省)</p>
122	<p>提案の早期実現に向けて、前向きに御検討いただきたい。</p> <p>なお、御対応いただける場合は、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。</p>			<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>			<p>【総務省】</p> <p>総務大臣は、競馬、競輪及びモーターボート競走を行うことができる市町村を財政上の特別の必要性等を勘案して指定するが、市町村長は都道府県を経由して総務大臣に申請し、都道府県知事が意見を付す手続としている。</p> <p>このような手続とした趣旨は、県内市町村の財政状況等を把握している都道府県知事に対して財政上の特別の必要性等について意見を求めることで、総務大臣が指定に当たっての参考としようとするもの。</p> <p>この点、総務大臣は指定都市の財政状況や公営競技の経営状況等について、地方財政状況調査や公営競技に関する個別にアテンド等を通じて直接把握している状況にあり、公営競技を行うことができる指定都市の指定に当たり、都道府県知事の意見を求め、参考とする必要性は低下していると考えられることから、令和2年度分の指定手続から、指定都市については、当該指定都市の市長が総務大臣に対して直接申請し、都道府県知事の意見を求めないこととする。</p> <p>【農林水産省、国土交通省】</p> <p>総務省が行う検討に対して、必要な協力をしてまいりたい。</p>	<p>5【総務省】</p> <p>(4) 競馬法(昭23法158)及びモーターボート競走法(昭26法242)</p> <p>競馬を行うことができる市町村(特別区を含む。))の指定手続(競馬法1条の2第2項)及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定手続(モーターボート競走法2条1項)において、指定都市が行う場合の都道府県経由手続については、令和2年度分から廃止する。</p> <p>(関係府省：農林水産省及び国土交通省)</p> <p>【措置済み(令和元年10月28日付け総務省自治財政局地方課事務連絡)】</p>
126	<p>電子証明書の更新は3か月前から可能であることから、有効期間到来通知の発送については早急に進めいただき、窓口混乱が生じないよう対応をお願いします。</p> <p>また、本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、マイナンバーカードの普及を強力に推進することとされました。</p> <p>マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始が始まると、今後、マイナンバーカードの交付申請が大幅に増加し、市町村の交付・申請窓口が混雑することが予想されます。マイナンバーカードの普及を本年度から積極的に進めていくことや、カードの円滑な取得を実現することが重要であります。新規申請及び更新申請が混雑することになり、市町村の事務が煩雑になることから、提案の実現に向けて、早期の対応を求めます。</p>		<p>【八尾市】</p> <p>マイナンバーカードの交付は平成28年1月から始まったので、これから5年後の令和2年1月が有効期限が最も早く到来する方ということになろうかと考えるが、マイナンバーカード及び電子証明書の更新は有効期限到来の3か月前から行うことが可能とされている。したがって、現実的にはマイナンバーカードや電子証明書の更新について自治体窓口に住民から問い合わせがなされるのは令和元年10月以降であると想定されることであり、この時期に間に合うよう、自治体や住民への周知、情報提供をお願いしたい。</p> <p>例えば平成27年末にマイナンバーカード交付申請を行い、平成28年1月5日にカードが出来上がり、誕生日が1月10日である方の場合、令和2年1月10日に有効期限が到来する。J-1ISから住民に対して送付される「更新のお知らせ」は、この場合であれば10月には送付する必要があると考える。有効期限到来前までに、期間的に最大限余裕を持った「更新のお知らせ」の送付を求める。</p> <p>また発行申請の流れや暗証番号の再設定の方法等について、住民に対するお知らせ通知の中で周知を行うとされているが、住民への周知広報及び問合せ対応については、国やJ-1ISにおいて行っていただくことを求める。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>地方公共団体情報システム機構からの有効期限到来のお知らせ通知の発出は、令和元年11月以降を予定している。</p>	<p>5【総務省】</p> <p>(12) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、更新手続を円滑に行うことができるようにするため、地方公共団体情報システム機構から更新時期の近づいた者に更新手続の留意事項等を通知する旨及びその内容を、地方公共団体に通知する。</p> <p>【措置済み(令和元年11月6日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)】</p>	



総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答			
	区分	分野									団体名	支障事例				
132	B	地方に対する規制緩和	その他	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)の調査エリアの改善	調査エリアと自治会エリアを一致させる、または、市町村の裁量によって調査エリアと自治会エリアを一致できる等の修正・変更ができるようにする。	国が定める調査エリアは、地域コミュニティの基礎エリアとなる自治会エリアと大幅に乖離し、複数の自治会にまたがっているため、調査員は各自自治委員など多くの関係者と接触し、協力を求めながら調査を行っており、非常に効率が悪く、また、調査員の募集にあたっては、地域自治の基礎的なエリアとなる自治会の自治委員に依頼をして、調査員を推薦してもらう方法で募集を行っている。しかし、近年の高齢化、集落の人口減のため、調査員のなり手がなく、見つからない場合は、しかたなく自治委員をお願いして調査員をやっていたことが多い。そのような状況で、自治委員からは「今のやり方では、調査区が自分の自治会の範囲を越えているので分からない。」「自分の自治会のエリアの調査区から向うか把握できるの？調査員をしてもよい、報酬を下げてもよいから自治会単位の調査区域にしてくれないか。」という声があがっている。					・住宅・土地統計調査規則 ・国勢調査「調査区設定の手引き」	総務省	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	山形市、福井市、豊橋市	○担当する調査区が複数の自治会にまたがっていることで、自治会推薦をお願いすることが出来なくなる場合がある。調査区と自治会が同じエリアになることで、依頼をしやすくなり、担当の調査員も調査区内を巡回しやすくなる。 ○本市においても、大規模調査の調査員の推薦については各行政區長に依頼しているが、調査区が複数の行政区にまたがっていることで、自分の行政区以外の部分は調査しつらく負担が大きい等の声があがっており、調査員の確保や調査の効率的な実施の妨げとなっている。 ○本市においても、一部の町内会及び自治会等(以下、町内会と記載)から、国が指定する調査区の範囲と町内会の範囲が異なるため、調査員を受け入れることができない旨の申出を受けているところである。	住宅・土地統計調査は、国勢調査調査区から標本(調査区)の層化抽出を行っているため、本調査の調査員は、抽出された国勢調査調査区のエリア内において調査活動を行っている。 ○調査員の確保を、自治会に基づき範囲に修正することについては、平成27年国勢調査実施後、地方公共団体から同様のご意見を頂戴していたことから、これに対応するため、令和2年国勢調査の調査区の調査区設定事務(令和元年度に総務省が地方公共団体に委託して実施)においては、「調査区設定の手引」を修正し、市町村の必要に応じて自治会の範囲に基づき境界の修正等を行うことができることを記載したところである。 このとおり、国勢調査の調査区設定において、市町村の必要に応じて境界の修正等を実施する等により、調査区の自治会エリアを一致させることは可能であり、本件提案については既に対応済と考えている。
133	B	地方に対する規制緩和	その他	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)の調査員数の改善	調査員の定数については、委託費の範囲内で市町村の裁量によって調査員1名の業務を複数名で分担できるようにする。	調査員を募る中で、限られた時間の範囲内なら調査員をやってもいいという方がいるが、統計局が示す市町村事務要領において、調査員は都道府県から示された人数を配置することとされており、市町村に裁量の余地がないため1調査区に複数の調査員をあてるなどの柔軟な対応ができない。				・住宅・土地統計調査規則 ・国勢調査「調査区設定の手引き」	総務省	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	山形市、那須塩原市、豊橋市、田原市、串本町、高松市、宇和島市	○登録調査員が減少する中、調査員の確保が難しくなっている。予定がある人、一部なら従事が出来る人などが補い合うことが出来れば、より調査員を確保しやすくなる。 ○調査員の人数について、定められた人数によらず、委託費の範囲内で市町村が独自に決定することができれば、調査員の確保が現状より容易になる場合がある。 ○国の手引きによると、調査員は原則、3調査単位数に一人の割合で配置、もしくは、地域の実情により2調査単位数に一人の割合で配置するよう推薦することとしているが、調査員の高齢化や仕事をもちながら調査員業務を行っている人も多く、県内の市町においても、調査員の負担を軽減させるよう、例えば一人が受け持つ調査単位数を減らしてほしい旨の意見は出ている。 ○調査区の範囲が広範囲にわたる場合等は調査員の確保が難しく、地域の実情に合わせて複数の調査員を配置したいケースがあるが、柔軟な対応ができない。 ○同調査では調査員1人2調査区が3区で、原則各区がとびとびの位置であるが、1区で面積が広大な地域については1人1区配置できれば地元の方に調査員を頼みやすいが2区は頼みにくい場合がある。	住宅・土地統計調査の市町村事務要領では「調査員は、都道府県から示された人数を遵守する。」とされているが、ここで示す調査員数は、調査員数の上限値(=委託費の交付額)であり、市町村は示された調査員数の枠内で調査員を調査単位数ごとに配置することが可能となっている。 また、本調査については、原則として、3調査単位数に1人の割合で調査員を配置することとしているが、調査単位数内の住戸の疎密等の状況に応じて一部の調査単位数内においては2調査単位数に1人の割合で調査員を配置することも認めている。 加えて、市町村事務要領では明記していないものの、通常上は1人の調査員が1調査単位数のみを担当することも認められており、この点は都道府県に対してFQAQにより周知している。 このように本調査においては、市町村の状況に応じた調査員の配置についての裁量を与えているところであり、通常の1調査員の事務(3調査単位数)を複数の調査員で分担することも可能な仕組みとなっているが、現行の市町村事務要領における記載内容が市町村に誤解を与えているため、今回の本調査の実施に当たっては、市町村に誤解を与えないよう市町村事務要領の修正を行いたい。	
134	B	地方に対する規制緩和	その他	基幹統計調査(住宅・土地統計調査)に係る調査員の民間委託	市町村が行うこととされている事務(法定受託事務)を、(市町村を委託しない)で、国が直接民間委託できるようにする。	本市では、調査員等の担い手を自治委員や地域の方へ探してもらったり、登録調査員を活用しながら推薦を行っているが、過疎・高齢化が進む中、担い手を確保することが年々難しい状況にある。 また、インターネット回答の導入等により、事務が複雑化・煩雑化しており、市町村職員にとっても負担となっている。	調査内容に精通し、調査のノウハウを持った民間業者に国が直接委託することで、迅速かつ正確な調査結果を得やすくなる。また、本市のような小さなまちで、過疎・高齢化が進む自治体は、同様の課題を抱えていると思われ、働き方改革を推進するなか、市町村職員が行う事務の大幅な削減につながる。			・統計法 ・統計法施行令	総務省	豊後高田市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	山形市、ひたちなか市、那須塩原市、所沢市、荒川区、福井市、越前市、長野県、諏訪市、高山市、浜松市、豊橋市、西尾市、田原市、塚原市、南あわじ市、串本町、出雲市、高松市、宇和島市、大村市	○本市においても、調査員の高齢化、働き方の多様化等により、基幹統計調査に係る調査員の確保には苦慮しているところであり、登録調査員の他、過去の調査経験者にも依頼している状況が続いている。 ○首都圏の住宅地である本市も調査員不足は問題であり、今回の住宅・土地統計調査は、調査員ひとりひとりの担当調査区の増加によって対応したが、調査員の負担の増加によって、交通事故や紛失事故のリスクが高まる。 ○本市の調査活動は登録調査員の中から推薦している。現在の登録調査員は高齢化が進み、新規登録調査員の確保に努めているが、厳しい状況である。そのため、多くの調査員を必要とする調査は、担い手を確保することが困難になってきている。その他にも、インターネットやタブレットを使用した調査も増えてきており、高齢の調査員は苦手意識が強く、調査の担い手の確保に苦慮している。 ○調査員の確保が年々困難となる中、調査員調査のやり方は、事故等安全対策面のリスクが高まる。委託手続き、相手先の不在、経費が折り合わないなど、市町村が委託できる環境にない。 ○本市においても調査員のなり手不足が課題となっており、自治会からの協力も得ながら確保している状況にある。しかし、近年は定年延長(再雇用)の一般化も影響し、地域活動における担い手不足が深刻化している。 ○調査員の確保につなげるために、調査内容を理解しやすいつい説明資料の作成や問合せ対応など、調査員事務の負担軽減に取り組んでいるが、その取組により市職員の手間と時間を要している。	住宅・土地統計調査は、全国の住宅等及びこれら居住する世帯のうち、約370万の住宅等を抽出して実施する日本最大規模の標本調査であり、その実施に係る業務については、地域を単位し調査対象となる国民に身近な存在である地方公共団体を通じて調査を実施することが、有効な調査票の回収を促進するなど、国勢の基本に關する統計の確保かつ効率的な作成に資すると考えられるため、法定受託事務として地方公共団体に委託している。また、本調査は、約10万人の統計調査員が実施に従事するものであるが、現状ではこの規模の統計調査に対応できる民間事業者は存在しないと考えている。 一方で、地域を限定した民間委託であれば、民間事業者でも委託可能性があり、地方公共団体にとっても、統計調査員を自ら管理することに伴う業務が軽減され、調査の実施に係る職員の業務効率化を図る手段として活用できることなどから、本調査の実施事務については、地域の実情に応じて市町村単位で民間委託を可能とする仕組みを制度上措置しているところである。(統計法施行令別表第一(備考四)) 今回の提案については、法定受託として地方公共団体に委託している事務を国の直接執行事務として位置付け直すといった措置が必要となるが、こうした措置をとるためには、全国を通じて、調査を適切に行い得る民間事業者が安定的に存在することが前提となるため、現状では対応が困難であるものの、「具体的な支障事例」の内容については、既に譲っている仕組みの中で解決が可能な事例もあると考えている。 また、調査員の高齢化等に伴い市町村によっては調査員の確保が困難となってきている状況は承知しており、調査員の確保対策は重要な課題と認識している。次回調査の検討を行う中で、令和2年国勢調査の取組などを参考にしながら、検討を進めてまいりたい。	
135	B	地方に対する規制緩和	その他	地方交付税法第17条の3における交付税検査の簡素化	地方交付税法第17条の3における交付税検査の検査対象期間において、当該自治体がいずれの年度も普通交付税不交付団体(※調整不交付含む)だった場合、実地検査ではなく書面検査を原則とするよう見直しを行う。 具体的には、各普通交付税不交付団体において自主的に検査対象期間の算定について検査を行い、総務省指定の調査様式にて結果を報告するとともに、必要な根拠資料を送付する。質疑等があれば書面でも取り取りする。総務省において書面検査のほかに実地検査が必要との判断に至った場合にのみ、実地検査を行う方式に変更する。	検査は3年に1度、前回検査年度以降3箇年分をまとめて行われる。実地検査に先立って事前調査様式の作成を依頼され、こちらをそれぞれの年度について作成し、基礎数値算定の根拠資料とともに当日、検査会場へ全て持ち込んだ上で基礎数値の錯誤等の確認を受ける。 検査対象となる基礎数値項目は各年度の交付税算定同様、膨大かつ多岐に渡るものであり、回千もの項目について数箇月程度をかけ、全庁的に確認作業及び調査票の作成を行う。その上で実地検査は2～3日かけて行われ、その間は膨大な資料の持ち込み、検査当日の説明、立ち会い、記録等、財政当局ほか各局連絡担当者及び担当項目の説明に係る所管部署担当者も数多く対応に当たる。実際の検査では当初算定から変動があった数値(錯誤)を中心に根拠資料をもとに一一つつ説明する形が取られており、その場で突発的な指摘もしばしばあるため、広く準備を要するほか、その場で答えきれないものについては後日対応となる場合もある。					地方交付税法第17条の3	総務省	川崎市	平塚市、豊橋市、豊田市、京都市	○提案と同様、事前の準備に多くの時間を要している状況である。また、当日出席してもらう担当者が多く、その時間調整や膨大な資料の搬入など、財政当局及び事業担当者ともに多くの負担が生じている状況である。 ○3年に1度行われる地方交付税法第17条の3における交付税検査の実地検査については、2日にわたり財政部局の担当者及び担当項目の所管部署担当者が対応している。実地検査が書面検査になることで、事務担当者の事務の軽減及び確認作業の効率化が図られると考える。	地方交付税法第17条の3において、「交付税の額の算定に用いた資料に關し検査を行わなければならない」としているが、「普通交付税の算定に関する資料」とは、総務大臣の定める様式のほか、道路台帳、河川台帳、港湾台帳、漁港台帳、恩給台帳、公債台帳等が挙げられる(普通交付税に関する省令第3条)ところ、膨大かつ多岐にわたるこれらの資料について、実際の施設等に基つき適正に作成されていることを含めて確認を要することを踏まえると、書面のみによる検査はなじまない。



管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
132	回答の趣旨については承知した。「調査区設定の手引」を確認し、対応してまいりたい。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。		国勢調査の調査区設定は「調査区設定の手引」に基づき事務を行うこととしており、その内容については、2019年4月に全国6ブロックで開催した2020年国勢調査調査区設定地方別事務打合せ会において全都道府県に対して説明を行い、それを受け、各都道府県は市町村に対して事務打合せ会を開催し説明を行った。 今後とも、機会をとりえて適切に周知を行うとともに、照会があった場合は、随時対応してまいりたい。	
133	回答の趣旨については承知したが、複数の共同提案、追加共同提案が挙げられたように、地方公共団体への周知が不十分と思われるため、事務要領の修正については確実に行っていただきたい。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。		住宅・土地統計調査において、市町村は、都道府県から示された調査員数の枠内で各調査員の受け持ち調査単位数を調整することが可能であることを明確化するため、次回調査についての事務打合せ会を開催する2023年5月までに「市町村事務要領」を修正することとした。	5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (iii)住宅・土地統計調査の調査員については、都道府県から示された人数の範囲内で、市町村(特別区を含む。)における調査員の選考及び柔軟な配置が可能であることを明確化するため、令和5年の次回調査までに市町村事務処理要領を改正する。
134	全国的な民間委託が困難である旨については承知した。 ただし、回答の中で、「地域を限定した民間委託であれば、民間事業者でも受託可能性があり」とあるが、調査に関する説明会の中で、「民間事業者に委託できるのは、調査区がマンションだけである」など要件に制限がある説明を受けている。平成30年調査の市町村事務要領においても、共同住宅、社会福祉施設等における調査員事務の委託以外に委託に係る事項はなく、民間委託が可能なのであれば、それがわかるように事務要領を改めていただきたい。 また、調査員の確保は地方にとって喫緊の課題であるため、引き続き対策を講じていただきたい。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		住宅・土地統計調査における調査員の配布・収集等に関する事務について、市町村単位で民間委託が可能であることについては本年中に地方公共団体に改めて周知することとした。また、都道府県から総務省に、管内市町村において民間委託を行う旨の報告があった場合には、次回調査についての事務打合せ会を開催する2023年5月までに「市町村事務要領」を修正することとした。 なお、調査員の確保対策については、2020年国勢調査の取組などを参考にしながら検討を進め、2022年度末までには一定の結論を出すこととした。	5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (i)住宅・土地統計調査の調査員の配布・収集等に関する事務については、条例による事務処理特別制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により、市町村(特別区を含む。)が当該事務を処理する場合、民間事業者へ委託することが可能であることを地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年11月5日付け総務省統計局統計調査部国勢統計課事務連絡)]
135	交付税検査においては、交付税算出資料上の全ての基礎数値について錯誤の有無に関わらず網羅的に説明の機会を求められている状況であるが、その対象数値は膨大かつ多岐に渡るものである。過去の実地検査においては、検査時間等の関係もあり基本的に錯誤があった数値を中心に説明を行っているが、決算の性質上、検査対象年度より過年度の基礎数値分については、異動が想定されにくい公債費等の説明も求められているところ。これらは事前に行われる総務大臣の定める様式による調査での回答・根拠資料の添付で対応した内容の確認作業でもあり、説明に重複も多いものと考えられる。また、収入に係る数値など、検査費目ごとに当該団体における概況やそれら算定に係る事務手順などの説明も検査の度に行われているが、それらについても書面上で説明可能な範囲のものである。原則、書面検査とした上で、台帳等、上記書面上のみでは適正かどうかの確認が困難な場合に限り、実地検査を採用するものとする。検査の圧縮・効率化を図ることは可能である。 交付団体における基礎数値の錯誤は少額であっても交付額に直結するため、僅かな錯誤であってもより厳格な検査を必要とするが、不交付団体においては、不当に交付税の交付を受ける懸念もないため、検査方法を見直す余地もあるのではないかと。また、上記事前調査にて、過去の数値の再算定の結果、不交付から交付へと転じるほどの多額の錯誤が生じることは事実上想定しにくく、上記のように必要な場合あるいは書面上の検査結果に疑義がある場合などにピンポイントで実地での調査を採用することで、事前(書面)検査においても交付税不交付という一定の結果の担保は達成可能である。	【豊田市】 当市は合併算定替により普通交付税の交付を受けているが、令和3年度から完全な不交付団体となる。提案市と同様に、不交付団体となった後にも交付税検査が行われ、膨大な資料の準備や財政及び事業担当課の出席といった負担が生じることを懸念している。多くの不交付団体にとって交付税検査が負担となっている現状を踏まえると、実地検査が必須だとしても検査項目を絞るなど何らかの簡素化の検討をお願いしたい。	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		提案団体からの意見にもあるとおり、実地検査は時間の制約もあるため、現在でも、実地検査の1週間前までに事前調査を提出してもらうことにより、事前に錯誤箇所を洗い出してもらうことで、実地検査では、現地で見ることができない台帳関係の書類を中心に検査を行うこととしており、台帳関係以外の費目・税目については、錯誤があった点についての検査が中心となっている。 (その結果、過去は検査官4名で実地検査を行っていたが、現在では3名とするなど、効率化を図っている。) 事前調査で報告のあった錯誤でも、実際に現場で台帳を確認しながら、その事前調査が正しいことを確認したり、財政担当課ではなく、各担当部局の職員から直接話を伺うことで、ミスの原因等を確認し、助言等を行っている。 今後とも、不交付団体に限らず、事務の軽減策等があれば、様式に反映する等することで、交付税検査の効率化を図って参りたい。			



総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
141	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	空家等対策の推進に関する特別措置法において、行政が把握している相続人の情報を関係する他の相続人に提供する際、本人の同意を得なくても情報提供できる旨の規定を設けていた	問題が発生するような空家については、相続人が、自らが相続人であるということを行行政からの連絡を受けて初めて知ったり、相続人同士が絶縁状態になってしまったりしていることが少なくない。本市においては、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項に基づく指導又は助言を行う際に、相続人に適正管理を促す連絡を出す、受け取った相続人から、自らだけでは判断がつかないので、他の相続人の連絡先を知っていたら提供してほしいと言われることがかなり多い。本市は他の相続人の情報を把握しているにも関わらず、第三者に対する情報提供が法の規定上可能ではないために、情報の提供を行うことができず、相続人同士の協議が進まず、空家対策が停滞する事態が生じている。また、ある相続人が空家対策に消極的であるために情報提供に関する同意を拒否したために、積極的に他の相続人が行動を開始することができないといったケースもある。同意を得られない場合であっても、適正管理を促す連絡を受けてから、再度、他の相続人に対して、情報提供に関する同意依頼を发出し、同意を得た上で依頼人である相続人にその情報を提供する、といった段階を踏んでいると、最初の適正管理依頼の連絡から、相続人同士の連絡体制が確保されるまでに、1～2週間を要することになってしまい、事務が非効率なものになってしまふ。(同意依頼を发出しても、全ての相続人が返送してくれるとは限らない)また、適正管理依頼の发出後には、他の相続人の情報を求める電話への対応に追われることもあり、「相続人同士の連絡体制を整備する」という業務が、かなりの負担となっている。	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、特定空家等に対する措置を行う案件に限定し、行政が把握している相続人の住所等の個人情報を関係する他の相続人に提供することが可能になれば、相続人間で空家等の今後の方向性について協議することができ、解決に繋げることができる。	空家等対策の推進に関する特別措置法	総務省、国土交通省	高島市		室蘭市、いわき市、須賀川市、ひたらな市、三置市、川崎市、浜松市、草津市、加古川市、大村市、五島市、宮崎市	<p>○本市の事例においても、相続人が複数人に渡る場合で、特定の相続人が問題解決に向けた司法書士等を介して他の相続人との連絡を取って進めている例がある。但し、支障事例にあるように全員と連絡が取るのに難航している状況である。今後、増加している空家等の問題に対しスピーディーな解決を図るためにも、個人情報を保護しつつある程度開示される必要があると考えられる。</p> <p>○本市では、提案市間での問題が発生している。相続人が複数存在し、他の相続人を全く知らない場合があり、お互いに話をすることは不可能である。本市では、他の相続者が知りたいのであれば、弁護士に調べてもらうよう伝えているが、費用が莫大にかかるため、実際には動いてもらえない。</p> <p>○本市において、相続人が多数いるにも関わらず相続がされず、法定相続人が多数となっている場合、各相続人への通知等は、通知人の名前が相続人の数しか示していない(税情報に合わせた)ため、相続人同士がつながらず、問題が進まないケースは多い。</p> <p>○相続人が多数になるケースで、相続に向けて前向きに動いてくれそうな相続人に行き当たることがあるが、相続人が多数であること、またその情報を提供することができないことを聞く、そこで諦めてしまふケースを何度も見た。また、市からの助言・指導の通知を見た相続人から、欲相続人からの関係(相続関係図)の説明を求められることもあった。市が行った相続人調査と同等の調査を個人で行うのはほぼ無理であり、司法書士等に依頼した場合も金銭的に割りが合わない。</p> <p>○本市においても、空家対策の推進に関する特別措置法第14条第1項に基づく指導又は助言を送付した場合は、受け取った相続人から、他の相続人の連絡先を提供してほしいと言われることがあるが、法の規定で第三者への情報提供ができないので、相続人同士の協議が進まないため、空家対策が停滞する例も少なくない。相続人からは空家の存在すら知らず、相続人同士が全く知らない場合もあったが、連絡先の提供を得て提供を行い、相続人同士で話し合い解決に向けて進展するケースもある。しかし、すべての相続人が連絡してくれるわけではないので、無視、何の連絡もない場合もある。相続人の情報提供の同意を得るのに一定期間を要するので事務が非効率になる。</p> <p>○相続が何世代かわたつる場合、相続人同士が連絡先を知らないケースも多い。1人の相続人が、相続協議の目的で、他の相続人調査をすることはできるが、手間と費用をかけたがらず、自治体に取りまとめてくれれば協議に応じると主張されることがある。</p> <p>○本市でも老朽の進んだ空家があり、特定空家への認定のため立入調査をおこなった案件があるが、対象が区分所有の長屋である。このため、各所有者に今後、指導、助言等の文書を送付することになるが所有者間の情報共有を行うことができないために解体等を進めようとしても困難な状況になると考えられる。所有者1名からは、解体を行いたい、他の所有者の情報について調べているが相続登記がなされていないため現在の所有者と連絡をとることができないので情報提供頂きたいと相談を受けている。</p> <p>○本市においても、老朽危険空家の相続人に対して指導を行った際に、複数の相続人がいる場合は、ひよりは判断できないと言われなければならない。本来、相続人同士で解決すべき問題であるにもかかわらず、市が関入していかざるを得ない状況になっており、この事務に過大な時間と労力を要している。市から相続人の情報を相続人同士に提供することができれば、相続人間で円滑に協議調整を図ることができ、老朽危険空家の問題解決につながると考えられる。</p> <p>○問題が発生するような空家については、相続人が、自ら相続人であるということを行行政からの連絡を受けて初めて知ったり、相続人同士が絶縁状態になってしまったりしていることが少なくない。本市においても、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき指導又は助言を行う際に、相続人に適正管理を促す連絡を出す、受け取った相続人から、自らだけでは判断がつかないので、他の相続人の連絡先を知っていたら提供してほしいと言われることがある。この場合、行政が他の相続人の情報を把握しているにもかかわらず、第三者への情報提供ができないことにより、改めて情報提供に関する同意書を発送したり、同意を拒否されるなどのケースも想定され、空家対策が停滞する事態が生じてしまふ。</p> <p>○空家については、数次相続などにより、所有者(法定相続人)が、自らが相続したことはもとより、不動産の存在そのものすら知らないことも多く、また、相続人相互の面識が無いことも多々ある。そのような場合、市から相続人各々に通知を送っても、他の相続人知らないことから、空家に対する措置に責任感を持っていないかつ、措置(売却等含む)をあきらめてしまい、放置されたままとなることが多い。また、そもそも市からの通知に全ての所有者から反応があるわけでもないことから、市が調整を行うことも困難である。</p> <p>○本市においても、相続人同士の絶縁・疎遠な関係に起因した管理不全状態のケースが多数ある。なかには法定相続人が数人いるに及ぶケースもあるが、相続人全員に対して同時に指導することは事務的に捉えられず、それがあっても、相続を進めようとするのがキーマンを探すことから始めることとしている。しかしながら、ほとんどの相続人は当事者意識が低く、キーマンを見つけることは非常に難しく事務の負担となっている。</p> <p>○相続人のうちの一人が認知症にかかり、他の相続人はすでに相続放棄をしているので関係ないと言いつ張っているケースがあり、事情を伝えたくても伝えられず対応に苦慮している。</p>	個人情報を当該個人の同意なく提供することを認める規定を法制度として設ける場合、提供後に個人情報が適切に扱われることが必要になるものと考えられるが、ご提案にある個人情報の提供先とされる相続人は個人情報を適切に扱えるか不明な者である。また、例えばの追加書者に対しCDV被害者の連絡先等の情報を提供してしまふようなケースも想定される。これを踏まえれば、同意を得ることによる相続人の個人情報保護及び行政に対する信頼と本提案が目的とする業務の効率化を比較考量した際に、後者が優越するとは言えないため、本提案について法令上の措置を講じることは困難である。なお、上記のような事情は、空家対策以外の地方公共団体の業務に関するものではない。個人情報を活用する場合には当ははまることがあると考えられ、そもそも空家法の問題として議論すべき内容ではないと考える。
144	B	地方に対する規制緩和	その他	不動産取得税の課税資料として、都道府県知事が登記情報の電子データの提供を受けられるよう、地方税法において、規定を創設していただきたい。(法務局と市町村間による登記情報の提供においては、同法第382条による規定が設けられている。)また、現行の制度内においても電子データを提供することも可能であるならば、その旨を関係機関(各都道府県等)に対し、通知等により周知していただきたい。なお、登記情報の電子データを都道府県が活用できることとなった場合は、月1回程度の提供を受けることが望ましい。	【課税制度】不動産取得税は、地方税法第4条第2項第4号の規定により道府県が課するものであり、不動産を取得した者に対して課される税金である(同法第73条の2第1項)。不動産の取得の事実については、不動産の取得者による申告(当該不動産の所在地の市町村を經由)又は不動産の所在する市町村長が自ら取得の事実を発見した場合に、都道府県知事へ報告する旨が規定されている(同法第73条の18)。	【提案実現による効果】法務局調査で閲覧した内容の書き直し誤りや把握漏れによる課税誤り、課税漏れを防ぐことができ、より適正、かつ、公正な課税徴収が可能となるほか、収集事務の大幅な削減等がなされ、早期課税を行うことができる。	地方税法第20条の11 地方税法第382条	総務省、法務省	千葉県	(資料1)平成30年度不動産取得税課税事務効率化検討ワーキンググループ提言(総務省・法務省) (資料2)平成30年度不動産取得税課税事務効率化検討ワーキンググループ全国アンケート	青森県、岩手県、福島県、栃木県、神奈川県、富山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県	<p>○当県においては、登記所へ向くことなく、市町村より紙ベースでの登記済情報の提供を受け課税資料としている。資料が紙ベースであることから、課課入力資料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を要している。</p> <p>○課税資料収集については、当県においても、課税事務職員が毎月法務局へ向かい、登記申請書を閲覧し、必要事項を手書きで写している。転記ミス、収集漏れ等に加え、事務所によっては複数の法務局での資料収集が必要であることから、数日にわたり、複数人が出張し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。</p> <p>○登記情報サービスは、費用面で利用できない状況である。</p> <p>○昨年末に、共同住宅の敷地が地上権であったものを所有権と誤認し、資料収集したことによる課税誤りが判明し、追加調査を行ったところ、県全体で127件、約958万円の課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し課税資料とすること、②登記情報を書き写す様式を見直すこと、③地上権等が設定された共同住宅の敷地の課税入力の有無を毎月確認すること、④初任者に対する研修内容を見直すこと、等の再発防止策を講じたが、手書きの資料収集方法を継続する限り、課税資料の収集漏れや収集誤り等のヒューマンエラーを払拭することはできないと考える。</p>	【総務省】 現行制度では、不動産取得税に係る課税資料は固定資産税と密接に関連するため、都道府県は市町村が決定する当該不動産の価格とともに市町村経由で収集することとされているところであり、都道府県が課税資料を市町村経由で収集できない理由や連携上の課題等についてよく伺いながら、法務省と必要な対応を検討してまいりたい。  【法務省】 要望内容の実現に当たっては、登記所から都道府県に情報を提供するための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、その必要性、費用対効果及び具体的な実現方法等について、総務省と検討を進めてまいりたい。



管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
141	戸籍法及び住民基本台帳法においては、相続人が相続手続等のために別の相続人の連絡先を取得する必要がある場合等には、市町村長は申出をする者に対し、本人の同意の有無に関わらず戸籍簿本や戸籍の附票を交付することができることとなり、相続人同士が、お互いの権利の行使又は義務の履行をするために申請を行う際には、本人の同意の有無に関わらず市町村長は情報を提供することが可能と解することができる。 空家法第3条の規定により空家の所有者に適切管理の責務があることを踏まえれば、特に相続人が空家の管理という自己の義務の履行のために別の相続人の連絡先を得ようとする場合に、市町村長が本人の同意の有無に関わらず情報を提供できるようにすることは戸籍法及び住民基本台帳法とも整合的であると思われる。 上記のとおり、空家の所有者に対し適切管理の責務を規定しているのは空家法であり、追加共同提案団体の支障事例にも示されているとおり、空家対策の窓口において現に全国的に生じている問題を解消し、空家対策業務の円滑な遂行を可能とすることを目的とする提案であるため、空家対策の問題として認識していただき、法定化を含め、具体的な支障を解消する方策を検討いただきたい。				【全国市長会】 提案団体との間で十分確認を行うことを求める。		【総務省】 1次回答のとおり、同意なく個人情報を提供することで生じうる事態の大きさに鑑みれば、本提案について法令上の措置を講じることは困難である。 【国土交通省】 1次回答のとおり、同意なく個人情報を提供することで生じうる事態の大きさに鑑みれば、本提案について法令上の措置を講じることは困難である。なお、市町村における個人情報の取扱いについては、各市町村の条例によって定められているものと承知している。	
144	地方税法第73条の18及び第73条の22では、市町村が不動産の取得の事実を把握した場合に、不動産の価格を合わせて都道府県に通知することとなっている。今回、登記情報の電子データが登記所から市町村に提供され、かつ、そのデータについて市町村が都道府県に提供することを法務省が許容すれば、将来的には都道府県もデータの取得が可能になる、という考え方はこの規定を踏まえたものと考えられる。しかし、令和2年1月の法務省システム更改によるオンライン化に先立ち、平成18年3月から、登記所と市町村の間においてUSBメモリによる電子データの提供が可能とされているが、実態としては、県内市町村において登記所の電子データを活用している例は把握していない。要因は複数考えられるが、主に市町村が課税業務に電子データを活用するためには多額の費用を要し、簡単には対応できないためと考えられる。 したがって、今後、オンライン化の環境が整備されたとしても、市町村が登記所の電子データをシステム利用できる環境を整えない限り、市町村が登記所から電子データを取得し、そのデータが都道府県に提供されるという状況は実現しない。 こうした状況の中、早期に提案事項を実現させるためには、地方税法による規定整備または関係機関との協力関係の確立によって、都道府県が登記所から電子データを直接取得することが最良であるとともに、現制度下の支障を改善する地方分権改革の趣旨にも沿うものと考え、提案したものである。	有	【鳥取県】 登記データを用いた課税処理は、手書きによる転記ミスを防ぎ、業務の効率化に大きく貢献することが期待されるが、現行法では入手先は市町村のみに限られている。そして市町村のほとんどが登記データを用いた固定資産課税台帳の変更処理を行っておらず、法務省のシステム更新がなされる令和2年度以降においてもシステム改修費用のμがつかないことや、台帳と登記とのずれが解消されていないなど、早期のデータ導入の意思はなく、県が市町村からデータ形式で不動産取得の情報を収集するのが遠い将来のことになってしまう。電子政府を推進するならば、市町村のシステム普及を待つのではなく、法務局から直接データ提供を受けられる仕組みが必要である。 【山口県】 本県では、登記所から電子データで通知を受けている市町が少ないことから、県には紙ベースでの情報提供となるため、本県の事務効率化に繋がりにくい。それに加え、課税漏れの懸念や補足情報収集が必要であることから、当初から登記所で登記申請資料を閲覧し、情報収集しているが、手書きでの調査となるため、多大な時間や人的労力を費やし、大きな負担となっている上、転記ミスによる課税誤りの恐れもある。 事務の効率化及び正確な課税の確保のために、登記所から都道府県への電子データによる通知の早期の実現をお願いしたい。			令和2年から、登記情報電子データがオンラインで登記所から市町村に提供される予定であり、市町村がこのオンラインで提供された登記情報電子データを都道府県に提供する方策をまずは検討すべきであるが、その場合において、現行規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにした上で、あい路となっている課題を洗い出し、必要な対応や方策を検討いただきたい。 また、併せて都道府県が登記所から登記情報電子データの提供を受ける方策についても検討すべきであり、現行の協力要請規定で対応可能かどうかも含め、法的根拠を明らかにしていただきたい。	現行制度では、不動産の取得の事実について、地方税法第73条の18を根拠に市町村は都道府県へ通知することになっており、登記済通知に係るデータについても令和2年1月の法務省の登記情報システムの更改によりオンラインで市町村が提供受けられるようになれば同様に基つき市町村から都道府県にこれを提供して通知することが可能となる。 市町村がオンラインで登記済通知に係るデータの提供を受けるには、LGWANに接続することができる環境が整っていればよく、市町村側でシステム改修の必要はない。また、提供を受けた登記済通知に係るデータについても、LGWANを通じてそのまま都道府県に転送すれば、市町村の負担は少ないものであり、多くの市町村で対応可能と認識している。 なお、現在、登記所から市町村が登記済通知に係るデータの提供を受けるに当たっては、登記所と市町村の間で合意しているところ、その合意の内容上、市町村から都道府県への登記済通知に係るデータの提供が許容されるのが明確でないとの指摘があるため、今後については、市町村から都道府県に登記済通知に係るデータを提供することが許容される旨を明確にし、登記所及び市町村に対して周知してまいりたい。 これらの対応によってもなお、市町村が登記済通知に係るデータを入力することが出来ないやむを得ない事情がある場合には、その事情に応じて個別に、地方税法第20条の11を根拠に直接登記所から登記済通知に係るデータを入力することを可能にする方策について、検討してまいりたい。	5【総務省】 (6)地方税法(昭25法228) 382条に基づき登記所からの通知に係る電子データ(以下この事項において「電子データ」という。)の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が令和2年1月の登記情報システムの変更によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることが明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入力することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入力する方策について個別に法務局等と協議することができることを、当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知する。 (関係府省：法務省)



総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
151	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	消防施設整備計画実態調査の見直し	消防庁が自治体に依頼する当該調査において、市街地及び準市街地の地図の作成に多くの労力と時間を費やしている。さらに市街地及び準市街地の定義は雑で、その業務に精通していない(専任していない)職員が専用のシステム等ではなく、手作業で当該作業を行うことは、大きな負担となるだけでなく、ミスが生じるリスクが高い。この作業において、ミスが生じれば消防力(人員、施設、車両等)の算定や消防水利の整備率等が不正確なものとなる。	3年に一度実施されている当該調査において、市街地及び準市街地を多くの各消防本部(或いは市町村)が地図上(紙ベース)に手作業で区域別けを行い、多くの労力と時間を費やしている。さらに市街地及び準市街地の定義は雑で、その業務に精通していない(専任していない)職員が専用のシステム等ではなく、手作業で当該作業を行うことは、大きな負担となるだけでなく、ミスが生じるリスクが高い。この作業において、ミスが生じれば消防力(人員、施設、車両等)の算定や消防水利の整備率等が不正確なものとなる。	全国の消防本部等の事務負担が軽減できるのはもちろん、手作業による正確性に欠ける部分の解消にも繋がる。消防力(人員、施設、車両等)や消防水利の整備は、自治体の財政負担や住民の生命や財産に影響するため、その態となる調査であることを考えると国として自治体をバックアップするような対応をお願いするものである。	平成27年度消防施設整備計画実態調査の実施について(依頼)	総務省	熊本市	川越市、松戸市、相模原市、福井市、高山市、浜松市、愛知県、春日井市、京都市、徳島県、徳島市、宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本市においては、3年毎に地図データを更新し、地図データ上に作図作業を行っており、長時間の作業が必要で多大な負担となっている。</li> <li>○本市においても、平成27年度の当該調査と同様の支障があった。現在は、GISで充足率を管理しているところですが、全国の消防本部が活用できるシステム等が導入されれば、他市の状況を確認できたり、統一された調査資料を簡略的に作成することが可能になるため必要性を感じる。</li> <li>○提案事項における「求める措置の具体的内容」に記載されているとおり、本市においても市街地及び準市街地の地図作成に係る事務作業(地図上にのり貼る手作業等)に時間を要しており、作業ミスが生じる恐れがある。このことを踏まえ、作業効率を上げるためシステムの構築が必要であると思料する。</li> <li>○本提案のとおり、本市においても当該調査における労力及び時間は過大であり手作業にて実施するためミスが生じるおそれがあり、実施する職員が違えば多少の誤差が発生するような調査である。本提案のとおり何らかのシステム等が導入されれば全国で統一した数値が期待できると思われるが、本市については今後策定の動向を注視しながら検討を重ねる必要がある。</li> <li>○メーカーごとに独自システムを作成しており、導入費用は高額なものとなるため、作成については手作業しているのが実態である。国が求める調査であり、統計調査システム等を利用した中で、バックアップ体制をお願いできれば、負担軽減につながるものである。</li> <li>○昭和39年12月10日消防庁告示第7号消防水利の基準第3条第2項により、「消火栓は呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられなければならない。ただし、管網の一边が180メートル以下となるように配管されている場合は、75ミリメートル以上とすることができる。」とされており、縮尺比10,000分の1の白地図に手書きで用途地域を明示したメッシュ図を作成したうえで、本市の消火栓約5,200基の中から上記のような有効となる消火栓を、外部組織から入手した水道管管網図と照らしながら選別していかなければならないが、有効な水利となる防火水栓及びその他の水利も拾い出さなければならず、職員への負担が大きい。このことから、水道管管網図も取り込んだシステムの構築を要望する。</li> <li>○当県においても平成27年度の消防施設整備計画実態調査の回答では、多くの各消防本部(各市町村)が手作業にて市街地及び準市街地の区域別けを行っている状況である。また、消防水利についても手作業での区域別けの回答が多く、地図を作成することでの事務負担及び人的ミスが大いに増すことが予想される。地図作成についても各消防本部(各市町村)での地図様式が異なるため、統一性がなく見づらい。</li> <li>○本市では、既に別のシステムを有償で導入しているが、国が導入するソフトが無償でかつ「消防力の整備指針」に基づくあらゆる計算等に対応していれば、今後さらに活用できると考える。</li> <li>○消防施設整備計画実態調査における、市街地及び準市街地の地図作成システム等を国が導入し、それを各消防本部が活用できれば、事務負担の軽減や消防力(人員、施設、車両等)の算定及び消防水利の整備率等がより正確なものとなる。</li> <li>○本市においても市街地及び準市街地を地図上(紙ベース)で手作業により区域別けを行い、多くの労力と時間を費やしている。このことから、国勢調査等のデータから市街地・準市街地を容易に判別することができるソフト等の導入のほか、各調査項目のオンライン入力により業務を簡素化するなどの仕組みを検討いただきたい。</li> <li>○当該調査は、各消防本部が作成し、県が取りまとめを行っている。調査における、市街地及び準市街地の区域設定は、各消防本部が市町村等から必要な資料の提供を受けるなどし、手作業で区域設定を行っていることから、当県の消防本部においても同様の事務負担が生じているものと思慮される。</li> </ul>	今回(令和元年度)の調査においては、調査票入力における負担軽減や入力ミスの防止を図るため、市町村が入力した人口や面積等に基づき、消防施設等の算定数を自動計算する機能や、入力不要な項目については誤入力できないようにする機能を取り入れる等の改善を行っているところ。消防庁舎等及び消防水利の算定基礎となる地図の作成については、今回示された提案も踏まえつつ、作業負担の軽減及びミスの発生しにくい調査法の構築に向け、先進事例の調査や技術的な検討を行っている。
152	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	特定空家等に対する代執行時の不動産の取扱いの明確化	代執行時の特定空家等の中の不動産の取扱いについて、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条において、「いつまで保管するかは、法務部局と協議して定める。」とされているにすぎず、保管期間等に係る統一ルールは明確にされていない。本市においては、本年3月に、法第14条第10項に基づく略式代執行を行い、その際に当該空家の中に残されていた家財道具等の不動産は市の所有施設の一室に、一時的に保管することとした。所有施設は普通財産であり、具体的な時期こそ現時点で明確ではないものの、近いうちに取り壊される可能性もあり、いつまでも保管しておくというわけではない。本団体内の法務部局や本団体の顧問弁護士、市の空家対策協議会にも相談したが、代執行による除却の事例が全国でもまだ少ないこともあり、いずれからも明確な回答は得られなかった。一部の他団体の事例も把握しているが、不動産の処分に対して所有者等から損害賠償請求の訴訟を提起された際に、当該処分が正当に行われたことを主張するに足る根拠となるものではないと考えている。以上の支障を解決するため、法上に河川法第75条のような規定を設けるなど、保管期間等の統一ルールを明確にしていきたい。	代執行時の不動産の取扱いについて、保管期間及び保管期間経過後の処分権限を、空家等対策の推進に関する特別措置法上に明記することにより、代執行時の不動産を適正に管理することができる。	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	総務省、国土交通省	熊本市	須賀川市、ひたちなか市、三鷹市、川崎市、大垣市、多治見市、浜松市、豊橋市、京都市、池田市、八尾市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本市においては代執行による事案はないが、代執行の際には不動産についての取り扱いについて管理・保管・処分の問題が生じると考えられ、統一ルールを設けてほしい。</li> <li>○代執行を円滑に遂行するためにも、保管期間等の統一ルールの明確化を望む。</li> <li>○本市において同様の支障事例は生じていないが、指摘の通り、空き家特措法では規定が明確になっていない部分があり、法改正の中で解消されることを期待するものである。</li> <li>○本市では代執行の実績はないが、今後代執行を検討していくに際し、同様の課題が挙げられる。空家に対する代執行自体の実施件数は全国的にもまだ少なく、ノウハウ不足が本市を含め未実施自治体が代執行になかなか踏み切れない要因と考え。提案どおり特別措置法上に規定されることで代執行を躊躇する自治体の後押しになるものと考え。</li> <li>○平成28年度に略式代執行を実施した際には、特定空家等の中の不動産の取り扱いについて明確なルールがなかったため、現地調査の結果、廃棄物として処理をしたが、保管すべき物かどうか、また、その期間等について指標を示してほしい。</li> <li>○本市では略式代執行の事例がなく支障事例はないが、代執行時の不動産の取り扱いについては、統一ルールがある方が望ましいと考える。</li> <li>○本市では、現在、法第14条に基づく行政代執行や略式代執行の実績はないが、今後、行政代執行等を行う場合に、不動産の取り扱いに苦慮することも想定されることから、空家法に保管期間等の規定を加えることが望ましいと考える。</li> <li>○本市が実施した略式代執行において回収した不動産については、現金が中心であり家財道具はなかったため、保管場所についての負担は特に生じていない。また、相続財産管理人の申立てを検討していることから、保管期間を定めて相続財産管理人への引継ぎを予定している。ただし提案市のように、不動産の保管が負担になるケースは今後発生すると思われる。また、保管期間経過後において処分が可能であるとしても、処分費としての新たな費用負担が懸念される。代執行に至るまでは、所有者等が存在する場合は代執行直前の代執行命令等において不動産の搬出を伝えることができ、また、所有者等が不在のケースにおいては、公告により不動産搬出を触れることができる。このあたりの法解釈を国が主導で整理すると同時に、家財道具など大型の不動産保管が市区町村の負担になることが明らかであることから、代執行の工事に合わせて家財道具等を処分できるとし、さらには、代執行費用に処分費を含めることで、所有者等への費用請求や国の補助対象経費として認められるよう、市区町村の負担軽減を考慮した代執行の制度設計が必要と考える。</li> <li>○本市において行った略式代執行においては、家財一式が全て放置されており、不動産の保管場所を確保できずに対応に苦慮した。不動産の取扱いについては代執行を行ううえで大きな助けになっており、市町村の負担にならないような簡素で統一した基準が求められている。</li> <li>○本市においても、行政代執行を行う可能性のある危険な空家等が存在している。今後、これらの空家の内部に不動産などが存在する可能性があり、苦慮する問題の一つと考える。</li> <li>○本市においても、同様の案件対応に苦慮することが想定されるため、保管期間等、処分手続きの統一ルールの明確化に賛同する。また、家屋内にとどまらず、敷地内の放置不動産等についても適切な措置をとることができるよう、明示されることを要望する。</li> </ul>	【総務省】空家等の除却を行えば、そこに残された不動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであること鑑みて、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や当該空き家に残された不動産には様々なケースがある想定されるが、仮に不動産の管理について法定化するれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、不動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。【国土交通省】空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)は、使用されていないことが常態化した建築物等が地域住民の生活環境に与える深刻な影響を解消するための法律であり、空家法において、直接的に地域住民の生活環境に影響を与えるとはされていない不動産は空家法の射程外であり、ご指摘の河川法の規定等を参考に、その管理に係る規定を空家法におくことは困難であると考えている。地方、実務上は、空き家の除却を行えば、そこに残された不動産の取扱いが生じることは理解するものの、これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものことに鑑みて、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や当該空き家に残された不動産には様々なケースがあると想定されるが、仮に不動産の管理について法定化するれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かえって市町村の判断による合理的な対応を阻害し、不動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。なお、本提案にあるような不動産の取扱いは財産権そのものの問題であり、本来は、空家法の問題としてではなく、他法も含めた代執行における財産権の取扱いの問題として議論されるべきである。	



管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
151	今年度はこれまで通りの実態調査が実施される予定であることから、次回からの実態調査の地図作成には過大な努力と手間がかからず、かつ、人的なミスを防ぐことが可能な全国共通のシステムの導入や調査要領の見直し等の検討をお願いしたい。あわせて、具体的な支障事例が見受けられることから、システムの導入や調査要領の見直し等に当たっては全国の自治体の意向等を確認するために、事前にアンケート調査を実施していただきたい。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		本調査は、これまで大規模災害の発生や社会環境の変化等に伴う消防需要の変化、関係法令・制度の改正等に併い、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」が改正される際に実施してきたもの。今回は概ね令和4年度以降に実施(災害等により臨機応変に改正作業を行うこともあり得る)することを想定している。今回の提案を踏まえ、次回調査までに業者からヒアリングを実施するなどし、全国共通のシステムの実現可能性や人的ミスの防止及び作業負担の軽減を図る観点からの調査要領の見直し等も含め、市町村の意見も丁寧に伺いながら提案内容の検討を行ってまいりたい。	5【総務省】 (20)消防施設整備計画実態調査 消防施設整備計画実態調査については、先進的な取組事例の調査及び技術的な検討を行った上で、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度実施予定の次回調査に向けて調査方法等の更なる改善・効率化を図る方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
152	<p>不動産の保管期間や処分権限が明確化されていない現状が、空家法に基づく代執行を躊躇する原因となっており、不動産の保管処分は、危険な空家の除却に付随して生じる問題であります。</p> <p>国土交通省のガイドラインにおいても、相当の価値のある不動産が存する場合、保管期間について法務部局と協議の上、保管するよう示されていますが、保管処分の判断は、地域の実情に応じて判断できるものではありません。代執行後に不動産の所有権を有する者から損害賠償等の訴えが提起された場合に適法性を主張するに足る根拠がなければ、保管した不動産を処分する目途を立てることもできず、地方で柔軟な対応ができていないと言いつつも、現状です。</p> <p>本提案は、保管後の不動産を適法に売却、処分ができるようにすることを求める趣旨であり、「保管期間」、「保管期間経過後の処分権限」の明確化を要望するものです。特定空家等の中の不動産の取扱いが法定化されることにより、これまで代執行時に廃棄してきたものができなくなるという支障が生じることが想定しておりませんし、そういった支障が生じないようなルールにして頂きたいと考えております。それよりも、本提案により、法律上、保管期間と処分権限が明確化されれば、保管に要する費用が予測でき、保管場所として民間の施設を適宜利用する等、各自治体が国土交通省のガイドラインや地域の実情に応じて、保管手段を選択し、代執行の円滑な執行が図られると思われず。</p> <p>不動産の保管処分は、財産権の問題にかかわることから、尚更、立法措置が必要不可欠と考えられます。個別に不動産の保管期間や処分権限が設定されている河川法や災害対策基本法等の規定を参考に是非規定していただきたいと考えます。</p>				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	<p>○代執行時の不動産の取扱いについて、これまで代執行を実施した地方公共団体における実態を調査していただきたい。また、損害賠償請求等の訴訟が提起されることを恐れ、不動産の取扱いに過度に慎重にならざるを得ない実態や、同様の懸念から、代執行を実施していない地方公共団体においても代執行を躊躇している実態があることから、これらについても適切に調査していただきたい。</p> <p>○不動産の取扱いに対する対応策の検討に当たっては、不動産の処分が、財産権という憲法上の権利に係る問題であることを踏まえ、損害賠償請求等の訴訟のリスクを考慮しても地方公共団体が迅速に不動産を処分することが可能となるよう、運用上の対応だけでなく、不動産の保管、売却、廃棄に係る統一的な保管スキームを法律で規定すべきではないか。</p> <p>○空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)上に不動産の管理に係る規定を設けることについて、不動産の問題は特定空家の除却に必然的に付随して生じる問題であり、空家法に基づく代執行の仕組みの活用を躊躇する要因を解消するための措置であることを踏まえれば、空家法の射程外とは言えないのではないか。</p> <p>○河川法、道路法、道路交通法や災害対策基本法等において様々な保管スキームが規定されており、屋外広告物法のように、「特に貴重」なものとして以外で異なる保管スキームを適用している例もあり、これらの前例を参考とすれば、空家法において、柔軟な運用を可能とする保管スキームを設定することが可能ではないか。</p>	<p>提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとした。</p>	5【総務省】 (18)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (ii)代執行(14条9項)又は簡式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の不動産の取扱いについては、市町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、「『特定空家等』に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(平27国土交通省住宅局)を改正し、市町村に令和2年中に周知する。 また、不動産の取扱いを法で規定することについては、附則2項に基づき、施行後5年を経過した場合において行う検討の際に併せて検討を行う。 (関係府省・国土交通省)



総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
157	B	地方に対する規制緩和	その他	許認可事務における法人登記簿簿本(登記事項証明書)の添付が求められているものについては、申請を受ける自治体側が内容を確認できれば、法人登記簿簿本(登記事項証明書)の添付を不要とし、内容確認の手段として自治体側が登記情報サービスを利用する際には、登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求め、対応方針の記載内容は、「官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020年度から運用を開始する。」とされている。ただし、対象となる法律が不動産登記法とされているため、法人登記簿簿本(登記事項証明書)について同様の対応はなされないも協会の義務付けの廃止を求めている。	法人である事業者が許認可等の申請を行う場合、法令の規定により、添付書類として法人登記簿簿本(登記事項証明書)が必要となる場合が多く、複数の申請を行う事業者にとって、申請の度に法人登記簿簿本(登記事項証明書)を添付することは時間的、コスト的に負担となっている。平成30年度の提案募集において、「登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求め、」との提案がなされ、対応方針の記載内容は、「官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020年度から運用を開始する。」とされている。ただし、対象となる法律が不動産登記法とされているため、法人登記簿簿本(登記事項証明書)について同様の対応はなされないも協会の義務付けの廃止を求めている。	法人である事業者にとって、許認可等の申請毎の法人登記簿簿本(登記事項証明書)の提出が必要になれば、時間的にもコスト的にも負担の軽減に繋がりが、行政手続の簡素化の観点から有意義である。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律	内閣官房、総務省、法務省	大阪府、滋賀県、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合		埼玉県、新潟市、愛知県、鳥取県、福岡県	○公益法人・移行法人の届け出において法人の登記事項証明書の取得・提出の失念があり、取得し提出しなおしていただいた例がある。	登記事項証明書については、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣議会議決)等に基づき、行政機関間の情報連携の仕組みの構築を進めているところ。具体的には、法人の登記事項証明書について、行政機関間の情報連携の仕組みを2020年度(令和2年度)内に運用を開始する予定である。当該仕組みを利用して行政機関が法人の登記事項証明書に係る情報を確認することにより、申請者による法人の登記事項証明書の提出を不要とすることが可能となる。また、当該仕組みは、国の行政機関における情報連携の開始後、その実施状況を踏まえ、地方公共団体における情報連携についても検討していく予定である。上記のとおり、今後、地方自治体との情報連携も検討・実現されることにより、御提案の内容については実質的に措置されることになり、登記情報提供サービスの対応を求める実益がなくなるものと考えている。
163	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	公営企業型地方独立行政法人においても、資産の有効活用を図り、その対価を法人運営の経営基盤強化につなげるため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	府立病院機構が今後も安定的に高度先進的な医療提供・医療水準向上を行うには、財政基盤強化が不可欠である。すでに公立大学法人では業務遂行に支障ない範囲で、対価を教育研究水準向上のための費用に充てるため、土地等の賃付を可能とする法改正が、本年5月に成立したところである。一方、公営企業型地独法人は、法82条により病院事業及び附帯業務以外の業務を行ってはならないとされている。府立病院機構では、切れ目ない医療から介護までのサービスを提供するため、敷地一部を事業者へ貸出し、病院と連携した事業(※)を検討したが、附帯業務に当たらず、実施できない状況である。この状況では、地独法人の所有資産の有効活用による自己収入確保や、これによる府民へのより良いサービス提供が困難であり、地独法人の自主性自立性を阻害している。	地独法人所有資産の有効活用による自己収入確保が可能となり、医療水準向上や財政基盤強化が図られ、法人の自主性自立性の高い運営による医療提供の充実を図ることができる。	地方独立行政法人法第21条第3号及び第7号・第82条	総務省	大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		宮城県、埼玉県	○当県では、4病院の地方独立行政法人化(2020年4月予定)に向けて、所有する土地・建物(他団体に貸し付けている部分も含む)について、承継資産とすべきかどうか精査しているところである。現在、病院局が所有する土地・建物の中には医療型障害児入所施設を含む社会福祉法人などに貸し付けを行っている部分がある。地方独立行政法人が土地や建物の貸し付けを行うことは、法82条により、本来の事業との密接な関係性や健全な運営に資するためなど、本来の事業に支障を来するものとなつてはならないとされており、独法後は土地・建物を貸し付けることができずに社会福祉法人が行う事業に支障が生じる恐れがある。現在の利用状況を鑑みると、土地・建物については引き続き他団体に貸し付け、事業の提供を継続することが望ましい。	今回の御要望については、関連する他の制度における取扱い等も勘案しつつ、検討してまいりたい。
167	B	地方に対する規制緩和	その他	住宅・土地統計調査における調査票の二段階配布方式の見直し	【制度概要】平成30年度住宅・土地統計調査では、オンライン回答率の向上を図るため、調査対象全世帯にオンライン回答用の調査書類を郵便受け等に配布後、一定期間経過後、調査対象全世帯を訪問し、面接の上で紙の調査票を配布する二段階配布方式を採用している。【懸念材料】オンライン回答率の向上が、二段階配布方式による効果によるものかは確証がなく、インターネットに不慣れた高齢者等の世帯が多い地方での効果については、疑問が残る。【支障事例】二段階の手順を踏む本事務は、調査対象世帯の理解も得られ難く、調査現場での混乱を招く要因となっており、調査員の確保が困難な状況の中、調査員にかなりの事務負担を強いられる状況である。	【提案の実現による住民の利便性等の向上】スマートフォンの普及やネット環境の整備の充実などにより、インターネットでの回答が可能な世帯であれば、調査員との接触や時間的制約を最小限に抑えられるオンライン回答を選択する可能性が高いと思われる。初回訪問時に、調査の趣旨及び回答方法選択可能な旨を説明すれば、二回目は未回答世帯のみを訪問し、回答を促すのみとなるため、シンプルな構造となり、調査対象世帯との間に混乱も生み難く、事務負担の軽減が期待できる。【制度改正の必要性】統計調査に係る調査員の確保は、年々困難な状況となっており、調査に係る事務負担の軽減は、円滑に調査を進める上で、必要な措置である。	統計法	総務省	宇佐市、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町		札幌市、旭川市、盛岡市、山形市、ひたちなか市、那須塩原市、所沢市、川崎市、富山市、福井市、長野県、高山市、豊橋市、西尾市、田原市、京都府、寝屋川市、南あわじ市、高松市、新居浜市、大村市、宮崎市	○平成30年住宅・土地統計調査において、当市においてもオンライン回答用の調査書類を調査対象の全世帯に配布したことによる問い合わせ・苦情が相当数あった。 ○インターネット回答を促進するため、平成30年住宅・土地統計調査において採用されたいわゆる調査書類の二段階配布方式については、調査方法の複雑化や、調査員や市町村の負担が増加し、関係市による調査事後報告会においても、次回調査においてオンライン調査書類と紙調査書類の同時配布を希望する市が大半であったところ。 ○直接面会せず、オンライン回答用IDをポストインするだけでは、調査への協力を得られにくいだけでなく、本当に行っている調査にもかかわらず問い合わせが来るが多かった。また、インターネット環境がなく、紙の調査票がほしいといった世帯からの問い合わせも相次いだ。 ○二段階配布方式により、調査員が対象世帯に訪問する回数等が増え、負担が増えた。オンライン回答した世帯へ、同居世帯等がないか確認のため訪問する際に、対象世帯から「回答しましたけど」、「オンラインで回答すれば会わないで済むと思ってやったのにな」と言われてしまった。 ○当市では実査中の世帯からの問合せの半数以上が、「インターネットの環境がなく回答できない」という趣旨の内容であり、インターネット回答用調査書類の配布後に多く寄せられたことから、世帯との不要なトラブルを避けるためにも同時配布が望ましい。 ○初回訪問後、調査員と職員はオンライン回答用書類しか届いていないため、紙で回答を希望した際の対応、また不審に感じた世帯への対応など、調査員と職員の事務負担が大きかった。 ○二段階の期間が短く、結局ほぼすべての世帯を訪問ことになり、調査員の負担減につながっていない。オンライン回答用の調査票は、ポストインのみだったため、問合せの電話が多くあり、対応に追われた。また、調査対象世帯にとってわかりにくく、現場に混乱が生じた。	平成30年住宅・土地統計調査のオンライン回答率は23.3%(暫定値)と前回調査(7.9%)に比べて15.4ポイントの大幅な上昇となっており、今回の二段階配布方式の取組がオンライン回答率の向上にも寄与したものと考えている。この取組については、オンライン回答率の向上に伴い、調査員はオンライン調査世帯の調査票の配布、取集及び検査事務が不要となることから、調査員事務の負担軽減にもつながるものと認識していたものの、調査を実施した市町村からは、今回ご指摘いただいているような意見も頂戴しているところである。次回調査(令和5年を予定)における調査票の配布方法については、次回の調査方法の検討を令和2年頃から開始し、令和4年に予定している試験調査や、令和2年国勢調査等の実施状況等を踏まえて令和4年の秋頃までに結論を出すことを予定しているため、現段階で結論を出すことは難しいが、今回の提案内容については、今後、地方公共団体からのご意見も十分にお聞きしながら、検討を進めてまいりたい。



管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
157	2020年度に国の行政機関間で登記事項証明書の情報連携ができる仕組みの運用が開始された後、予定されている地方公共団体における情報連携についての検討を確実にかつできる限り早期に行っていたいただきたい。また、当該仕組みは、地方公共団体が簡易に利用できるものにしていただきたい。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		法人の登記事項証明書の添付省略を実現するための情報連携の仕組みについて、国の行政機関における情報連携の開始後、可能な限り早期に地方公共団体における情報連携を実現できるよう検討を行う予定である。また、当該仕組みについては、地方公共団体が簡易に利用できるものとするよう検討を行う予定である。	5【総務省】 (23)登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続 登記事項証明書(商業登記法(昭30法125)10条)の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和2年10月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣官房及び法務省)
163	地方独立行政法人である大阪府立病院機構が今後も安定的に高度先進的な医療提供や、医療水準の向上を行うには、財政基盤の強化が不可欠である。すでに公立大学法人では業務遂行に支障ない範囲で、その対価を教育研究水準の向上のための費用に充てるため、土地等の貸付を可能とする地方独立行政法人法の改正が、本年6月に公布され同年9月に施行される予定である。一方、公営企業型地方独立行政法人は、法82条により病院事業及び附帯業務以外の業務を行ってはならないとされている。大阪府立病院機構が、法人として所有する土地を有効利用することは、単に法人の自己収入を確保し財政基盤の強化を図るだけでなく、土地等の貸付を通じ、府立病院機構の本来目的とする医療水準や療養環境を更に充実させていくことにも資するものであるため、財産の有効活用が可能となるよう制度改正を検討いただきたい。なお、大阪府立病院機構では、令和4年度に現地建替えを予定している病院において、当該病院と連携できる事業者に敷地の一部を貸付けることを検討しているところ。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		今回の御要望については、関連する他の制度における取扱い等も勘案しつつ、検討してまいりたい。	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (ii)地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、公立大学法人の例を参考にしつつ、各法人の本来業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けを可能とする。
167	オンライン回答の普及については、当然推進すべきものであるが、他市町村の意見にもあるように、調査現場では少なからず混乱やトラブルが発生している現状に鑑みれば、調査方式の改善が必要なものと思われる。世代間及び地域間における、調査現場実態やオンライン回答率等の差異も踏まえ、次回調査に向けた調査方法の検討の中で、ご検討いただきたい。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		住宅・土地統計調査における調査票の配布方法については、2020年国勢調査や、2022年に予定している住宅・土地統計調査の試験調査の状況等を踏まえ、地方公共団体からのご意見も十分にお聞きしながら検討を進め、2022年度末までには結論を出すこととしたい。	5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (iv)住宅・土地統計調査における調査票の配布方法については、令和2年の国勢調査及び住宅・土地統計調査に係る令和4年に予定される試験調査の状況等を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
183	B	地方に対する規制緩和	その他	公的年金の特別徴収に おける還付金の取扱いにか かる地方税法施行規則の改 正	地方税法施行規則を改正し、年金支払報告書の様式に口座情報に関する項目を設けること、市町村が日本年金機構等より口座情報の提供を受けることが可能となるよう制度を改正する。また、併せて扶養親族等申告書の様式に口座振込に係る同意欄を設ける。	年金受給対象者に係る住民税の特別徴収のうち、4・6・8月の仮徴収分において還付金が発生した場合、市町村において本人へ通知のうえ還付を行っている。還付を行うに当たり必要な口座情報について市町村が把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、対象者からも「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。なお、本市の還付対象は約6,000件(4月:2,000件、6月:3,000件、8月:1,000件)あり、振込エラーは100件程度発生している。還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。	確定な口座情報を得ることで、振込エラー等の事務の煩雑さが軽減されるとともに、迅速かつ正確な還付金処理事務の推進につながる。また、市民が別途手続き等を行う必要がなくなり、市民サービスの向上につながる。	地方税法施行規則第十條(別表(二)第十七号の二様式)地方税法施行規則第二條の三、地方税法施行規則第二條の三の六	総務省、厚生労働省	大分市、別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、小千谷市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎市	旭川市、ひたちなか市、小川町、台東区、川崎市、海老名市、小千谷市、諏訪市、浜松市、島田市、蒲郡市、愛媛川市、南あわじ市、串本町、山口市、徳島市、高松市、八幡浜市、新居浜市、五島市、中津市、宮崎市	<p>○当市では、毎年約1,100件程度の年金仮徴収の還付が発生し、還付口座が不明の人が多いため、まずは還付通知書ではなく、還付対象者全員に還付発生時の連絡通知と口座振替依頼書を送付し振込口座の確認を行っている。市民税の当初通知書に口座振替依頼書を同封するため、準備期間が短く、振込口座の電話連絡の対も件数が多く驚かされている。当市も、対象者から年金振込口座がなぜわからないかという質問を多く受ける。『朝明』に振込口座の入力後(8月中旬)に還付通知と還付金にかかるの時間を要し、その間振込はいくつかの問合せも多い。事務の効率化及び、還付対象者の負担軽減、スムーズな還付のため、年金振込口座の情報提供が可能となる制度を希望する。</p> <p>○毎年、公的年金の特別徴収分について還付が大量に発生する。還付金の振込先の口座情報の取得に郵便料、用紙及び封筒の消耗品代並びに印刷費用がかかり、事務も煩雑になっている。提案が実現すれば、還付該当者にとっても、請求書の記載等の労力がなくなり、負担軽減につながる。</p> <p>○当市の仮徴収分の還付対象者のうち、還付先口座の確認依頼が必要となるものは全体の半数に及んでいる。年金受給者が現に年金給付を受けている口座情報を得ることになれば、還付先口座の確認業務が軽減されるとともに、振込エラーの発生を抑制することができると考えられる。また、市民にとっても手続きを行う必要性がなくなり、年金受給口座への還付により還付金の把握が容易になると思われ、市民サービスの向上につながると思われる。</p> <p>○当市の還付対象は平成30年度で約4,600件(4月:1,400件、6月:1,800件、8月:500件)である。当市では還付にあたって、過去に市税の還付を受けたことがある者、市税の口座振替をしている者については口座情報を照会することなく、当該口座に振り込む旨を通知の上で振込を行っている。上記に当たらない者は文書で口座照会を行うが、記載誤りや口座解約などのエラーを合計しても振込エラーは20件前後である。電話問い合わせについては、口座照会の記入方法を確認するものが大半である。年金振込口座の情報提供がされれば基本的に口座照会が不要となる。</p> <p>○当市では、年金受給対象者に係る市税(料)の特別徴収において還付金が発生した場合、本人へ通知のうえ還付を行っている。還付を行うに当たり必要な口座情報を把握していない場合は、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、返信ない場合は還付ができず還付未済金となってしまうことも大きな課題の一つとなっている。</p> <p>○当市では、年金特徴仮徴収分の還付が約3,800件(4月:1,600件、6月:1,800件、8月:400件)あり、振込エラーに関しては、疑問に思う点があれば過去の還付振込履歴等と照らし合わせるなどして最小限に抑えているが、還付振込依頼書の記入不備(漏れ)や押印漏れによる送付件数が通常分の還付と比べ多いため、返送することにより還付の遅れや、再送がない場合もある。また、年金特徴仮徴収分は4・6・8月分と徴収3回のため、還付対象者の氏名が口座情報と一致しない(個人情報が毎年更新される)場合も発生している。『年金から天引きした税金だから、年金の振込口座へ還付してほしい』等といった要望も多い。制度改正により、振込エラーを始め、不備による再送により還付の遅れや、再送が無く還付未済金となる件数の軽減など、手続きを減らすことや迅速な還付が出来ることから、市民サービスの向上が期待出来る。</p> <p>○還付を行うに当たり必要な口座情報について市町村で把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、対象者からも「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。なお、当市の還付対象は約700件あり、振込エラーは10件程度発生している。還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。</p> <p>○還付通知時に口座振込依頼書を送付しているが、記載誤りの確認作業や依頼書が返送されないことがあり、還付までの期間が長くなる場合がある。確定な口座情報を得ること正確な還付処理事務ができ、還付未済の大幅な減少につながる。</p> <p>○当市においても口座情報が把握できていないため、還付の手続きが煩雑になっている。</p> <p>○当市においても、還付対象は約1,500件あり、対象者へ通知書と口座振込依頼書を郵送し返信を求めている。しかし、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっているだけでなく、対象者からは、「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。日本年金機構等から口座情報の提供を受けることが出来るようになった場合、口座情報を取得する手段、管理、取り込みに対するシステム改修費の発生や還付誤り等の可能性も考えられるが、提案内容と比較考慮した場合、制度改正は必要である。</p> <p>○還付を行うに当たり必要な口座情報について市町村で把握していないため、対象者へ通知と合わせて口座振込依頼書を送り返を求めているが、対象者の記載誤りによる振込エラーが多発する等、事務が煩雑になっている。また、対象者からも「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせも多い。なお、当市の還付対象は約3,000件(4月:1,100件、6月:1,800件、8月:100件)あり、振込エラーは数十件程度発生している。還付の通知発送直後は市民からの電話問い合わせが殺到し、事務に支障が出ることもある。</p> <p>○当市も同様に、還付処理を行う際、口座情報の確認に人的、時間的なロスが発生している。</p> <p>○当市においても同様に口座情報を把握していないため、本人へ通知の上還付を行っているため、同様の支障がある。</p> <p>○提案の実現により、当市においても還付通知への口座振込依頼書及び返信用封筒の同封、返信後の口座情報のシステム入力など、事務負担の軽減が見込まれる。また、返信用封筒に係る印刷製本費や通信運搬費の削減も期待できる。(※当市の還付件数…約850件)</p> <p>○当市でも同様に昨年1,153件の還付が発生しており、対象者に還付先を問い合わせしている。口座情報について返信を求めているが返信がない、振込エラーが発生するなど事務に支障をきたしている。また、他市同様「年金は口座振込なのになぜ口座が分からないのか」といった問い合わせを何件かいただいている。</p> <p>○年金受給対象者に係る住民税の特別徴収において、還付金が発生した場合、市から還付対象者へ通知のうえ還付金支払処理を行っている。市が口座情報を把握している場合は、その口座へ還付通知とともに還付金支払を行っている。しかしながら、口座情報を把握していない場合、還付対象者へ一旦、還付通知を送付し、口座情報の連絡を受けた後に還付金支払処理を行っている。また、還付通知を送付してはもらえなかった場合は、再通知等を行うなど事務負担が大きくなっている。</p> <p>○還付未済者に勧奨状や請求書を送付しており、その事務負担が大きい。対象者本人の口座情報記載誤りにより振込不能となることも多く、その対応にも労力を要している。</p> <p>○還付金が発生する方で振込口座が不明の方については、過誤納金還付通知を送付し、口座振込依頼書を提出してもらうようにしているが、返送がくなくできない場合がある。</p> <p>○当市の対象件数(平成30年度)は2,824件(仮徴収4月分:1,017件、6月分:1,386件、8月分:421件)</p> <p>○毎年4月6月分の仮徴収分にかかる年金特徴の還付を7月下旬に合わせて発送している。</p> <p>○約2,000還付して既に口座登録をして頂いている方が60人程度(約1/400)に対しては振込口座の登録用紙を同封しているが、対象者が高齢のため、記入誤りが多々発生して振替金融機関からの口座記入誤りの指摘がある。この時期、毎年約30件の振込が出来ずにいて、正しい口座番号の聞き取りも困難な場合があり確認作業に手間取っている。</p> <p>○口座番号が事前に分かっているれば、口座記入用紙と返信用封筒の同封作業も要らず、印刷と郵送経費も少なくて済む。さらに事後の事務処理がスムーズに行える。</p> <p>○当市の還付件数は多いときで200件程度。</p> <p>○当市においても同程度の件数の還付対象者があり、通知発送後に対象者より「年金を受け取っていない口座に還付してほしい」という要望の問い合わせもある。</p> <p>○当市においても、個人市民税・府民税納税通知書(当初課税分)の送付後、還付通知書を送付しており、4月分:約7,500件、6月分:約10,000件を送付している。提案内容としては、受給者が年金支払報告書の様式に記載した口座情報を日本年金機構より提供を受けることで、市町村が対象者に口座情報の確認を行う事務が無くなり、一定事務の軽減となる。日本年金機構から提供された口座情報を用いる場合、事務システム側の課税側のサブシステムに連携される還付対象者情報を還付処理に結び付け、過誤納データ作成時に口座情報を連携し支払いを行い、還付通知のみを作成する処理に改修を行うことで事務の効率化が望めるものの、改修が課税・収納の各サブシステムに及ぶことから、大規模な改修となる可能性があり、予算の確保が懸念される。</p> <p>○当区においても、仮徴収分にかかる還付件数が、約1,000件程度ある。税務部門が口座情報を得ることで、振込エラーに対する対応が早く市民サービスの向上につながると思われる。</p>	<p>ご要望については、以下の状況を踏まえると、実現は困難と考えている。</p> <p>○扶養親族申告書については(ア)年間の支払金額が一定額以上(65歳以上は158万円以上)の者にしか送付されていないこと(イ)令和2年分より基礎控除・公的年金控除のみの適用者は提出不要となること(ウ)確定申告を行うといった理由で一定数の未提出者が存在することから住民税の特別徴収対象者とはその対象者の範囲を異にしている。</p> <p>○扶養親族申告書の提出時点では翌年に特別徴収の対象となるか、さらに実際に還付が発生するかどうかが不明である(実際に平成31年分の住民税の特別徴収対象者数は約300万人であるのに対し、同じ平成31年分扶養親族申告書の送付件数は約35万件となっている)。</p> <p>○様式を変更し、一律に同意欄を設けチェックさせることは、年金受給者にとって新たな負担となり得る。(申告書の様式について、過去個人番号制度の導入時に様式を変更したところ、新しい様式に不慣れで提出が遅れる者が多発した経緯がある。)なお、仮に還付対象となった場合でも、受給者からの扶養親族申告書の提出時期、年金支払者の公的年金等支払報告書の提出時期、実際に還付が発生する時期はそれぞれ異なっており、扶養親族申告書の提出後や年金支払者が公的年金等支払報告書を提出した後に受給者が年金受取口座を変更していることも考えられる。</p>
196	B	地方に対する規制緩和	その他	地方議会議員選挙の立候補に必要な添付書類の見直し	立候補届出書に記載された住所を確認するための書類の添付が法令上義務づけられていないため、届出時に容易に住所が確認できるよう立候補に必要な添付書類に住民票を義務付けること。 【支障事例】町議会議員選挙において、県内に住所を有していないにも関わらず県内に居住するとして立候補届を提出する事例が発生した。候補者が必要書類を形式的に不備なく提出した場合、「立候補届出の受理」に当たっては、候補者が被選挙権を有するか否か等実質的な審査をする権限を有せず、開票に際し、選挙会において被選挙権の有無を決定すべきとする最高裁判例(1961年)から、住所の記載内容に疑義があっても受理せざるを得ない。立候補届受理後に住所要件を満たさず被選挙権がないことが確認されれば、被選挙権のない候補者に対する投票は、公職選挙法の規定により全て無効投票として取り扱うこととなる。	住所要件を満たさず被選挙権がない者からの立候補を抑制することにより、無効投票を最小化できる。	公職選挙法第68条第1項第5号、第86条の4第4項・公職選挙法施行令第89条第2項第1号	総務省	兵庫県、播磨町	盛岡市、宮城県、小平市、川崎市、松原市、神戸市、宝塚市、南あわじ市、高松市、大村市、五島市、熊本県、中津市、宮崎市	<p>地方議会議員の被選挙権については「引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有すること」が要件とされているが、これは居住形態で判断されるべきものである。加えて、都道府県の議会の議員の選挙においては、同一都道府県内の移転の場合、住民票の留付のみでは必ずしも被選挙権の確認ができない場合がある。こうした点に留意は必要であるが、提案については、立候補届出における不実の記載の抑制等において一定の効果があるとも考えられるため、法制的な面を含めどのような対応ができるのか検討してまいりたい。</p>		



管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
183	<p>今年度は、4月分還付金として5,800件の還付通知を発送し、2週間で約2,900件の還付金振込依頼書が返送された。この間に、口座登録業務等、担当2名に対し時間外勤務が約150時間発生した。また、1年金から天引きしているのになぜ口座情報を知らないのか等のクレームを含む約350件以上の問い合わせにも対応している。さらに、事前に口座登録のあるものも含め、約4,800件振込処理をし、約60件が振込不能となり、口座情報の調査に時間を要している。今回、実現が困難である理由の1点目として、特別徴収の対象者とは、範囲を異にしているところがあるが、重複する者も一定程度見込まれるため、仮にその還付対象者の口座情報を得ることができれば、口座登録業務等の時間削減が期待される。また、振込不能も発生しない。還付を受ける市民においても、手続きが不要となり、問い合わせの件数も減少することが考えられるため、対象範囲が異なっても効果は大きいと考えている。</p> <p>2点目については、情報提供を受けた口座情報は、還付が発生したときのみ使用するものと考えているため、可能な限り情報を提供していただいていた問題ないと考えている。</p> <p>3点目として、年金受給者に対し様式変更が新たな負担になるのであれば、様式を変更するのではなく、年金受取口座の情報を自治体へ情報提供できるように法改正も検討していただければと考えている。また、新たな負担が発生するとしても、それ以上に、見込まれる効果(市民サービスの向上や事務負担の軽減)が大きいと考えている。</p> <p>他の市町村も同様の問題を抱えており、この提案が実現すれば、業務改善及び時間外勤務の削減により、働き方改革の推進にも寄すのではないかと考えている。</p>		<p>【海老名市】 扶養親族申告書の様式に追加する件については理解したが、年金振込口座指定時に当該口座を還付口座とすることの同意を得る等、検討を進めていただきたい。</p> <p>【東野川市】 当該提案事項は、市区町村の事務の効率化を図ることができるものであり、また、年金受給者の方にとっても口座振込同意欄にチェックを記入するのみで、今後年金受給者の方に還付が発生した際、市と年金受給者の方の間で執り行われる事務作業との煩雑さを比較すると、著しい負担軽減になると考えます。</p> <p>なお、「受給者が年金受取口座を変更している場合…」という懸念も、市と年金受給者の方との間における事務作業にあっては常にその可能性はあるため、現状と同様態々に対応していくこととなり、当該提案事項そのものが年金受給者の方に不利益を及ぼすものではないと考えます。</p> <p>当該提案事項について改めて前向きに検討していただきたく要望いたします。</p> <p>【五島市】 年金仮徴収分にかかる還付については、どこの市町村においても対象者の口座情報を把握していない場合、対象者に通知書と併せて口座振込依頼書を送付し、還付完了までかなりの時間を要し、件数も多いため業務が繁忙となり苦慮しています。各市町村自治体が日本年金機構等からの年金受給口座情報の提供を受けることが可能となれば、対象者への速やかな還付が見込まれ、各市町村自治体にとっては事務の効率化と経費削減が見込まれることから当市においても今回の提案を希望しています。</p>		<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>		<p>今回の提案については、以下の問題があると考えている。</p> <p>本件提案の実現にあたっては、個人情報保護法等の規定に鑑み、「市町村に口座情報の提供を行うこと」と、「仮に還付が生じた場合においては、当該口座に税を還付すること」について、納税者である年金受給者から事前に了承を得る必要がある。</p> <p>扶養親族申告書を用いて本同意を取ろうとする場合、特別徴収の対象とならない者を含む大勢の高齢の年金受給者に対し、地方税制度や還付の仕組み等について説明し、内容について御理解をいただいた上で同意を得ることが必要である。しかし、年金支払者にとって地方税関連業務は本来業務でないことを踏まえると、年金支払者がこうした一連の作業(年金受給者本人に情報提供の目的を説明し、同意を得る)を、限られた期間内に、大量かつ適切に処理することは極めて困難である。</p> <p>また、仮に上記の手法により本人の同意を取り、年金支払者が市町村に、同意を得た者の口座情報を提供したとした場合、特別徴収の対象とならない者や、特別徴収の対象者であっても実際に還付が発生しない者に係る情報も多数存在することが見込まれるため、結果的に還付事務に不要な多くの口座情報を市町村に対して提供することとなりかねない。</p> <p>機微な個人情報である口座情報を事務に必要な範囲以上に提供することは、個人情報保護法等の規定(個人情報等の保有については、事務に必要な場合に限る、収集の目的をできる限り特定しなければならない)から判断しても、問題となり得るものと考えている。</p> <p>以上のことから、ご提案の実現は困難と考えている。</p>	
196	<p>本県提案の法改正により、住所要件を満たさない立候補者を行うことの抑止につながることも、また、類似の事案が他の選挙でも発生し安定的な選挙の管理執行の観点から看過できない状況であることから、早急に検討の上、制度を見直していただきたい。</p>		<p>【高松市】 立候補届出の際の添付書類として住民票が追加されることにより、形式的に住民票から住所の確認ができる。都道府県の議会の議員選挙においては、同一都道府県内の移転者については判断が難しいケースも想定されるが、住民票に記載された住定日、住定届出日、前住所などにより得られる情報は多く、現行制度と比較すれば選挙権を有しない者への投票による無効票の前減には有益であると考えます。</p> <p>【五島市】 居住実態で判断されるべきとありますが、居住実態の調査については、住民基本台帳法第34条に基づき実施されるものであり、自治体が把握する居住実態は、住民基本台帳に反映されているものであると考えます。なお、地方議会議員の被選挙権の要件である選挙権の有無を判断する、選挙人名簿も住民基本台帳を基に調整しているため、住民票の添付は、立候補要件の確認に有効なものであり、虚偽の届出防止の観点から必要であると思慮します。</p>		<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>提案については、虚偽による立候補届出の抑止等において一定の効果があるとも考えられるため、法制的な面を含めどのような対応ができるのか検討してまいりたい。</p>	<p>5【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) (iii)地方議会議員の選挙における候補者の立候補の届出(86条の4第4項)については、効率的な事務の実施に資するよう、9条2項及び3項に規定する住所に係る要件に関し、立候補の届出時の添付書類の見直し等必要な措置を講ずる。</p>



総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
204	B	地方に対する規制緩和	その他	選挙運動自動車における「乗用の自動車」に関する判断基準の明確化	公職選挙法及び同施行令に規定されている選挙運動用自動車の使用可否の判断に際して「乗用の自動車」に関する判断基準を明確にすること。とりわけ、車検証の用途欄表記が乗用以外の場合においても、自動車の実体及び形態等により選挙運動用自動車として使用可否が異なるため、これらの実体及び形態等に応じた具体的な判断基準(ガイドライン等)を示すこと。	選挙運動用自動車は、公選法第141条第6項により、「政令で定める乗用の自動車」に限って使用可能とされているが、これは車検証の用途欄表記にかかわらず、身体障害者用に改造した特殊用途自動車等、実体的に乗用と見なされるものであれば使用可能とされている。一方、同じ特殊用途である放送伝車については、同法同条第1項に「構造上宣伝を主たる目的とするもの」は使用不可と明記されているため、市選管では候補者等へのこの旨説明していた。しかし、平成31年4月市議会議員選挙の際、「乗用としての使用があれば放送伝車も選挙運動に使用できる」との見解が国から得られたので、同自動車も選挙運動に使用する準備を進めているが、今まで認められていなかった放送伝車の使用は本来可能かとの問い合わせがあった。本市選管としては、東京都選管とも協議を重ねたが、「乗用」の判断基準が明らかでない中で、構造上宣伝が主たる目的と思われる放送伝車の使用は認められないとの意見と一致した。この間、国に対しては、その判断基準を明らかにすることを再三求めたが、結局明確な回答は得られず、最終的に当該候補者は同自動車の使用を見送った。このことについて、市選管では、国、都及び警視庁への確認に相当の時間を費やし、当該候補者も、長期間選挙運動用自動車を準備できない不利益を被った。また、「乗用」の判断基準が不明のまま使用した場合には、違法な選挙運動として取締対象となる恐れもあった。選挙運動用自動車に関して、「乗用」を市選管が個別に判断することは不可能であり、その判断基準を伴わない国の見解はあいまいで、かえって現場に混乱を招いている。	公職選挙法第141条第1項、公職選挙法第141条第6項	総務省	八王子市		盛岡市、宮城県、川崎市、甲斐市、松原市、豊松市、新居浜市、大村市、熊本市、中津市、宮崎市、鹿児島市	〇市議会議員及び市長の選挙において立候補予定者への説明会を行う場合においても、本件については法律の規定が非常にわかりにくく、説明にも苦慮している。 〇平成31年4月の市議会議員選挙の際、候補者から「軽トラックの荷台を覆って選挙運動用自動車として使用してよいか」との問合せがあり、「乗用としての使用」の判断に迷った。都道府県選管とも協議したが、「乗用」の明確な判断基準がないため、候補者への回答に日数を要し、立候補準備に支障を来した。 〇市議会議員選挙の際に、三輪スクーターを使用したいとの相談があり、県選管と市選管の見解が異なった事例があった。市選管では、軽自動車届出済証に「軽2輪側車付」との記載があることから、道路運送車両法では「側車付軽2輪」として扱われるため、2輪車として使用できるとの判断をし、県選管と意見の一致をみたが、公職選挙法施行令の記載が複雑で解りにくく、候補者にとっても選管職員にとっても判断に苦慮している。	選挙運動のために使用できる自動車は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第141条第6項及び公職選挙法施行令(昭和28年政令第89号)第109条の3に規定していること。 同条第1項第1号の乗用自動車は、一般に自動車検査証又は軽自動車届出済証に「用途」として乗用の旨が記載されているものがあるが、自動車検査証又は軽自動車届出済証に「用途」として乗用の旨が記載されていない場合であっても実体的に乗用とみなされるものであれば含まれるものと解釈されている。 どのような場合に乗用とみなされるかについては、個別具体の事実と即して判断されるべきものであり、継続的にガイドラインを示すことは困難であるが、疑義のある場合には、これまで同様、法解釈について個別に助言をまいりたい。
211	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の見直し等を行う際、実務が円滑に進むよう十分な情報提供と地方との事前協議を行うこと。	令和元年7月版データ標準レイアウト改版において、情報連携開始時期が事前調整なく6月中旬に前倒しされた。データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。また、7月から次年度のシステム改修等に関する予算調整を行うが、改版内容が確定しないと正確な積算ができない。そのため、見込み額で予算要求をせざるを得ず、他の事業予算を削る必要が生じるなど、影響がある。	マイナンバー制度に係る事務が自治体側の実務を考慮したスケジュールとなることで、自治体の負担軽減が期待できる。また、データ標準レイアウト改版が早期に確定することで、適正額での予算調整が可能となる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等	内閣府、総務省	神奈川県、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、愛川町、山梨県、愛知県	ひたちなか市、熊谷市、横川市、八王子市、平塚市、福井市、越前市、高山市、豊橋市、豊田市、京都市、兵庫県、神戸市、五島市、熊本市、宮崎県、宮崎県	〇データ標準レイアウト改版の仕様確定が遅いため、ベンダーのシステム改修の設計・見積が遅くなりがちである。そのため、自治体の予算措置も遅くなる。データ標準レイアウト関連様式をエクセルではなくシステム化し、自治体やベンダーが把握しやすくなるべきである。エクセルのままでは見辛く把握しづらくなる可能性がある。また、個別にQ&Aで出た仕様内容は必ずデータ標準レイアウト関連様式に追記・反映させるべきである。 〇データ標準レイアウト改版では、自治体において、改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になる。改版内容が早期に確定されない、情報連携開始までの作業期間が確保できず、確実な対応が行えない可能性が生じる。 〇データ標準レイアウトの修正はメール等で周知されたが、自治体側が能動的にデジタルPMOを確認する必要があり、対応が遅れる可能性がある。自治体の予算要求時期を考慮して、年次改版時期を年度後半にするような抜本的な見直しを要望する。 〇7月から次年度のシステム改修等に関する予算調整を行うが、改版内容が確定しないと正確な積算ができない。そのため、他の事業予算を削減してシステム改修に要する必要最小限の経費よりも多くの額を見込み額として計上せざるを得ず、市の政策的な投資に対して影響が生じている。 〇データ標準レイアウトの改版に際しては、改版内容の度々の変更が自治体のシステム改修において負担となっている。また、改版に伴うテストの円滑な実施のためには、より早期の方針決定及び情報発信が望まれる。 〇情報連携開始が前倒しになったことにより、積算や改修作業の時間が短時間となり、負担額、実改修作業ともに調整が難しくなった。データ標準レイアウト改版の内容が確定していないため見込みで予算措置を行うことになるため、改修内容が大きくなった場合の調整に苦慮している。 〇データ標準レイアウト改版では、自治体にて改版内容に応じたシステム改修、副本登録などの対応が必要になるため、情報連携開始が早まることで作業日数が短くなり、自治体の負担が大きい。 〇本市においてもデータ標準レイアウト改版において、短時間でシステム改修や、機関連テストを行う対応が必要となるなど、負担が大きい。	【内閣府】 マイナンバー制度に関する実務が円滑に進むよう、今後とも、データ標準レイアウトの改版に係る情報については、可能な限り迅速に情報提供を行うよう努めるなど、地方自治体への十分な情報提供を図って参りたい。 【総務省】 データ標準レイアウトの改版に当たっては、通常、改版実施の前々年の1月にβ版を公開し、十分な期間を設けて、地方自治体から意見を聴取している。さらに、提出された意見を踏まえた修正を行った上で、改版実施の1年前の7月に確定版を公開し、地方自治体及び制度所管府省から前倒しするよう要請を受ける。関係機関にて協議の結果、6月17日頃に前倒しすることとし、平成30年8月6日に地方自治体に連絡したところである。 このように、令和元年の年次改版の実施日の前倒しについては、地方自治体及び制度所管府省からの前倒し要請という特別な事情によるものであり、今後の年次改版において、大きく時期を変更することは、考えていないところである。なお、令和2年の年次改版の実施日の事前連絡については、地方自治体の予見可能性をさらに高める観点から、平成30年より1か月前倒しし、7月8日に地方自治体に連絡をしたところである。 今後とも、データ標準レイアウトの改版に係る情報については、可能な限り迅速に情報提供を行うよう努めてまいりたい。	
219	B	地方に対する規制緩和	その他	地方独立行政法人(研究開発)の出資規制の緩和	試験研究を行う地方独立行政法人は出資を行うことが認められていないため、これを規制緩和し、出資を行えるようにする。	【現状】 地方独立行政法人神奈川県産業技術総合研究所(以下「KISTEC」)では、大規模研究プロジェクトや企業等と共同研究を実施しており、これらで研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手として期待される。KISTEC発のベンチャー企業の創出及び成長支援を行ってきた。 【課題】 KISTECには研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手となる役割が期待されているが、運営費交付金等の財源が限られている中でその役割を果たすには、ベンチャー企業等と共同研究を実施し、これらで研究成果の社会実装とイノベーション創出の担い手として期待される。KISTEC発のベンチャー企業の創出及び成長支援を行ってきた。 【解決案】 地方独立行政法人(研究開発型)による出資業務が可能となるように、地方独立行政法人法を改正する。	【効果】 ベンチャー企業を通して研究成果が社会に還元され、イノベーション創出に資する。その結果、ベンチャー企業の成長につながる。出資元へ利益が還元される。それにより、KISTECの自主財源の充実が実現し、更なる研究開発力の強化という好循環環境が構築される。	地方独立行政法人法第21条	総務省	神奈川県	—	—	今回の御提案については、地方自治体のニーズを踏まえ、公立大学法人、国立大学法人、国立研究開発法人等における出資の制度を動機しつつ、検討を進めてまいりたい。
230	B	地方に対する規制緩和	その他	不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更の認可の廃止	不要財産の納付などを事由とする。公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各省庁の認可を不要とすること。 地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど	【現状】 公立大学法人の定款の変更については、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第8条第2項、第80条の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 法第8条第2項ただし書により、変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでないとの例外規定が設けられているが、法施行令第2条及び総務省告示(平成25年総務省告示第395号)で定める軽微な変更は、従たる事務所の所在地の変更や設立団体である地方公共団体の名称の変更などであり、適用範囲は限定されている。 【支障事例】 以下のような場合にも、議会の議決及び各省庁の認可を受ける必要があり、県の事務的な負担が過大となっている。 不要財産の納付について、法第42条の2第5項の規定に基づき設立団体の長が認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。 不要財産の納付後、法第8条第2項に基づき定款別表を変更する際、改めて議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣への認可申請が必要。上記のとおり、議会の議決が度々必要のため、事務量が過大となっている。また、当該事業に係る各省庁への認可申請についても、不要財産の納付に係る設立団体の長の認可後の申請であることから、事後報告的な意味合いが強いものと史料される。	地方独立行政法人法第8条第2項、第42条の2第1項、第2項、第5項、第80条、地方独立行政法人法施行令第2条、総務省告示(平成25年総務省告示第395号)	総務省、文部科学省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	川崎市、富山県、長野県、名古屋	—	地方独立行政法人の定款変更の手続きについては、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第8条第2項において、同法人の基本的事項に設立団体の意向を反映させる観点から議会の議決に係られており、また、従来、地方公共団体が直接執行している公共性が高い業務を切り離して行わせることになるため、適正な運営を確保する必要性が高いことから、設立団体以外の人による一定のチェックという意味で、総務大臣等の認可に係らなければならない。 その上で、同項において、政令で定める軽微な変更は、議会の議決並びに総務大臣等の認可が不要とされているが、この場合の軽微な変更とは、従たる事務所の所在地の変更や、地方公共団体や所在地の名称の変更等とされており(地方独立行政法人法施行令第2条)、法人の性格や業務内容等に影響を及ぼさないものについて定款変更の手続きを簡素化するものである。 不要財産の納付による定款変更については、法人の財産的基礎に係るものであり、①地方独立行政法人は、業務を確実に実施していくために必要な資本金あるいはその他の財産的基礎を有しなければならないこと(法第6条第1項)、②地方独立行政法人を設立し、法人を適正に運営するために様々な権限を有している設立団体たる地方公共団体の位置付け・性格に鑑み、設立団体たる地方公共団体から地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上を必ず出資しなければならないこと(同条第3項)と規定しており、従たる事務所の所在地の変更等と同等の軽微なものと同位置付けることなどにより現行の手続きを簡素化することはできない。



管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
204	選挙運動のために使用できる自動車に関してどのような場合に兼用とみなされるかについて、「疑義のある場合には、これまで同様、法解釈について個別に助言してまいりたい」とのことであるが、今回の提案は、車検証上特種用途である放送宣伝車に関するどのような場合に兼用として判断されるかを個別に総務省に問い合わせたものの、明確な助言(回答)がなかったことを端緒とし、これによって生じた候補者、選挙管理委員会及び警察本部等における支障や混乱の解消を目的としている。よって、まずもって当該疑義に対する回答を明示されることを再要望する。 そのうえで、確かに、選挙運動用自動車としてどのような場合に兼用とみなされるかについては、最終的には個別具体の事実即して判断されるべきだが、公職選挙法を所管する総務省においては、本来、その前提となる法解釈やそれに基づく判断基準について主体的に明示・周知したうえで、必要に応じて各自治体に助言されるべきである。 また、現行の総務省の個別対応では、他自治体の事例を周知できず、全国の選挙管理委員会において選挙の適正な管理・執行に活用する観点や、候補者間の選挙運動における公平性を確保する観点からも、統一した法解釈やそれに基づく判断基準を踏まえた具体的な事例を全国的に共有することは極めて重要である。 したがって、個別具体の事実即して判断することにあつての前提となるこれまでの法解釈を改めて整理したうえで、仮に網羅的でなくても、候補者、選挙管理委員会及び警察本部等において参考となる選挙運動用自動車の使用可否に関する一定の判断基準と個別具体の事例を通知により示す等必要な措置を講じられたい。		【川崎市】 実際に支障を来した事例を踏まえ、網羅的にガイドラインで示すことが困難という状況が改善されるよう制度改正も含めた検討をしていただきたい。 【高松市】 様々なケースが想定されるため網羅的なガイドラインを示すことは困難であることは十分理解でき、個別具体の事実即して判断する材料としての一定のガイドラインを示されることにより、運営が候補者からの問い合わせの対応に苦慮し候補者の準備に支障をきたすことも減ると考える。		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		選挙運動のために使用できる自動車は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第141条第6項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第109条の3に規定していること。 これらの規定に該当するか否かについては、個別具体の事実即して判断されるべきものであることから網羅的なガイドラインを示すことは困難であるが、全国的に周知する必要性が認められる内容については適時周知するとともに、疑義のある場合には、各選挙管理委員会の個別具体の判断に資するよう、過去の類似する実例等を踏まえた適切な助言に努めてまいりたい。	
211	データ標準レイアウト改版の内容については十分な期間を設けて地方自治体に意見聴取が行われているものの、令和元年度の改版実施日の前倒しについては、副本登録期間が短縮されることにより地方自治体の負担が増えるにもかかわらず、地方自治体への意見聴取等を行うことなく、一部の地方自治体(及び制度所管府省)による要望をもとに決定された。 本件提案の趣旨としては、地方自治体に影響があるようなマイナンバー制度の見直しを行う際には、地方自治体に意見聴取等を行うべきである旨に通知を進むかを検討した上で導入していただきたいというものである。令和元年度の改版実施日前倒しのような各団体の負担となる変更を行う場合には、意見聴取を行わずに決定されることで実務上支障が生じるおそれがあるため、「可能な限り迅速な情報提供を行う」だけでなく、必ず事前に地方自治体への意見聴取(照会)等も行っていたいただきたい。 また、次年度データ標準レイアウトの確定時期について、平成30年度改版においては6月末にレイアウト確定とアナウンスされていたが、8月16日まで確定しなかったことにより予算編成に影響があった。令和元年度は7月1日に確定されているが、確定後にレイアウトの変更を行わないようにするとともに、次年度以降も6月末には確定していたいただきたい。 さらに、「今後の年度改版において、大きく時期を変更することは、考えていない」とあるが、「福祉関係事務に支障が生じないよう時期を前倒した」と同様、本提案でお伝えしている支障事例を改善するため、年度改版の適切な実施時期については継続的に検討していただきたい。		【五島市】 今後とも、マイナンバー制度に係る自治体側の実務を考慮した迅速な情報提供等をお願いしたい。		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		令和元年の年度改版の実施日前倒しの検討に当たっては、前倒しに伴い最も影響を受けると想定された地方税情報(副本登録)について、総務省から各自治体の税務部局に対応の可否の照会を行うとともに、内閣官房から福祉関係事務の制度所管府省に対して前倒しによる支障の有無を確認し、自治体中間サーバーのシステム及び回線の一部を設置・管理する地方公共団体情報システム機構の意見も聞いた上で、その結果を踏まえて6月17日頃に前倒しすることを決定したものである。 このように、上記前倒しの検討に当たり、内閣官房及び総務省としては、自治体も含めた前倒しによる影響が大きいと考える者に対する確認に努めたと認識しているが、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携には多くのシステムが関係し、自治体における所管部局も多岐にわたることから、今後、改版実施時期を大きく変更する場合には、自治体内の関係部局になるべく広く意見を聞くようしてまいりたい。なお、支障事例にあるデータ標準レイアウトの年度改版の時期の後ろ倒しについては、上記のとおり関係機関が多岐にわたることから、慎重に考えるべきと認識している。 次年度データ標準レイアウトの確定については、情報連携を行う事務と特定個人情報を所管する省庁からの改版要望を踏まえ、データ標準レイアウトの確定後自治体のシステム改修に支障がないよう、改版の1年前の7月(本年度は7月1日)に公開している。情報連携に支障をきたすようなシステム上の不備が判明し、やむを得ずデータ標準レイアウト確定後の変更を行う場合もあるが、その場合にあつてはデータ標準レイアウトの変更についてデジタルPMOの掲載だけでなく、本年度からメールでも周知を行うなど接続機関の支障が最低限となるようしている。いずれにしても接続機関からの意見を踏まえつつ、改版要望を行う制度所管府省との連携をより緊密にすることで、確定後の公開後修正が生じることのないよう努めてまいりたい。 今後とも実際に情報照会・情報提供を行うにあたり、接続機関による協力が不可欠となることから、自治体の各部局におかれても、引き続き改版作業に協力を願いたい。	5【総務省】 (24)マイナンバー制度における情報連携に係るデータ標準レイアウトに関する事務 情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトの改版については、データ標準レイアウトを早期に地方公共団体に提示し、情報連携開始までの改版に係るスケジュールを遵守するとともに、当該スケジュールを大きく変更する場合には、地方公共団体の関係部局に意見照会等を行うなど、地方公共団体が改版に伴う事務を円滑に行うことができるよう努める。 (関係府省・内閣府)
219	本県の提案は、試験研究を行う地方独立行政法人であるKISTECの業務に、新たに投資業務及び株式・新株予約権の取得・保有を追加することである。ベンチャー企業への出資が可能となることで、企業の成功前における利益の還元が可能で、中長期的な取組を確保することにより、研究開発力の強化・プロジェクトや研究の進展につながり、イノベーションの創出を促進することができる。 すでにKISTECと同様の機能を備える国立研究開発法人においては、ベンチャー企業に対する出資が認められており、株式・新株予約権の取得及び保有が可能となっている。その結果、自主財源を獲得することにより、国のイノベーション創出力の増強に結び付いている。今回試験研究を行う地方独立行政法人においても、国立研究開発法人と同様の事務が可能となるよう法改正を求めるものである。 現在KISTECが支援している二つの有償な研究において、令和3年度にベンチャー企業の設立が予定されている。そのため、今後の法改正に向けたスケジュールをお示し願いたい。					提案団体は令和3年4月からの出資を予定している。こうした状況を踏まえ、今後の検討の方向性やスケジュールについてお示しいただきたい。	現行制度でも、国立大学法人・公立大学法人と同様、試験研究を行う地方独立行政法人においても、地方独立行政法人法第21条第1項第1号に定める業務の範囲で、試験研究を行う地方独立行政法人等のベンチャー企業等を想定し、当該業務の対価として現金に代えて新株予約権を含む株式等を受け入れざるを得ない場合には、株式等を取得することは可能と解する。 ただし、新株予約権行使した場合など、株式の取得後、特段の事情なく保有し続けることは、余裕金の運用が制限されている法の趣旨にかんがみ適切ではないことから、換金可能な状態になり次第速やかに売却することが求められるが、取得した地方独立行政法人等のベンチャー企業等の株式が上場された際、一斉かつ大量に売却することで当該株式の急激な価値の下落を招くおそれがある場合といった特段の事情がある場合には保有し続けることは可能と解する。 提案内容のうち現行制度での対応が難しい部分については、上記を受けての提案団体における具体的な出資等の内容及びそのスケジュールを踏まえ、スケジュールを含めて具体的な検討を進めてまいりたい。	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (1)試験研究を行う地方独立行政法人による出資等については、国立研究開発法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。
230	設立団体の長が不要財産の納付の認可を行う際は、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第42条の2第5項により、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないとされており、一定の手続を行った上で認可している。このため、法第8条第2項において定款を変更する際、議会の議決及び大臣認可が必要とされる理由として挙げられている、「設立団体の意向の反映」や「適正な運営を確保するための設立団体以外の者による一定のチェック」については、上記手続によって担保されていると考え、同時に、法第6条第1項、第3項において定められている法人の財産の基礎に関する規定のチェックについても、担保されていると考えている。 また、政令等で定める軽微な変更については、法人の性格や業務内容等に影響を及ぼさないものについて定款変更の手続を簡素化するものであることは理解している。不要財産の納付による定款変更と、所在地の変更等による定款変更を同等の位置づけとすることを求めている訳ではなく、一定の手続を経て認可され、法人の性格や業務内容等への影響に関してチェックを受けている不要財産の納付について、定款変更に係る手続を簡素化することを提案しているものである。 以上を踏まえ、再検討していただきたい。		【全国市長会】 提案の実現に向けて、検討を求める。		○設立団体以外の者による一定のチェックを行うとしても、それが大臣認可でなければならぬ理由をお示しいただきたい。 ○議会における実質的な議決という観点から、不要財産納付認可時と定款変更時の二、度の議会の議決は必要ないのではないか。 ○他に、今回の提案における支障を解消する方法があれば、お示しいただきたい。	地方独立行政法人の定款は同法人の基本的事項を定めるものであり、その大臣等による認可については、従来、地方公共団体が直接執行していた公共性の高い業務を切り離して行わせている地方独立行政法人の適正な運営を確保する必要性が高いため、設立団体以外の者による一定のチェックを行うとともに、地方独立行政法人制度を所掌する立場により制度の統一な運用を確保する観点から必要とされるものである。類似の制度(地方三公社)においても同様の構造になっており、大臣等による認可を省略・簡略化することは難しい。 なお、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)による改正で設けられた地方自治法第245条の3第5項においては、自治事務の処理に対し認可等の国又は都道府県の関与を要することとしないようにしなければならないとしつつ、地方公共団体が特別の法律により法人を設立する場合については、例外的に国又は都道府県の認可等の関与の必要性を認めており、地方独立行政法人の設立及び定款の作成・変更の認可はこの考え方も整合するものである。 不要財産の納付に当たっては、特定の財産の納付について議会の議決を求めるものであるが、不要財産の納付を契機とした定款変更に当たっては、当該不要財産納付が法人の基本的事項全体に与える影響を踏まえて、設立団体の意向を定款に適切に反映させる観点から、議会の議決を求めるものである。両議決は、その趣旨を異にするものであって、一方の議決を経たことをもって他方の議決を省略することは難しい。 しかしながら、不要財産納付に係る議決と定款変更の議決について、各団体の判断により、同時に上程することについて問題はないと考える。ただし、定款変更の施行日は納付のあった日以降になるよう留意する必要がある。多くの団体がこのような運用をしていると承知しているが、この旨周知してまいりたい。	5【総務省】 (13)地方独立行政法人法(平15法118) (iii)公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時それぞれ必要な設立団体の議会の議決(42条の2第5項及び8条2項)については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 (関係府省・文部科学省) 【措置済み(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)】	



総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
234	B	地方に対する規制緩和	その他	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第6号に基づく陸意契約による業務の拡大	当県では、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下、特例政令という。)の適用を受けるシステム構築に係る業務委託を、一般競争入札の一類型である総合評価落札方式にて調達しましたが、発注に当たり、時代に即した最新技術を有したシステムの仕様書を作成し、も高度に専門的な知識を要するため、システムに精通していない一般の職員では作成が難しく、システム構築による充実した行政サービスの提供が満足しなし得ませんでした。	提案対象となる特例政令第11条第1項第6号のうち、「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日自治省告示第209号は、提出された具体的な設計案を審査し、最も優れた設計案を選定するコンテスト形式、いわゆるコンペ方式を想定したものである。今回の提案により、特例政令の適用を受ける建築物に限定しない「設計業務」について、最も適切な想像力、技術力、経験などを待つ設計者を選定するプロポーザル方式というコンペ方式と類似の審査手続による調達を可能としたと考えています。設計業務は一般的に、その設計内容や設計の結果が目に見えない形になっているわけではなく、設計者によって差が生じます。よって、契約金額が安くても設計成果物が悪ければ、発注者の要求する性能・品質は得られません。プロポーザル方式の審査手続によれば、民間の高度な知識やアイデアを生かした提案の中から相手方を選定することができ、職員の仕事量に要する業務量の軽減や総合的に優れた内容の契約締結、ひいては民間の提案を活かした高度なシステム構築による充実した行政サービスを提供することが可能となります。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第11条第1項第6号)第11条第1項第6号	総務省、外務省	長野県		川崎市、熊本市	○システム構築等業務の調達に関しては、高度な知識・技術・創造性、構想力等が必要とされ、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける場合であっても、プロポーザル方式での調達の必要性がある。 ○システム構築など高度に専門性を有する案件は、自治体が仕様書を作成し競争入札に付すよりも、業者から提案をいただいたものを審査し優れた提案を行った者と契約した方がより高い成果が期待できる場合がある。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第11条第1項第6号)については、政府調達協定15条1(j)(現行は改正政府調達協定第13条1(h))を受けて規定されたものである。当時、都道府県等(政府調達協定付表2機関)による調達に関連した当該協定は、建設に係る設計が対象と説明されており、当時の質疑応答においても当該提案と同意旨の質問に対して「この規定は建築物の設計を目的とするものに限られるものであり、質問の事例(情報処理システムの開発等)はいずれも該当しない」と明確に回答されていることあり、当該規定について建築物の設計以外を対象とすることはできない。(なお、「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」を定めた平成7年12月8日自治省告示第209号は、プロポーザル方式を排除していない。)
274	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	所有者不明空き家に関する地方公共団体(市町村)への財産管理人選任の申立権を付与することを求める。	所有者不明空き家の活用・除却の促進には、財産管理人制度(不在者財産管理人：民法第25条～第29条、相続財産管理人：民法第951条～第959条)の活用が有効であるが、現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、地方公共団体であっても財産管理人選任の申立てができないこととされている。京都市では、空き家対策の一環として財産管理人制度を活用するべく京都家産裁判所に申立ての相談をしたところ、地方公共団体が債権を有している空き家であれば利害関係人に該当しない可能性が高いとの説明を受けた。一方で、所有者不明空き家に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条により空き家対策を実施する責務を負う地方公共団体から財産管理人選任の申立ができない、同空き家の活用や除却の進展が滞り、空き家問題に対する適切な対応が不十分なものとなる。空き家の増加は、地域の防災や防犯、生活環境、景観などに悪影響を及ぼし、夏にはまちの活力の低下につながる等、地域のまちづくりを進めるうえで大きな課題となっている。特に、所有者不明の空き家は、そのまま放置されることで、空家特措法で規定される「特定空家等」にまで至ってしまう蓋然性が高い。平成30年6月に成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条において、所有者不明の「土地」について地方公共団体に申立権が付与されたことを踏まえ、空家法上の「空家等」についても同様の規定を設けていただきたい。	民法第25条～第29条(不在者財産管理人)、民法第951条～第959条(相続財産管理人)、空家等対策の推進に関する特別措置法	総務省、法務省、国土交通省	指定都市市長会	いわき市、須賀川市、ひたちなか市、多治見市、豊橋市、春日井市、大府市、八幡市、米子市、大村市、宮崎市	○本市においても、所有者のいない空き家を「特定空家等」に認定したうえで、財産管理人制度を活用した例がある。しかし市内には所有者が不明の空き家(特定空家等)にはまだ認定できない)があり、対応に苦慮している。○これまで6件相続財産管理人制度を活用し、うち2件が完了の見込みである。いずれも空家の担当課ではなく、固定資産税と債権とする税担当課が申立てを行った。相続財産管理人制度を活用しているといえるが、債権のある物件に限られること、税担当課との調整が必要なこと、空家担当課が実施したものも必ずしも一致するとは限らないのが現状といえる。○本市では、条例に基づき対応措置を行った所有者不明空家に関する措置費用について、債権を有する「利害関係人」として財産管理人選任の申立てを行った事例がある。現行の制度では空家の所有者調査で取得できる情報については課税に必要な情報に限定されているだけであり、市税の滞納状況等他の債権の有無が不明であるため、空家対策部局において、何らかの措置を行わない限り「利害関係人」となり得ず、空家が老朽化し、措置が必要になるまで放置するしかないため、所有者が不明若しくは相続人不存在が判明した時点で申立てできれば空家対策に有効であると考えている。○本市では、財産管理人制度活用の実績はないが、老朽化した空き家の危険性を考えると、実効性を伴う手法で速やかに対応することが望まれる。そのような観点から、早期に「申立権」を付与することは有益であると考えている。○本市においても法定相続人全員による相続放棄がなされた空き家が多数あり、対応に苦慮しているところである。管理不全な状態がほとんどで、建屋の状態が良く使用できるものも一部あるが、利害関係人が存在しないため、老朽化していくのを何もできずに見ているだけとなっているケースがある。一方で、危険性が著しく高い空き家に対しては、特定空家等の認定を行うことで、行政が利害関係人として財産管理人の申立が可能になると、提案団体の事例により認識している。提案にある申立権の付与は、危険性が無い所有者不在の空き家を流通させるために有効なものとするが、申立てに伴う裁判所への手納金納付に対する負担軽減があわせて必要と考える。○すでに相続人が全員相続放棄をしていることが確認されているにも関わらず、特定空家に認定するほど老朽化していない空家が一定数存在する。そういった空家の解消が期待できる。○本市には、相続人不存在の特定空家等(母屋・小屋)が存在していたが、市道沿いの小屋が、市道側へ倒壊するおそれがあったため、暗黙式代執行にて除却を行った。しかし、母屋は依然敷地内に残っており、相続人不存在の案件として対応に苦慮している。現行では、「利害関係人」として認められる場合でなければ、財産管理人選任の申立ができないこととされているが、直接の利害関係のない場合でも市が、裁判所へ財産管理人選任の申立をして行うことができるようになれば、特定空家等の除却を進める上で効果的であると思料されるため。	【総務省】空家管理のための財産管理制度の活用は、国土交通省が把握しているだけでも163件の実績(平成27年5月～平成30年10月)があり、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度を活用した事例も含めて、国土交通省においてすでに事例集を策定して周知を図っているところである。【法務省】現行法においても、市町村は、利害関係があると認められる場合には、不在者の財産管理人の選任等の申立てをすることができる。そして、この利害関係は、申立てがある市町村が不在者等に対して租税債権を有する場合に限って認められるものではなく、空家の所有者が不在者等となっている事実においても、個別の事柄に応じて、市町村が不在者等の財産の管理についての利害関係を有すると認められる場合には、適切に財産管理人が選任されているものと認識している。したがって、ご指摘の法改正の要件については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要するものと考えられる。なお、空家の敷地が所有者不明土地であり、土地の適切な管理のために特に必要であると認められるときは、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第38条により、地方公共団体の市長等は、利害関係の有無を問わず、不在者の財産の管理をするの申立てをすることができることとされている。不在者の財産の全額を管理することができるため、空家と敷地の所有者が一致する場合には、管理人において空家についても管理をすることができることとされている。【国土交通省】空家管理のための財産管理制度の活用は把握しているだけでも163件の実績(平成27年5月～平成30年10月)があり、国交省としては、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合に財産管理制度を活用した事例も含めて、すでに事例集を策定して周知を図っているところである。		
275	B	地方に対する規制緩和	その他	各種選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における未使用の投票用紙の保存期間の見直し	未使用の投票用紙の保存期間については、選挙等の効力の確定までの期間としていただきたい。 使用済みの投票用紙の保存期間については、各種選挙は当該選挙の任期中、国民審査は10年間と規定されているが、未使用の投票用紙の保存期間については、法令に明々の規定はない。昭和51年の名古屋高裁で「未使用の投票用紙についても、投票関係書類に含む。」との判決が出され、確定してことから、未使用の投票用紙と使用済みの投票用紙を同様に取り扱うこととされているが、本判決は投票の効力が確定する前に投票用紙(使用済み、未使用とも)を廃棄した事案に係るものである。未使用の投票用紙については、選挙及び当選並びに審査及び罷免の効力の訴訟等の手続きができる期限以降であれば、廃棄したとしてもその効力への影響はなく、保存する実益がないと考えられることから、効力確定後の未使用の投票用紙の扱いについて明確に示していただきたい。市によっては、使用済み投票用紙の2倍以上が未使用となる現状において、保存の実益がないと考えられる膨大な量の未使用の投票用紙を長期間保存するための広い保存スペースや多額の費用が必要となっている。	【各種選挙の投票用紙】 ・公職選挙法第71条 ・公職選挙法施行令第45条、第77条 ・昭和51年6月「敦賀市長選挙無効等確認請求事件」に係る名古屋高裁の判決 【国民審査の投票用紙】 ・最高裁判所裁判官国民審査法第24条 ・最高裁判所裁判官国民審査法施行令第7条	総務省	指定都市市長会	盛岡市、宮城県、ひたちなか市、小平市、新潟市、豊橋市、大府市、山陽小野田市、徳島市、高松市、福岡県、大村市、五島市、熊本市、中津市、宮崎県、鹿児島市	○未使用の投票用紙を、次の選挙の際に誤って使用し、無効投票を生みだしたケースがある。 ○特に、国民審査における投票用紙の保存期間は10年間と規定されており、常時4回分の未使用の投票用紙を長期間保存するための広い保存スペースが必要となり対応に苦慮している。 ○保管並びに処分に係る経費負担に苦慮している。 ○期日前投票所や当日投票所の増設等で選挙物品が年々増えている状況であり、選挙機材等を保管する倉庫は空きスペースがない状態である。	公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第45条の投票に関する書類は、投票録、開票録及び有効無効投票等とあいまって、投票の行われた状況を明らかにするものであり、投票が適法に行われたか否かの証拠となるものである。未使用の投票用紙についても、昭和51年6月16日の名古屋高裁の判決において、「その性質上それが適正に管理され残存すること自体が適法に行われたことの証拠となるものである」と認められている。これらの書類は、争訟期間が終了し、当該選挙の効力、あるいは当選の効力が確定した後においても、詐欺投票罪、投票偽造・増減罪等の刑事罰に係る犯罪捜査に活用することも想定される。最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査の投票用紙についても同様の取扱と併せて、市町村においては、保存スペース以上の現行法令の解釈である一方で、未使用の投票用紙の保存については、保存スペースの確保の他、投票用紙の紛失防止の原因となるなど、現に支障が生じているものと承知しているため、法制的な面を含めどのような対応ができるかの検討をまいりたい。		



管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
234	本県においては、高度な専門性を求められるシステム設計の調達契約を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約(プロポーザル方式)で行っている。しかし、特定調達契約である場合には、地方特例政令第11条第1項第6号の要件が「建築物の設計を目的とする契約」に限定されているため、同方式によることができない。 当時、政府調達協定は建築物の設計を目的とされるものに限られると説明されたことだが、改正政府調達協定第13条第1項(h)においては「建築物の設計」と限定する文言はないことから、あえて限定されるに至った合理的な理由を示されたい。なお、仮に平成7年当時の「設計コンテスト」が社会通念上「建築物」に関するものを想定していたとしても、現在では調達機関が調達する設計は、システムに係るものをはじめ当時に比して多様化し、状況は変化していると思料する。 加えて、「建築物の設計」に限らずシステムの設計を含めたとしても、改正政府調達協定第13条第1項柱書きのただし書きには抵触しないと思われる。仮に、プロポーザル方式が外国企業にとって不利な要素を孕むならば、「総務大臣が定める要件を満たす審査手続」に一定の要件を付すことも懸念の解消策として考えられる。 本県では、プロポーザル方式による場合も、費用の上限額を設け、限られた予算の中で最大限の品質確保を目指す。本提案は、調達契約が自治事務であることも踏まえ、自治体の責任において、一般競争入札と随意契約の選択の幅を広げることが求められるものであり、調達契約業務の効率化及び質の向上という観点から、提案内容について再度検討いただきたい。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		地方特例政令は、平成7年の政府調達に関する協定及び平成26年の政府調達に関する協定を改正する議定書により改正された政府調達協定を遵守するために地方自治法施行令の特例を設けるとともに必要な事項を定めた政令であり、提案のあった随意契約の条件緩和をすることはできない。	
274	国土交通省の公表している事例集においては、空家等に対する債権を有していなくても、空家特措法上の責務があることを理由に地方公共団体に申立権が認められた事例も記載されているが、京都市においては、家庭裁判所から、債権を有していなければ申立ては困難という見解を示されている。空家特措法上の責務を理由に利害関係人として認めることが可能か否かについては、国から統一した解釈が示されているわけでもなく、裁判所によって対応にばらつきが出ていることから、地方公共団体が必要に応じて自らの判断で申立てを行うことができるよう、地方公共団体に対して財産管理人選任申立権を付与すべきである。 法務省の1次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要する」とのことだが、不在者等の利益の保護という観点から踏まえ、今回求める措置は不在者等の利益を損なうものではなく、公益性及び必要性が高いことと鑑み、慎重な検討をお願したい。 また、法務省の1次回答では、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第38条の特例の活用について言及されているが、この特例は、 ・建築物の部分のみ管理不全状態がある場合 ・土地と建築物の所有者が異なる場合 には、空家対策に活用できないのではないか。財産管理制度の十分な活用のため、今回提案の措置について、再度検討をお願いしたい。		【米子市】 事例集によって、地方公共団体が空家等に対する債権を有していない場合の財産管理制度の活用事例を示していただいていることは承知しているが、地方公共団体が財産管理人選任を申し立てることができる「利害関係人」にあたるかどうかについては、個別案件による判断となっており、地方公共団体としては慎重にならざるを得ず、特定空家等の改善に向けた取組が進めにくい状況にある。所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条の規定と同様に、所有者不明の空き家に対する地方公共団体の財産管理人選任の申立権を法で明確にすることにより、空き家の活用・除却を促進することが可能となり、管理不全空き家の改善につながると考える。 また、所有者不明土地について、地方公共団体が財産管理人として選任されたとき、空家と敷地の所有者が一致する場合には管理人が空家についても管理することができるが、そもそも対応に苦慮している特定空家等は、土地と建物の所有者が異なる場合が多く、その場合は所有者不明土地の特措法第38条の規定では対応できない。		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○提案団体や追加共同提案団体の事例のように、空家対策の一環として地方公共団体が財産管理人制度を活用しようとした際に、民法第26条及び第952条の「利害関係人」に該当しないことを理由として、財産管理人選任の申立てが認められなかった。あるいは断念した事例については、その実態を適切に把握していただきたい。 ○特定空家に限らず、空家に関する必要な措置を適切に講ずる空家対策法上の責務は全ての市町村が負うにもかかわらず、財産管理制度を活用しようとしても、債権を有している等の事情により「利害関係人」として認められる場合でなければ当該制度を活用できない現状を踏まえ、一定の場合には、地方公共団体に申立権を付与し、財産管理制度の活用を促進すべきではないか。 ○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法において、周囲に悪影響を及ぼしている「土地」については財産管理人の申立権に係る特例が既に設けられているが、この特例が活用できないケースにおいて、周囲に悪影響を及ぼしている「空家」について財産管理人の申立てが可能となるよう、空家対策法上にも同様の特例を設けるべきではないか。 ○法務省の第1次回答では、「法改正の要否については、不在者等の利益の保護という財産管理制度の趣旨を踏まえ、慎重な検討を要する」とのことだが、不在者等の利益の保護という観点から考えても、「土地」については申立権の特例を認めて、「空家」については申立権の特例を認めない理由はないのではないか。	【総務省、国土交通省】 提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部署に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとしたい。 【法務省】 ご提案については、今後、自治体に対する調査の結果を踏まえ、空家対策における市町村の役割やその負担の在り方等の行政的観点から検討が行われるものと承知しているが、法務省としても、関係省庁と連携して、民事基本法制を所管する立場から、必要な検討をしてみたい。	5【総務省】 (18)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (イ)空家等対策における財産管理制度の活用については、債権を有していない場合であっても、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行った不在者財産管理人(民法(明29法89)25条1項)又は相続財産管理人(同法952条1項)の選任の申立てが認められた事例を、空家等対策において市町村が果たす役割を明示しつつ、市町村に令和2年中に周知する。 (関係府省:法務省及び国土交通省)
275	提案の実現に向けて、前向きに御検討をよろしく願います。 なお、保存スペースの確保、投票用紙の誤交付などは、現時点で問題とはなっていない市町村においても、今後、問題が発生する可能性があることから、可能な限り早期に対応をお願いしたい。		【高松市】 判例により未使用の投票用紙についても投票に関する書類にあたる点については理解できるものの、許今の任期満了前の解散総選挙により、短い任期で選挙が執行されることで同時に執行される国民審査の投票用紙の保管場所に大変苦慮しているため、再度、未使用の投票用紙の保管について検討を要望する。 【五島市】 当選の効力が確定した後の各種犯罪捜査等において、未使用の投票用紙の活用が必要となるものか、併せて未使用投票用紙の保管のリスクも考慮したうえで検討していただきたい。		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		未使用の投票用紙の保存については、保存スペースの確保の他、投票用紙の誤交付の原因となるなど、既に支障が生じているものと承知しているため、法制的な面を含めどのような対応ができるのか検討してまいりたい。	5【総務省】 (2)最高裁判所裁判官国民審査法(昭22法136)及び公職選挙法(昭25法100) 最高裁判所裁判官国民審査及び各種選挙における未使用の投票用紙の保存期間(最高裁判所裁判官国民審査法施行令7条、公職選挙法施行令45条)については、保存スペースの確保などの支障を踏まえ、法制的な面等から可能な方策を検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
283	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	特定空家等に対する代執行時の不動産の取扱いの明確化	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条における代執行時の特定空家等の中の不動産の取扱いについて、具体的な保管期間及び保管期間経過後に市町村長が当該不動産を処分できることを、空家等対策の推進に関する特別措置法上に規定していただきたい。	代執行時の特定空家等の中の不動産の取扱いについて、保管期間及び保管期間経過後の処分権限を、空家等対策の推進に関する特別措置法上に明記することにより、代執行時の不動産を適正に管理することができる。	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	総務省、国土交通省	指定都市市長会		須賀川市、三鷹市、大垣市、多治見市、豊橋市、京都市、八尾市、神戸市、松山市、大村市、宮崎市	<p>○本市においては代執行による事案はないが、代執行の際には不動産についての取り扱いについて管理・保管・処分の問題が生じると考えられ、統一したルールを設けてほしい。</p> <p>○代執行を円滑に遂行するためにも、保管期間等の統一したルールの明確化を望む。統一したルールを明確にしてほしい。</p> <p>○本市において同様の支障事例は生じていないが、指摘の通り、空き家特措法では規定が明確になっていない部分があり、法改正の中で解消されることを期待するものである。</p> <p>○本市では代執行の実績はないが、今後代執行を検討していくに際し、同様の課題が挙げられる。空家に対する代執行自体の実施件数は全国的にもまだ少なく、ノウハウ不足が本市を含め未実施自治体が代執行になかなか踏み込めない要因と考える。提案どおり特別措置法上に規定されることで代執行を躊躇する自治体の後押しになるものと考ええる。</p> <p>○平成28年度に略式代執行を実施した際には、特定空家等の中の不動産の取り扱いについて明確なルールがなかったため、現地調査の結果、残業物として処理したが、保管すべき物かどうか、また、その期間等について指標を示してほしい。</p> <p>○本市では略式代執行の事例がなく支障事例はないが、代執行時の不動産の取り扱いについて、統一したルールがある方が望ましいと考える。</p> <p>○本市では、現在、法第14条に基づく行政代執行や略式代執行の実績はないが、今後、行政代執行等を行う場合に、不動産の取り扱いに苦慮することも想定されることから、空家法に保管期間等の規定を加えることが望ましいと考える。</p> <p>○本市において行った略式代執行においては、家財一式が全て放置されており、不動産の保管場所を確保できずに対応に苦慮した。不動産の取扱いについては代執行を行ううえで大きな妨げになっており、市町村の負担にならないような簡素で統一した基準が求められている。</p> <p>○本市においても、同様の案件対応に苦慮することが想定されるため、保管期間等、処分手続きの統一ルールの明確化に賛同する。</p> <p>また、家屋内にとどまらず、敷地内の放置不動産についても適切な措置をとることができるよう、明示されることを要望する。</p>	<p>【総務省】</p> <p>空き家の除却を行えば、そこに残された不動産の取扱いが生じることが理解するもの。これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであること鑑みて、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や当該空家に残された不動産には様々なケースがあると思われるが、仮に不動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かつて市町村の判断による合理的な対応を阻害し、不動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)は、使用されていないことが常態化した建築物等が地域住民の生活環境に与える深刻な影響を解消するための法律であり、空家法において、直接的に地域住民の生活環境に影響を与えるとはされていない不動産は空家法の射程外であり、ご指摘の河川法の規定等を参考にし、その管理に係る規定を空家法におくことは困難であると考えられる。</p> <p>地方、実務上は、空き家の除却を行えば、そこに残された不動産の取扱いが生じることが理解するもの。これまで空家法による代執行及び略式代執行については100件を超える実績があるところ、各市町村において、除却対象となる空き家は何ら使用されていないことが常態化しているものであること鑑みて、合理的に対応いただいているものと思われる。その結果として、ご懸念のような損害賠償請求訴訟が提起されたケースは把握していない。また、代執行又は略式代執行によって除却する空き家や当該空家に残された不動産には様々なケースがあると思われるが、仮に不動産の管理について法定化すれば、すべてのケースにおいて一律の対応を行うことが必要となり、かつて市町村の判断による合理的な対応を阻害し、不動産の管理に係る業務を増大させるおそれもあると考えられる。</p> <p>なお、本提案にあるような不動産の取扱いは財産権そのもの問題であり、本来は、空家法の問題としてではなく、他法も含めた代執行時における財産権の取扱いの問題として議論されるべきである。</p>
287	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	未登記の空家等に関する固定資産税情報の調査権限の付与	未登記の空家等に関する固定資産税の課税情報(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限を付与して欲しい。	問題となっている空き家の多くは未登記であり、構造や面積、建築年数を把握する術がない。法及び平成27年2月26日付け国住備第943号・総行地第25号により、空き家の情報については、固定資産税の課税情報のうち、所有者情報に限られており、課税情報から空き家の属性を知ることができない。現行法では特定空家等の措置のための立入調査により、これらを把握する仕組みとなっている。所有者の同意が得られれば課税情報の閲覧が可能になるとはいえ、必ずしも所有者の同意が得られるとも限らず、昨今の相続放棄が進む状況下では、空き家の所有者が当該家屋に詳しいとも限らない。	特定空家等に至らない予備軍の所有者への助言・指導を円滑に行うことが可能となり、空き家等の適正管理の促進に繋がる。	空家等対策の推進に関する特別措置法固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について(平成27年2月26日付け国住備第943号・総行地第25号)	総務省、国土交通省	羽島市	別紙あり	須賀川市、ひたらな市、三鷹市、川崎市、多治見市、京都市、米子市、大村市、宮崎市	<p>○未登記家屋の情報は、例えば、床面積・建物図面によって解体費用を概算することができ、指導の際の具体的な提案に繋げることができる。また、建築年によって外観からは見えにくい部分の工法を推測することができ、危険性の判断に有効な情報となる。</p> <p>○同様の事案について、本市でも対応に苦慮しており、結果的に問題早期解決の妨げになっている。</p> <p>外観調査だけでは建物属性の情報も乏しく、空き家の利活用に向けた指導の判断材料としても固定資産税の所有者の情報も有効である。課税情報のうち、不動産登記法の表題部記載事項(面積、建築年、建物図面等)などに相当する情報の調査権限の付与について賛同する。</p> <p>○未登記家屋に係る所有者の特定については、固定資産税の課税情報も有力な手がかりとなるが、固定資産の評価に係る情報については、現状が空家でその把握が難しく、また代替手段に乏しいという観点から、不明である所有者等に関する情報を提供することによって、例外的に措置したものであり、対象も所有者等に関する情報に限られているところ、ご提案の情報については、所有者に直接確認する方法のほか、本人同意が無い場合であっても、立入調査により外形的に確認することも可能であり、代替手段が考えられる中で、具体的に法の施行にどの程度支障を生じているのか、まずは関係府庁において実態を把握していただく必要があると考えている。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>ご提案のような固定資産税に係る情報の内部利用が可能であるかについては、固定資産税を所管する総務省の見解次第ではあるが、そもそも空き家の中で未登記建築物がどれほど多いか不明であること、また、空き家の面積等があることが空き家の除却や活用の具体的提案につながるこの関係性が不透明であり、ご提案を実現した際の効果は疑問である。</p> <p>そのため、まずは未登記建築物の存在がどれほど空き家対策を進める上で支障となっているか、また、空き家の除却や活用の提案にあたり、空き家の面積等が判明したことでどのように除却や活用に結びついたか実際の事例を交えて詳細をご説明いただかなければ本提案の必要性について理解が進まないところであるが、いずれにしても、除却や活用に際する目安をつかむにあたり、必ずしも厳密な面積等が必要であるとは考えられず、外見で判断するなど簡易な代替手段があると思われる。</p> <p>また、仮に厳密な面積等が極めて有用なケースがあるとしても、提案主体が述べているとおり所有者の同意を得て固定資産税情報を閲覧するという方法(提案主体は、同意が得られるか不明とするが、そうした同意も得られないケースで、その後除却や活用にに向けた積極的な話し合いが進むとも思えず、所有者に対する積極的なアプローチを目的とした本提案のような場面においては、その前段として固定資産税情報閲覧の同意を得られるようにすべきと考えられる。)や、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項から第3項までの規定を施行するためであれば、「空家等」に対して立入調査を行うという方法も考えられる。</p>



管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
283	<p>動産の保管期間や処分権限が明確化されていない現状が、空家法に基づく代執行を躊躇する原因となっており、動産の保管処分は、危険な空家の除去に付随して生じる問題であります。</p> <p>国土交通省のガイドラインにおいても、相当の価値のある動産が存在する場合、保管期間について法務部局と協議の上、保管するよう示されていますが、保管処分の判断は、地域の実情に応じて判断できるものではありません。代執行後に動産の所有権を有する者から損害賠償等の訴訟が提起された場合に違法性を主張するに足る根拠がなければ、保管した動産を処分する目的を立てることもできず、地方で柔軟な対応ができていたとは言えない状況です。</p> <p>本提案は、保管後の動産を適法に売却、処分ができるようすることを求める趣旨であり、「保管期間」「保管期間経過後の処分権限の明確化を要するものです。特定空家等の中の動産の取扱いが法定化されることにより、これまで代執行時に廃棄してきたものができなくなるという支障が生じることが想定しておりませんし、そういった支障が生じようというルールにして頂きたいと考えております。それよりも、本提案により、法律上、保管期間と処分権限が明確化できれば、保管に要する費用が予測でき、保管場所として民間の施設を適宜利用する等、各自自治体が国土交通省のガイドラインや地域の実情に応じて、保管手段を選択し、代執行の円滑な執行が図られると思われず。</p> <p>動産の保管処分は、財産権の問題にかかわることから、尚更、立法措置が必要不可欠と考えられます。個別に動産の保管期間や処分権限が設定されている河川法や災害対策基本法等の規定を参考に是非規定していただきたいと考えます。</p>				<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○代執行時の動産の取扱いについて、これまで代執行を実施した地方公共団体における実態を調査していただきたい。また、損害賠償請求等の訴訟が提起されることを恐れ、動産の取扱いに過度に慎重にならない実態や、同様の懸念から、代執行を実施していない地方公共団体においても代執行を躊躇している実態があることから、これらについても適切に調査していただきたい。</p> <p>○動産の取扱いに対する対応策の検討に当たっては、動産の処分が、財産権という憲法上の権利に係る問題であることを踏まえ、損害賠償請求等の訴訟のリスクを考慮しても地方公共団体が迅速に動産を処分することが可能となるよう、運用上の対応だけでなく、動産の保管、売却、廃棄に係る統一的な保管スキームを法律で規定すべきではないか。</p> <p>○空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)上に動産の管理に係る規定を設けることについて、動産の問題は特定空家の除去に必然的に付随して生じる問題であり、空家法に基づく代執行の仕組みの活用を躊躇する要因を解消するための措置であることを踏まえれば、空家法の射程外とは言えないのではないか。</p> <p>○河川法、道路法、道路交通法や災害対策基本法等において様々な保管スキームが規定されており、屋外広告物法のように、「特に貴重」なものとして以外で異なる保管スキームを適用している例もあり、これらの前例を参考とすれば、空家法において、柔軟な運用を可能とする保管スキームを設定することが可能ではないか。</p>	<p>提案事項に係る実態を確認するため、地方分権改革推進室とともに、各市町村の空家担当部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとした。</p>	<p>5【総務省】 (18)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (19)代執行(14条9項)又は簡式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等の中の動産の取扱いについては、市町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実態を図るために必要な指針(平27国土交通省住宅局)を改正し、市町村に令和2年中に周知する。 また、動産の取扱いを法で規定することについては、附則2項に基づき、施行後5年を経過した場合において行う検討の際に併せて検討を行う。 (関係府省:国土交通省)</p>
287	<p>全体の家屋に占める未登記建築物の割合や、空き家の除却や活用にあたってどのような情報が有効かということについては、本市の事例は具体的な支障事例や提案理由が不明であり、本市においては、本市において、空き家に占める未登記建築物の割合自体は把握していないが、全体の家屋のうち6割近くが未登記であることは把握しており、空き家全体に占める未登記空き家の割合も高いものと考えられる。また、空き家の真性情報が空き家の活用に繋がった本市の事例として、固定資産税の相続人代表者が適正管理していない空き家において、他の相続人に管理依頼をし、その者が当該空家等の資産価値を認識し、売却に至ったケースがあり、その相続人から、「市から評価額や具体的な空き家の情報を当初から提示されれば、動く相続人は多いと思う。」との意見が得られた。</p> <p>また、本人保護の観点から、所有者の氏名やその住所等の連絡先情報の方が、空き家に関する物件情報よりも機密性が高いと考えられ、前者の内部利用規定を設けることが可能であれば、後者の内部利用規定を設けることも可能ではないか(現に地方税法第382条の2及び同法施行令第52条の14に基づく固定資産課税台帳の閲覧や、地方税法第416条の規定による家屋価格等縦覧簿の縦覧の制度があるところであり、物件情報は比較的機密性が低い。)</p> <p>さらに、総務省及び国土交通省の回答において、代替手段が他に考えられるとの指摘があるが、所有者情報と物件情報において、情報の重要性・把握の困難性・代替手段の乏しさ及び情報提供の公益性について、差異はないと考えられる。所有者同意を得ることについては、ヒアリングでもお示ししたとおり、事例は限りなく少ない。本提案の趣旨が所有者に接触する前段階で空家等対策部局において空き家の属性に関する情報を把握したうえで、所有者との相談に臨み、助言・指導を適切に行っていくというものであることに鑑みれば、所有者に接触したうえで同意を得ることは提案の趣旨を達成できない。</p> <p>「立入検査」については、空家法上、適正に管理されない空家等が特定空家等として助言・指導していく過程に対してのみ認められているところ。本提案は、今後ますます増加していく空き家を特定空家等に移行する前段階で適切に管理等できるようにするという趣旨のものであるため、代替手段として立入検査があるという指摘は当たらない。</p> <p>外見から判断することについては、建築年等の情報は外見から判断することができないばかりか、外見のみから推測しようとする、不適切な結論を導いてしまう可能性もある。なお、国土交通省の公表しているガイドラインには、「民間事業者等(空き家の利活用可能かどうかを判断する際の材料となる情報の例)として、建物面積や建築時期等がリストアップされているところである。</p> <p>なお、守秘義務の対象となる税務関係情報について、他の行政機関から法令の規定に基づき情報提供を求められた場合には、「事案の重要性や緊急性・代替手段の有無(中略)等を総合的に勘案し」必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当である(『地方税法逐条解説』より)とされているが、この解釈が地方公共団体内の他部局からの請求についても適用されるとすれば、あくまで代替手段の有無は勘案されるべき要素の一つではないか。</p> <p>なお、平成27年6月10日午後2時より国土交通省が名古屋合同庁舎において開催した空家等対策特別措置法説明会に出席した際、当市から、「固定資産税情報のうち、何故、所有者の氏名、住所、連絡先しか情報提供を受けられないのか。」といった本提案に係る質問をしたが、国土交通省担当者より、「国交省としては、情報の機密性を特に限定せず固定資産税情報の提供を受けられるよう総務省に協議した。しかしながら、総務省が、物件情報は立入調査で把握できることを理由に、所有者情報しか提供を認めなかった」と回答があった。その際にも、建築年や構造は立入り調査で判明しない旨を説明したところである。国土交通省は、2次回答の作成に当たっては、当時の議論を踏まえた上で検討いただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 本市においては、現在固定資産課税台帳に登録されている家屋のうち、23.57%が未登記家屋である。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>	<p>○1次ヒアリングにおける国土交通省からの回答にあるように、空家の利活用の検討に当たって、現状を踏まえた不動産業者や解体業者等の助言を活用することも、費用を要するものであり、提案団体においては、これまでの空家対策の実務経験から、市町村が、所有者に接触する前段階で空家の属性に関する情報を把握した上で、所有者との相談に臨み、助言・指導を適切に行うことが重要であると考えており、こういった市町村の現場の実情に基づきニーズに対応する方を検討すべきではないか。</p> <p>○空家の適正な管理のためには、立入調査の対象となる特定空家に移行する前段階から利活用の方策を検討することが重要であることに鑑み、空家の属性に関する情報の円滑な取得が可能となるよう、所有者情報以外の固定資産税情報の内部利用を可能とすべきではないか。</p>	<p>ご提案の趣旨は、特定空家等に至らないように予防的観点で空家等対策を講じることの重要性を認識し、初期の接触の段階で空家等の所有者の関心を引くために、固定資産税情報を用いたいということだと思われる。</p> <p>予防的観点で空家等対策を行うことは望ましいとは思いますが、所有者の関心を引くために、本人の同意もなく、固定資産税情報上の正確なデータを必ず用いなければならないということではないのではないかと、本人の同意もなく、固定資産税通知書に空家等への対応を促す書面を同封したり、放置し続けることのデメリットとして近隣に迷惑をかければ損害賠償請求を受ける可能性があることと言及している市区町村があることも把握している。</p> <p>そのため、ご提案を実現すること自体は困難であるが、他の市町村において対策の初期段階で所有者の関心を引くために行っている取組事例については調査の上、周知することとした。</p>	<p>5【総務省】 (18)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (19)代執行(14条9項)又は簡式代執行(14条10項)により除却の対象となる特定空家等に対する措置については、市町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、「特定空家等に対する措置」に関する基本的な情報(建築年数、構造、面積等)の利活用を行う必要性等について判断を行うための調査を市町村に対し行った上で、必要な方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づき必要な措置を講ずる。 (関係府省:国土交通省)</p>		



総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
298	B	地方に対する規制緩和	その他	個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金において、都道府県以外の者が補助事業者となる場合の都道府県經由事務を廃止すること。	【現行制度】 個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金における補助事業者(市町村)と国との間の交付申請、交付決定及び実績報告等の事務(以下「交付事務」という。)については、都道府県を経由して行うこととされている。 また、社会保障・税番号制度システム整備費補助金における補助事業者(総務省所管補助金では都道府県及び市町村等、厚生労働省所管補助金では協会等)と国との間の交付事務についても、都道府県を経由して行うこととされている。(都道府県が補助事業者となる場合の交付事務は、都道府県と国とが直接行うこととされている。)  【支障事例】 交付事務は、年度末・当初の極めてタイトなスケジュールの中行わなければならない、大きな事務負担が生じており、都道府県における業務効率化を阻害している。 なお、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の交付事務に係るスケジュールについては、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針において部分的に見直しが行われたものの、都道府県等の事務負担が十分に軽減されているとは言えない状況である。 そもそもこれらの補助金は国の政策により交付されているものであり、短い交付事務スケジュールの中で敢えて都道府県を経由させる必要性が認められない。本来国が負うべき事務負担を都道府県に転嫁しているのにもかかわらず、	年度末・当初における都道府県の事務負担が軽減され、簡潔な事務手続きとなるとともに、国が補助事業者との間で直接交付事務を行うことで、より適正で迅速・確実な予算執行が期待される。	個人番号カード交付事務費補助金交付要綱、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱	総務省、厚生労働省	鳥取県		宮城県、鹿沼市、川崎市、高山市、浜松市、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、岩国市、宮崎県	○都道府県にとっても、国の代わりに市町村へ支出負担行為を行うなど、本来必要のない事務を行うことは、多大な負担となっている。 ○社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、市町村が交付申請を行う際に都道府県が取りまとめ及び審査を行うこととされており、短いスケジュールの中で高い業務負担がかかっている。	【総務省】 個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)に基づき、これらの補助金の円滑な執行の確保を図るため、都道府県に市町村(特別区を含む。以下同じ。)における算定等の取りまとめを実施していただいているところであり、今後も補助金を適切に交付するため、引き続き御協力をお願いしたい。 なお、補助金に関する照会のスケジュールの見直し及び事前周知については、昨年度実施したところであるが、都道府県及び市町村における負担軽減について引き続き検討してまいりたい。  【厚生労働省】 国民健康保険組合(以下、「国保組合」という)は、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受け設立されている。国保組合の予算・決算については都道府県への届出を求められていることから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金に係る申請等の手続きについても、都道府県における審査が必要であると考えられるため、引き続き、都道府県を経由した申請としたい。 なお、当該補助金は要件に合致した国保組合を所管する都道府県への交付を予定しているが、提案団体へは要件に合致する国保組合はないため事務は生じないものと考えている。



管理 番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	見解	補足 資料	見解	補足 資料				
298	総務省の回答中「これらの補助金の円滑な執行」について、本補助金を適切に実施し、かつ速やかに交付を行うという意味であれば、第三者である都道府県に交付・審査・交付決定させるより、本補助金を所管する総務省が直接交付申請を受け内容を審査し交付決定を行うことが最も適切な補助の実施となることは間違いないし、都道府県を経由しなくればより速やかに補助金の交付を行うことができるのではないのでしょうか。本提案は、本補助金について都道府県を経由せず総務省が直接実施することを求めるものであり、総務省が直接実施できない理由をお示しいただきたいと存じます。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		【総務省】 補助金等の交付に関する事務については、その過程で生ずる複雑多様な事務を国において一括処理することは必ずしも効率的ではなく、特に本提案に係る補助金のように、全ての市町村からの申請を受け入れることと想定しているような補助金について、仮に国で全ての事務を処理することとした場合、国での事務に要する時間を確保すると、申請団体に極めて短期間で作業をお願いすることとなるおそれがある。また、補助金の申請や実績報告に際しては、現地事情を的確に把握して円滑に行う必要があることから、日頃から管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)における事務処理の状況を知り、その職員とコミュニケーションをとっている都道府県において、提出状況や内容の確認を実施いただくことが、より適切かつ効率的な補助金交付事務の実施に資すると考えている。 そのため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第26条第2項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第17条第2項に基づき、都道府県知事の同意を得て補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県知事が行うこととすることができることとされており、本提案に係る補助金に関しても、全ての都道府県知事から同意を得ているところである。 上記の趣旨及び経緯を踏まえ、個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、管内市町村における個人番号カード交付事務や個人番号関係事務に係る現地事情を的確に把握され、管内市町村と円滑に連絡・調整を実施することができる都道府県に、引き続き御協力をお願いしたい。 【厚生労働省】 ※一次回答から変更なし	